

松下昇發言集

〈 〉版

~1988.9~

発言集の△・▽化について

一九七九年六月に回覧用として作成された松下昇発言集の位置や、松下昇表現集との関連については、一九八八年八月付の「表現集の△・▽化について」で基本的にのべてあるので参照していただきたい。ここでは次の諸点をあらためてのべておく。

一一 発言集の原本は、占拠空間から留置された状態にあり、それにもとづく複製はできないが、この状態を、たんに對権力的な課題にとどまらない広いテーマの対象化の媒介としつつ、その対極に△同一▽内容の△・▽版を構想していく。発言集の△・▽版の企画は表現集の△・▽版に触発されて生じているが、これは、表現集や発言集や批評集、さらに、その向こうに拡がる領域へ△統▽篇を企画していくための不可欠の作業である。△・▽版に出会う読者は、対極に留置されている原本を意識して読んでいただきたい。

一一 原本の宙吊り性と共に、原本作成者にかかわる、もう一つの宙吊り性にもふれておく。原本の作成者は、七九年と八〇年段階の補充的な註に記したことであるが、古書店で働きつつ回覧用として職場に置いたことを理由の一つとして解雇され、経営者との対立は持続し深化している。そして、解雇した者とされた者は、六九年に同じバリケードを死守していた者同志であつたこと、この事実性の現実的意味の追求が発言集を真によむ条件の一つであることを強調したい。

三一 原本と△・▽版の内容の差異についてふれておくと、△・▽版では原本作成者や複製主体による註を不可視にし、対応して、この序文を掲載している。前記の註は原本からよみとてほしいし、深淵のみならず、註も成長するからである。

「私の自主講座運動」や「私にとって大学闘争とは何か」は、原本に掲載されたものの前段階の掲載分を應用している。これは、より初期の掲載形態をえらんだというわけでもない

く、逆に「七一・一・二九の解放学校における問題提起」は、原本がガリ刷りパンフをそのままコピーしているのに対し、△・▽版は、その後「あんかるわ」第28号へ転載されたものを、関連資料を含めて應用している。それぞれのメディアの振幅や重層性への視野を拡げるため、と受け取つていただきたい。(なお、表現集や発言集の△・▽版では、これまでのミスプリ等をできる限り訂正・補充した。)

四一 表現集と発言集の差異や特性は何であろうか。前者は文字で発表したもの(唯一の例外は、前出の「私の自主講座運動」)、後者は発言の記録を収録していると一応いえるとして、本来は△・▽過程における表出行為を全て△作品▽と把握するへなせなら、バリケードも、眠りも、廿年間の関係性の変化も、なにものかによる△作品▽である。)場合の、ある構成へのすきいとり方の媒介が文字や発語を基準とすることもあるといふにすぎない。あらかじめ△で書かれたとみえる表現も、背後に沈黙の△発語▽をくぐつてゐるし、△発語として聞かれる表現も、不可視の△文字▽を背負つてゐるだろう。それらを、どの水準でとらえて開示するかは、現在をふくむ場の幻想性の必然の度合いが決定する。

五一 この場合、私たちは△→非文字→文字△のベクトルは可逆的であり、各項は等価であるという前提から出立し、それぞれを最大限に生かしたい。従つて、今後、表現集や発言集の作業を充実させつつ△それぞれ、欠落△持続している多くの表出行為を収録した統篇を準備中)、未踏のさまざまの試みをしていく場合にも、文字や発語の区分を固定せず、これらを仮装する△条件▽と呼吸感覚を発見△再構成しつつ、前史的拘束性からの飛翔を目指したい。

権力を持たない者は空間をもつこと ができる

松下 昇（神戸大）——神戸大理学部のシンポジウムから

ここに掲載する神戸大の松下昇氏と
同大理学部学生有志のシンポジウムは
二月十二日、神戸大理学部においてお
こなされたものを、編集部がまとめた
ものである。

神戸大では、ここ三年間、寮問題をめぐつ
て、寮自治会を中心で闘いが進められていた
が、昨年末の寮自治会による本部・学生部封
鎖によって闘争は拡大し、寮問題を中心にして
教養部のストライキを生み出した。また、これに呼応するようにして工学部の四者
協議を学部の最高決定機関とすることを要求
△△△

する闘争、教育の学部長選問題など諸学内闘
争が闘われ、神大闘争として展開されている。
去る二月三日には、教養部代議員大会が開
かれ、「スト強化案」が可決され、問題は寮
闘争から発展し、実質的には、教授会、評議
会の議事録公開から教授会、評議会の解体
にまで突き進む方向で運動が進んでいる。
別掲の松下昇教官の「情況への発言」は、
こういった情勢の中で出されたものである。
なお、本文中にあるように、教養部は全
学封鎖中であり、松下昇氏は「発言」にもあ
るよう、ストライキに突入している。また

同氏は関西学院大にも非常勤講師として勤め
ていたが、機動隊導入に抗議して、卒業業務
拒否等をも含むストライキを行っている。
このシンポジウムで大学闘争の中での知識
人のあり方を松下氏は本質的に提出してお
り、個別神大闘争の報告としてだけではなく
大学闘争を闇うための資料として読んでいた
だきたい。（編集部）

を要求していることは、問題が、たんなる事実性をめぐる要求から、表現の私有に対する闘争に発展したことを意味している。私は、この問題を表現の問題としてとらえてみたい。

教授会、評議会の主張は、「テープ・議事録を公開すれば、発言の自由・思想の自由が犯される」ということにある。が、そのことをもっと

本源的に考えてみれば、逆にいうと「公開して困る」というような利害関係が大学内に存在しているということになる。今まで、大学は、共同理念によって支えられた共同体であるとされていたが、このことは、大学内に敵対関係が存在することを明示しているといえよう。

2

私が、「表現が問題である」と主張するのは、一見、形而上学的にみえるかも知れない。しかし、体制の変革ということは、表現の変革と機構の変革を同時的に行なうものである。つまり、「テープの公開の要求」は、それを支える機構の解体の要求の一歩である。私は、単に、物理的手段によって体制に立ち向かうのではなく、意識の変革、表現の変革を含んで闘争は進まねばならないと思つ

関西——権力を持たない者は空間をもつことができる

1.
ある
学生の問題という、いわば事実性をめぐって出発した神大の闘争
は、大学側のその問題に対する処理のしかたの問題に発展してきて
いる。つまり学生が「評議会のテープ公開」「教授会の議事録の公開」
情況への発言
△△△

△△△
へ神戸大学教養部の全ての構成員諸君／二月一日の団交は、評議会がへ寮問題／に関する解決能力を持っていないことを暴露した。
しかし、これだけをスト続行か中止かの基準にしてはならない。ましてへ時間／が切迫しているからといって、へしけん／のための秩序に復帰してはならない。
△△△
へ神戸大学教養部の全ての構成員諸君！このストを媒介にして何をどのようなに変革するのか、そして、持続、拡大する方法は何か、について一人一人表現せよ。

少くとも、この実現の第一歩が、大衆的に確認されるまで、へ私／は旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働（授業、しけん等）を放棄する。

この問題提起に何らかの共有性を発見する諸君は、自己にとって最も必然的な方向を創り出して闘争に参加せよ。

一九六九年二月二日
△△△
へ六甲空間／にて

松下 昇（教養部教官）



「情況への発言」が貼り出された教養部掲示板

ヘコイ

6

自主講座について——私は自主講座というのは有名な人を呼んで話
しを聞くことではないと思う。どのような教授に対して「でも、『あな
たの研究はこの社会とどういう関連を持つていていますか?』と問う

神大の場合でいうと、表現の変革と体制の変革を媒介するものがストライキである。というのは、通常の労働者のストリートは、取り引きを目的とするものであった。有限のものを対象として行なわれてきた。しかし、神大の現在のストリートは自己の存在形態を否認するためのストライキとなっている。

このようなストライキに対して教官の認識はあいまいである。このような根源的ストリートに対しては、教官が、教官として良心的に振まおうとすればするほど、教官は管理者にならざるを得ない。つまり、学生の要求を体制に巻きこむことになってしまふ。

3

私は一枚の紙キレイを貼り出した。それによって、マスコミ・教授会は大騒ぎとなっている。これは腐敗である。誰かがやらなければならぬことを私がしただけであり、情況がそうさせたに過ぎない。

だから、私個人が書いたということは忘れて欲しい。

神大教養で行なわれ始めたように、現在は、一人一人が自分の言葉で発言すべきときである。あくまで個人の立場で、全責任を負ったどうを自分一人でまく、そういう態度が要求されている。

4

私は、一枚の紙キレイを貼り出した。それによって、マスコミ・教授会は大騒ぎとなっている。これは腐敗である。誰かがやらなければならぬことを私がしただけであり、情況がそうさせたに過ぎない。

だから、私個人が書いたということは忘れて欲しい。

神大教養で行なわれ始めたように、現在は、一人一人が自分の言葉で発言すべきときである。あくまで個人の立場で、全責任を負ったどうを自分一人でまく、そういう態度が要求されている。

5

私は、封鎖・バリケードは、表現形態としてみなければならないと思う。権力をもつたない人間は空間を持つことができる。物理的にも、意識的にもそうである。道ばたで、野原で、対等の人間として話し合おうとするに秩序は反発するのである。

こういった秩序の反発は、大学の自治は特権的であり、学問は私有財産制度に基いたものであることを露呈している。

6

なぜ、もっとも進歩的な教養部で封鎖が行なわれているかということを、教官たちは理解する必要がある。管理者としての矛盾をかくしまま、学生の要求を汲んだりしてはいけないのである。教養部研究室のバリケードは「教官たちよ、すべての地位を捨てて丸裸になれ」という情念を含んでいるのである。だが、教官たちは、自己の分裂に無自覚に、この問題を論じようとしている。

私は、封鎖・バリケードは、表現形態としてみなければならないと思う。権力をもつたない人間は空間を持つことができる。物理的にも、意識的にもそうである。道ばたで、野原で、対等の人間として話し合おうとするに秩序は反発するのである。

こういった秩序の反発は、大学の自治は特権的であり、学問は私有財産制度に基いたものであることを露呈している。

7

私が、民主制について疑問を持つのは、現在の民主制は、自己を防げない抑制となっているからである。私のへ発言Vに對して、「あなたはたった一人で神大を混乱させるつもりか」といった非難が浴びせられる。だが、私は、そのような数量的発想をこそ破壊せねばならないと思う。自己の存在を賭けていない多數決ほど危険なものはない。比べての人が自己批判の上に、自己の存在を賭けねばならないと思う。

8

だから、私が、今、話したことをそのまま信ずるのではなくに、諸君の原理を繋いで欲しい。そして表現の変革と体制の変革の無限の可能性を語りの中で生かして欲しいと思う。

(文責・福原)

だから、私が、今、話したことをそのまま信ずるのではなくに、諸君の原理を繋いで欲しい。そして表現の変革と体制の変革の無限の可能性を語りの中で生かして欲しいと思う。

■シンポジウム

——大学人・知識人のあり方が、この大学闘争の中で、問われていると思うが、それについて、先生はどう思うか？

松下 あるスター・リニストは「六〇年安保は知識人であるが故に声明を出すことで闘争ができた。ところが、最近では、声明を出す権利もなくなってしまった」ということを言っている。つまり、六〇年安保においては、知識人とか大学とかは疑われるがなかつたのだが、最近の大学闘争は、その神話を崩壊させつゝある。いわば既ての問題の拠点が崩壊しつゝあるのである。もはや、知識人として、大学人として発言することが意味をなさない。十・八の羽田アビールには、何人かの有名な人が発言をしているが、私はそういう固有名詞がなんらかの意味をもつことには反対である。問題は、有名であることをそれを温存する体制をこそ粉碎することであると思う。そういった体制の上に、あぐらをかいていた大人を今の大学闘争は告発していると思う。

——僕たち学生はこのまま社会に出れば、ベルト・コンベアに乗せられて、中級労働者として資本の手先として使われてしまうものとしである。そのような自己を否定する闘争としてこのストライキはあると思うのですが。

松下 評議員と自己との闘争の中に、總ての階級闘争がはらまされていると思っているのです。つまり、最も身近な人との闘争の中に、最も深刻な闘争が含まれていることを理解しなければならないということです。パリ・コンミューンを含めて、總ての闘争が、夫婦喧嘩の中にも存在しているということです。

——今、いわれた将来の日常性の否定ですが、僕は、今の僕の日常性を否定しなければいけないと思っています。

松下 世界のどこかで悲劇があることは、自己が日常性にひたりきつていることの裏がえしだと思います。国家とは、われわれが、日常生活につかっているかぎりは、みかけは安全に運転されている体系です。しかし、それが、どういうものかは、ベトナムを例に引くまでのこともないと思います。

——僕は、教官として、管理者としての日常性を否定しました。ですか、当然、試験もしないことにしています。下士官、試験をしないこと。二〇〇人の人が卒業できないことになるわけで、「泣いて」頼みにくる人もいるわけです。そこで、恨んでいる人もいるでしょうが、恨む人を恨まなくなるようにしようと思っています。

松下 僕のやつたことは、現在の秩序を逆用することだと思います。本たとえ、君らが大学を出て就職して、労働組合対策に回されたとしても、秩序を逆用し、日常性の論理を否定して闘うことはできると思っています。

——それでは、科学者としての自分と、そういう階級社会に存在していることははどう重なるのですか。

松下 僕は、どんな言葉でも、存在でも良い。それを疑いそれと生涯、格闘することが科学するということだと思っていますが、そのことが、先ほどいった「あなたの研究が、この社会とどう関係するのか」という問題、つまり、社会的自己に答えるものでなければいけないと思っています。この二つの統一として真に学問はあるのじゃないかということです。

——今、いわれた風景の展開を意識の展開に置きかえたときどうなるかということです。そうすれば、「革命」とか「スターリン主義」とかといふ言葉が変へゆくわけで、それを方法化したいと思います。私が、東京の新聞を信用しないのはこのためです。

——あのアビールでは、具体的にいうと僕はどういうような意味で使っているのですか。

松下 ハ私ハは、この私ではなくしての私という普遍的なものを規定しています。ハストライキハは、みかけだけのストではない、根源的なストライキです。

ハすくなくとも僕はとり引きの発想を否定し、永続革命の発想を表わそうとしたわけです。

ついでにいうと、世界的にみても、激動のあるところは記号を多く使っています。チエコ、西独、それからヒッピーの文章などはそうです。ところが、中国の文革ではこれが少ない。私が、中国の文革をあまり信用していない一つは、このためもありますが、中国の革命は、毛沢東をも粉碎するものでなければいけないのではないかと思っています。

——結てのことばを確定させてはいけないというのですか。

松下 「試行」に三年前から連載していることとも関連しますが、私が「六甲」というとき、それは固有名詞の六甲を越えて、幻想的な

（六甲）

（一・又吉・英美子）

の攻撃に根底から闘うる運動をも形成しうるのだと考える。

これまでの「全共闘」の闘いを無に帰する地点では、「全大学」なる空虚な団結の誇示が残るのみであり、権力に

たいする闘いの自体がおざなりなものにしかなりえないだろう。

このとき大学は、権力の意図がまさに達成された場所となるのだ。

私たち大学の教員は、これまで全国の全共同運動が切り開いてきた闘いの（思想的）追体験にとどまつてはならないだろう。学生諸君の運動にたいする国家権力の弾圧と、大学内の体制派の巻き返しという二重に苛酷な状況に抗して、私たちもまた「大学立法」粉碎、大学解体の運動を形成していこうと考える。もちろん、私たちはこの一片の声明をもって自分たちを「造反教員」と錯覚するものではない。私たちは各自の思想的闘いをあくまで深め、一人の教員としてでも闘わなければならぬと決意している。この決意によつて、「全共闘」の諸君と同じ戦列に立ちたいと考える。

私たち全国の大学教員は、五月二九日の報告集会「大学を告発する」およびそれにつ

きつづく長時間の討論の一つの結果として、以上のようない「大學立法」にたいする声明書を作り、闘う学生、教職員によびかけるものである。

五月三十日

全国大学教員有志

浅田光輝（立正大）・浅野利昭（芝浦工大）・安藤陽子（早大）・安藤彦太郎（早大）・石田保昭・市川定夫（京大）・伊藤草・伊藤精悟（京大）・伊藤敏雄・井上清（京大）・今野敏（京大）・伊藤敏雄・井上清（京大）・今野敏（京大）・伊藤敏雄・井上清（京大）・今野敏（京大）・梅田祐喜・海老坂武（一ツ橋大）・大井正（明大）・大賀正喜（青学大）・大野淳（東京大）・萩野和彦・折原浩（東大）・影山喜一（東大）・神谷政治（熊本大）・川上融・川田薰（東大）・北尾邦伸（京大）・毎熊輝記（埼大）・小島丈児（広大）・最百悟（東大）・塩川善信（東大）・清水多吉（立正大）・木下肇（東大）・本照夫（上智大）・木下肇（東大）・北原敦（東大）・堤利夫・中村一・永井且（慶應大）・長田洋介（名大）・長崎浩（東大）・新島淳良（早

（六月二十三日現在）

大）・沼田郁彦（京大）・野間正記（名大）・野村修（京大）・原卓也（東大）・花崎翠平（北大）・平石直昭（東大）・福岡和子（成蹊大）・福島義宏（京大）・藤堂明保（東大）・三宅徳嘉（都立大）・宮崎昭（京大）・室根郁男（新潟大）・森弘之（東大）・森田学（京大）・元吉明夫（熊本大）・森鷗勉（京大）・弥永健一（ICU）・山川絢（東水産大）・山田耕助江・山之内正彦（東大）・岩坪五郎（京大）・吉田博宜（東大）・六角恒広（早大）・花岡英雄・溝田正・小林忠太郎・徳永晏・安藤正信

表現運動としてのバリケード

六甲空間における反大学

松下 昇（神戸大講師）

君は、現在までに、関西学院大学および神戸市立外国語大学で駆逐を受けましたけれども、しかしながら、そこで強固な抗議行動を展開し、同時に、神戸大学において「教官共闘」を結成して闘っています。（異議なしの声拍手）

実をいうと、ここで発言するのは非常に苦痛なんです。しかし、この苦痛は、情況の苦痛とどこかでつながっているはずだという思いのうえで、発言したいと思います。（拍手）

神戸大学の闘争はひと口に言えれば、非常に言語的な、幻想的な闘争であったといえます。つまり、一見、はなばなし、戯劇性というものにあまり惹かれなかった。

その出発点は何であつたか。それは、「評議会の議事録を公開せよ」という要求が、対して評議会がニセのテープを公表するという出発点があつたわけです。しかしながら、そういう出発点をもちながらも、闘争の過程において、日共スターリニスト、あるいは国家権力と激的な衝突をくり返す、そういう過程を含んでいます。ここにこそ、幻想的な闘争であることによつて、普遍性をもつて、そういう要素を見出したいと思います。

具体的にどういうことがどういうことか、テープを公表しないということの背後に大学の中における表現の階級的所有の問題がある。そのことを敏感に見ぬき、かつ、そのような表現の階級的所有を支える機構ないしは意識、そのことを徹底的に粉砕する。その延長線上に、この



第三番めは、ハリケードを自分の内部も
昇華して、そして、具
下 体的なハリケードを自
身の力で守り、発展さ
せていくということです。

二番めは、現在の学問体系を否定して、新しい世界、人間の把握をめざす。
四月にはいりますと、神戸大学において、全共闘運動をめざして、
教官共闘を結成しました。その主要な方針をかんたんに述べてみます。
解説五つあります
第一は、現在の大学秩序を支えるいつさいの労働を拒否するということです。

さるに開学の場合、これをもつと普遍化して述べますと、私自身は、機動隊がはいってから、「試験放棄」ということを出しましてけれども、今考へるならば、事前に「機動隊がはいれば、少なくとも試験を放棄し、かつそれを阻止する」という声明を組織的に行なうべきであったと思っています。

また三月一日には、日共ストーリニストがハリケードを解除する行動に出てきています。われわれが、それを批判する行動に出たところ、監禁事件と称して、ハリケード内にいるすべての人間を国家権力をよんで、この三月で辞職せざるを得なくなつた。そういうふうとともに、開学当局のキリスト教主義を掲げた懲罰性、頗處といふものをするべく糾弾しておきたいと思います。

たが、これに対して、教授会メンバーはどのように答えたか。彼らは、「教授会メンバーであるのに、教授会メンバーでないかのように振舞うのは、人間失格である」といつて私を非難しました。あるいはカフコをたくさん使うのは、表現として狂つている。「狂人の言葉である」というふうに批判しました。

フルジニア社会におけるいつさいの権制を粉碎していく、そういう方向をめざしたいと思っています。
私自身は、二月二日、「情況への発言」というのを行ないましたけれども、その骨子は現在の大学の秩序を支えるいつさいの労働を永続的に停止することあります。この発言の中の「スト」というのはカフコをつけてあります。遂に何もないというだけなしに、大学を解体し、フルジニア社会の権制を解体していく、そのような行動をも包括していくという意味を持たせたわけです。
それに対して、「未知なるものへの祈り」という反応がありました。私自身が全く知らない学生諸君が、発言の直後に「自分たちは未知なるものを含んだ闘争へ、すでに突入している。この結果が、どのようなものであれ自分たちは、その発言の意味を主体化し、最後まで共に闘う」という内容でした。そのような、「未知なるものへの祈り」という言葉が、私にとって、六甲空間で得た一つの表現であったわけですが、これに対して、教授会メンバーはどのように答えたか。彼らは、「教授会メンバーであるのに、教授会メンバーでないかのように振舞うのは、人間失格である」といつて私を非難しました。あるいはカフコをたくさん使うのは、表現として狂つている。「狂人の言葉である」というふうに批判しました。

フルジニア社会におけるいつさいの権制を粉碎していく、そういう方

向をめざしたいと思っています。
私自身は、二月二日、「情況への発言」というのを行ないましたけれども、その骨子は現在の大学の秩序を支えるいつさいの労働を永続的に停止することあります。この発言の中の「スト」というのはカフコをつけてあります。遂に何もないというだけなしに、大学を解体し、フルジニア社会の権制を解体していく、そのような行動をも包括していくという意味を持たせたわけです。
それに対して、「未知なるものへの祈り」という反応がありました。私自身が全く知らない学生諸君が、発言の直後に「自分たちは未知なるものを含んだ闘争へ、すでに突入している。この結果が、どのようなものであれ自分たちは、その発言の意味を主体化し、最後まで共に闘う」という内容でした。そのような、「未知なるものへの祈り」という言葉が、私にとって、六甲空間で得た一つの表現であったわけですが、これに対して、教授会メンバーはどのように答えたか。彼らは、「教授会メンバーであるのに、教授会メンバーでないかのように振舞うのは、人間失格である」といつて私を非難しました。あるいはカフコをたくさん使うのは、表現として狂つている。「狂人の言葉である」というふうに批判しました。

なお現在、神戸大学では、ハリケードが全学的に形成されており、私自身もその中ではとんどの時間過ごしながら、自分の今までの表現、ないしは生活過程全体を再点検し、飛躍するためのきっかけとなると確認したいと思います。

されが十月までの神戸本にあゆる闘争の東路七しだけれども、三月にはいりますと、(月給が非常に安いもんですから、関西学院大学と神戸市立外國語大学に非常勤講師としていて、毎月一万元もらつていたわけなんですが) 関西学院大学でも、二月に機動隊を入れて入試が強行されました。そのことに抗議して、私は学期末試験放棄の声明を出しました。が、それに対して、大学当局は解雇処分をしてきました。

ここで、もう一つ紹介しておきたいことがあります。それは、元関学教会の牧師をしておられた今井さんという方が、ハリケード内の落書きを全部収録されて、一つのパンフレットとして出された。しかしまあ、落書きをパンフレットで出すということが非常に当局の怒りをよびました。そこで、問題を單に学園闘争のワク内に閉じ込めずに、この闘争をかかせる、いつきのテーマを、自分の必然的なテーマとの関わりあいのうえでとらえていく。つまり、闘争をより高次元でとらえなおすということです。

五番めは、現在の現実を止揚しつつあるすべての運動と、本質的には、機動隊がはいってから、「試験放棄」ということを出しましてけれども、それでも、今考へるならば、事前に「機動隊がはいれば、少なくとも試験を放棄し、かつそれを阻止する」という声明を組織的に行なうべきであったと思っています。

私は、教官共闘というものは、いわば個別の大学のワク内にとどまらず、全国的に形成されなければならないと思いますけれども、ひとつ言つておきたいことは、名前としての全国的な教官共闘ではなくして、個別の自己の拠点における全共闘運動への関わり方の度合いだけ、全国性が保障されうる、という、共闘運動の原則を確認しておきたいと思います。

私は、教官共闘というものは、いわば個別の大学のワク内にとどまらず、全国的に形成されなければならないと思いますけれども、ひとつ言つておきたいことは、名前としての全国的な教官共闘ではなくして、個別の自己の拠点における全共闘運動への関わり方の度合いだけ、全国性が保障されうる、という、共闘運動の原則を確認しておきたいと思います。

なお神戸大学は、さまざまの制約がありますけれども、いわゆる反大学運動、自主講座運動と、ある程度の共有性をもちながらも、それらを、単なる補完的な存在とせず、どこまでも、方向係数のように、闘争を交えていく「表現運動」を行なっています。その具体的な説明は、(今は時間がないので、詳しく言えませんけれども) 主要な点は、現在やっている自主講座みたいなものが、決して、授業が再開されたらやめる、というものではないに、逆に、授業再開を徹底的に阻止する、現在の教育秩序を破壊する運動に高めていく点が一つ。(拍手)

もう一つは、時間とかテーマその他を固定せず、いわば、ハリケード

闘争が、街頭闘争が自主講座でありますというふうな運動性、立体化をめざしたものであります。(拍手)

それから五月にはいりますと、神戸市立外国語大学が、自主講座運動をやつたということを理由にして、処分を行いました。これは、大學立法化に先だつ自主規制であるし、また、明確に、われわれ反乱する教官に対する恫喝として、私個人の問題でなしに、反撃の姿勢を組む必要があると考へます。

いわば、目に見えないバリケードを校舎の中に形成し、そうして、民衆その他のデモと闘いながら、その自主講座を次第に拡大しつつあります。

橋田 大学の解体、成いは内ゲバなど全体を通して、学園闘争で問われていることは、私の考へでは体制の変革と同時に、変革する主体の変革をも統括すべきだろうということです。つまり対象と主体同時に変革する運動でれども、それを神戸大学における表現運動といふ視点から一つ述べてみたいと思います。

いわば反大学運動とか自主講座運動とかいろんな呼び方がありますが、恐らく呼び方はどうでもいいわけで、むしろこの学園闘争の中からいう運動が、突出して来ざるを得なかつたということの方がはるかに重要であろうと思ひます。

現在神戸大でやつてある運動について、ほほ六つの原則を作つてやつていますので簡単に説明してみたいたいと思います。

第一の原則は、闘争の補完としての自主講座、反大学運動ではなくて、パフォード空間の本質を強化する、あくまでも闘争の別表現

として展開するということです。これは参加者が学生にかきらず、神戸大の場合教授会メンバーが十数人参加しております。この十数人というのは、ごく少数を除いて授業再開がなされるだろうと見通をたてている人達です。なぜこういう人達を呼んだかといふと、一種の病院を我々は設定したのである。つまりバリケードで賛成する人だけを呼ぶのではなく、大学の機構の中で、反動的であれ何であれ、ある力を持つてゐる人を呼んで、個人団交を開くとする場として設定している。団交と比較すると、団交では闘争の要求項目についての追求、質疑応答が主点になるけれども、我々の表現運動においては、その人の数十年、数年の研究過程の追求を行なう。そのことと、なぜ、あなたは、今、バリケード空間にいるのかということ、その二つのづれを徹底的に追求してゆく。その過程で、自分の闘争に対する表現というものを全員で確認してゆく。そうすると団交では執行部としての責任を問われるけれど、自主講座では自分の研究者としての総括を問われている訳であるから答えなければならないし、あまりいいかげんな考え方も出来ない。そういうふうに一

個の大間のすべてでの可逆性を引き出し、かつ批判するという形での病院という風に考へております。これが三つ目の問題ですが、この旧秩序に復帰しないということは複雑だけではなくて、意識の構造も含む訳です。

第四の原則として、今までの大学機構は、学生と教官という要素だけで考へられてきたことが多かつたけれども、私は事務職員をそれに含ませる必要があると思う。教官というのは学生と対話する機會をもつてし、発言の場も持つてゐるけれども、事務職員の場合は最も駄目な労働に制約されていながら、かつ誰とも接触する機会を持たない非常に、隠された存在である。たとえば、神戸大学においてバッケードに入つたときに、最初、最も反発したのは職員層であった。そして市内の小さなビルを借りて事務をやつてゐるが、最初は封鎖派学生に非常な反発を示し、「ただちに機動隊を入れる」と要求したり、あるいは直接警察に電話したりする行動に出たが、我々のいろいろな活動に従つて次第に変化してきた。そのいちじるしい点は広い事務所では感じなかつた色んな矛盾がせまい事務室では明確に出て来る、人間関係にしろ、仕事の質にしろ、又封鎖後の事務の増え方にしろそういうものを狭い空間ではっきり感じはじめたこと、それから我々の設定した表現運動に積極的に職員を呼び入れて、そこで闘争の本質、原夜間部があるが、この夜間の学生に注目した。彼らは星間は労働者、夜は大学生、それも星間の学生よりいいかげんに教えられて來た学生、彼らこそが大学の矛盾といふものを二重の意味で感じていると思

う。彼らは自主講座運動に土曜日の星、日曜日に基本的に積極的に参加している、とりわけ星間、職場で反戦青年委員会に参加してゐる諸君が積極的に活動してきています。そして又そういうルートを通じて大学構成員だけではなく、色々な職場で活動してゐる労働者、市民、家族といふものをどんどん吸収しております。

第五の原則として全参加者の表現の根柢を変革する。表現とは決して言葉とか映像を指すのではなくて、いわゆる幻想性を媒介とした全運動を指すのであるが、政治的行動も、国家もすべて表現としてとらえられる。そういう機構とか政治に論点をしほるのではなくて、それを支えている人間の幻想性を含めた変革こそが今こそ問われるべきであると思う。具体的に今の場合、自主講座に参加したすべての人間が何らかの形で表現を行なう。それは沈黙していても良い訳であるが、沈黙の核を取り出す。その後その表現を運動させてゆく。たとえばバリケード封鎖の瞬間に貴方はどうするかと教授会メンバーにつけて、その時にならなければ解らないというような逃口上は許さない。具体的に明確に答えさせ。それから、ビラとかアジテーションにたいする批判を毎日行なう。具体的な問題、ビラの内容についても行なう。又落書きを始めて、ありとあらゆる所に落書きを書いてゆく。とわけ反大学祭というのを先週やつたが、その反大学祭に來たすべての人に落書きをしてもらつて、かなりを成果を取めた。

第六に眞の意味の全共闘運動を。よく共闘といふと誰かとの共闘とかセクターとの共闘と発想されるが、再検討してみる。自分にとって必然的な課題と、状況にとつての必然的な課題と対等の条件で共闘させると考へたい。そらである限り、自分が状況に参加して入れてもらう

という発想は拒否する紙だし、何かに没入するといふ発想も拒否する。あくまで自分の課題を状況と結びさせる瞬間に共闘が始まるのであって、孤独な共闘がない限り決して誰かとの共闘、組織との共闘は出来ないとと思う。そいつた意味で、全国的な共闘組織を作る前には必ず自分の拠点での共闘の意味を考えたい。

以上の六つの原則をかりに表現運動と名付けているが、個々の大学の実状に応じて、その制約というものを逆転しながら、戦略的に運動を開拓していくべきだと思う。バリケードというのは決して物理的なものではなくて目に見えないバリケードを常に育むべきが、永遠に運動するバリケードというものを一人一人が構築しなければこの闘争の意味がないのではないか。個人的に言うと、非常勤講師を処分された神戸外大で授業が再開されている。当然私は処分されているので学外者です。だからその校内に行くと反対者がスクランブルを組んで学外者は爆弾となるんですが、そこを唯一一人で突破して教室に入り自主講座をおこなう。そのテーマは「外大闘争における表現の問題」と設定しておいて、その瞬間思った事を何でも言つて、その教室の熙りには色んなデモがうず巻いて、かなり、緊迫した状況になります。私自身は一つのバリケードを教室の開口に構築したものだと思う。同時に处分した大学秩序に対する抗議であり、解体の行動であり、ともすれば政治的なテーマにだけ束縛しそうな学生諸君にもっとより多くのテーマを生み出す運動だと思つている。(これは5月29日文京公会堂5月30日の徹夜討論における氏の発言をまとめたものです。文責：編集部)

大学闘争の中における文学

生涯にわたる阿修羅として

高橋 和巳（京大教授）

んだ、というふうにいいくるめようとする知的行為者であります。多くの宗教人、裁判官、医者、学校の教師、大学の先生などがそうであります。

私は、常々、日本の資本主義体制をささえておりますものには、大きっぽにいって三つの柱があるんじやないかと考えております。一つは政治家を頂点にいたしまして、それに仕える膨大な官僚群と、その背後に控えております機動隊、自衛隊、警察によつて構成される政治権力であります。第二は労働者の労働力を自己増殖させながら、みずから利潤追求にのみ、きゅうきゅうとする大企業の資本家をはじめとする経営人、それを管理し推進する経営者たちであります。この二つは、いまさらしくことはないでありますけれども、この二つだけでは、いかなる体制も成立しませんで、背後から隠微にそれを支えているもう一つの柱があるはずであります。それは、一つの体制を、そちあるべきもの、といふうにい、そうでしかありえない

映画評論 8月号	
定価二三〇円	二十二円
特集1 開教祖さまへの登面ラブレターフ	唐十郎 武智鉄二 大島渚
寺山修司 加藤好弘 鈴木清順	特集2 日本映画に残る『心情』
佐藤忠男	私の葉てた女
(浦山桐郎)	長部日出雄
少 年	首孝行
(大島渚)	実相寺昭雄
薔薇の葬列(松本俊夫)	関根弘
（逃げ）	
●新劇モグラ月評	
対談——爪生良介 今野勉	
●4チャンネル・ファウトロウ	
吸血鬼 ロマン・ボランスキ	
泳ぐひと フランク・ベリー	
大阪ドラマは滅びるか 大熊邦也	
雨月物語 アボロ10号打上げ 田口勇一	
チエコ映画と新世代 ジャルマン	
（洋画月評）	
フランケンハイマー論 河原畑寧	
日狂の午後の大旅行 —泳ぐひと— 林玉樹	
●シナリオ	
吸血鬼 ロマン・ボランスキ	
泳ぐひと フランク・ベリー	
雨月物語 游口健二	
発行所 東京都港区新橋三ノ十六	
電話(四三四)七〇一四二五九二	

私の自主講座運動

松下昇

詩というものが無数の表現方法をとるよう、闘争にも無数の方法があると思いますから、私も自分の軌跡について、ひとまず報告しておきたいと思います。

ここへやってきたのは、さきほど菅谷君もいったように、たんに報告するとか、講演をするためではありません。菅谷君はもともと、神戸大学と一緒にドイツ語を教えていた仲間です。数年前から我々をとりまく情況をなんとかして突破しなければならないと考え、そのために、我々は様々な目で見えない闘争をすでに開始していたのです。いま、場所的に離れてはいるけれども、私のやっている自主講座運動と菅谷君のやっている解放学校といいわば△Vのように情況を包囲する形で現実化しようとっています。そういう時にあたって、私自身も六十年代に自分がやってきた事を総括する意味をこめて、今日、ここへ

やってきたわけです。

私は(たち)の運動の特徴を六つの項目にまとめてみました。

一番目は、二月二日に私が出した「情況への発言」に示されていますけれども、大學闘争における表現の階級性粉碎を主要な根拠にしています。例えば、権力を持っている者の表現と持たない者との表現とは、文字として、あるいは声として同じであっても、それが現実に持つ意味については全く違っています。そして闘争の契機自体よりも、闘争過程において各人が表現にたいして持っている責任を追究する形で、闘争が持続しているわけです。具体的には、この問題について全ての人が私に対してこたえるまで、大學の秩序に役立つ労働を放棄するという形で授業や試験やその他一切の旧秩序維持の労働を拒否しているわけですから、同時に、単純な拒否ではなく、自分の出

来る範囲で攻撃的に粉砕してゆこうと考えました。大学によつてそれぞれ条件は違うと思うけれども、我々の場合には、自主講座運動がいわゆる全共闘運動を包囲している形で展開されており、また單に闘争者がやっている運動というよりは、この運動にかかわる人間がたとえ我々に敵対する場合でも、自主講座運動に無意識的にも参加しているのだという確認を前提としています。たとえば、我々の自主講座に大學当局や民青や、さらには機動隊がやってくる場合も、彼らを平等な参加者とみなして運動を続行してきました。

二番目は、創造(想像)的なバリケードです。全国的に目に見えるバリケードが撤去されている段階において、本当のバリケードの意味はこれから追求され始めるであろうと思います。そのための条件として、目に見えるバリケードの中に何を、いかに形成してきたかということがあります。神戸大学の場合でいうと、大學措置法成立後、もっとも早くバリケードが解除されましたが、それでもバリケード形成以前から一貫して自主講座運動を続けていたために、解除されたということがそれ程打撃にならなかったのです。そればかりか、最後までバリケードで徹底的に活動したのは自主講座運動であったし、またその後の授業再開、試験施行にたいしてもつとも戦闘的に反撃したのは、我々の運動でした。

我々が活動する空間がそのままバリケードになってしまいます。例えば、この教室を授業で使うとしますと、ここを占拠して、自分達の問題提起をおこなう。別にロックとか、机で封鎖し

なくとも、我々の存在がそのままバリケードに転化していく。しかも、移動可能なわけですから、いたるところに出没して、ゲリラ的にバリケードを運動させていくわけです。これは不可視の領域へまで拡大していくべきだと思います。

三番目は、我々の自主講座運動のテーマはどういうものか、ということです。これは明確に定義をすることは不可能だと思つてます。むしろ、不可能である様な運動を目指しているのです。むしろ、明確な規定をして、これこれに近づこうという風な運動論はもはや破滅したと思います。我々が創り出しうる最も深い情況に我々自身が存在すること、そのことによって引き寄せられて来る一切のテーマが自主講座運動のテーマであるし、その時やって来る全ての人間が自主講座運動の参加者になるわけです。だから、毎日、過渡的なテーマはかかげておくけれども、そのテーマどおりに進行するかどうかは分らないわけです。テーマをかかげることによって、そのまわりに変化が起ります。そして様々な力関係でこの部屋ならこの部屋に問題が殺倒してきます。反論や撤去命令や機動隊導入など。その様な変化がそれ自身、持続的体系的な自主講座のテーマに合流するのです。そこにはじめて、学ぶことの怖しさが何重にも予感されます。いまのところ初期にくらべて、目に見える意識的な参加者はおそらくここにおられる人数よりも少ない場合が多いと思います。しかし、目に見える参加者が多いとか少ないとかいうことをそれ程、気にしないで良いと思うのです。少なくとも一人いれば、永続出来ると言う確信がありますから。

四番目は、いわゆる全共闘運動が崩壊した、ないしは危機的状況にあるといわれています。これは確かにそういう面もあるとは思いますけれども、私は全共闘運動という概念そのものを飛躍させる時期に来ている、飛躍させる人にとては決して崩壊してはいないし、今やまさに始まろうとしている段階だと思います。全共闘運動という概念は、自分にとって必然的な課題と、情況にとって必然的な課題とを対等の条件で共闘させるということではないでしょうか。従って、何かを粉碎するとか、打倒するとかはそれだけでは、スローガンになり得ないのです。必ず、それと対等な自分のスローガン、自分だけの言葉によるスローガン、それがうまく表現できるかどうかは別として、そういう自分のスローガンを対等に結合させえない限り、決して或るスローガンを荷いきることは出来ないし、まして命をかけることは出来ないだらうと思います。

私にとっては、それは、ご承知の方もあるかと思いますけれども、いくつかの作品、たとえば、八包囲Vとか、八六甲Vとか、そういった作品を本当に時々空間の中に生かしていく、そういう作業が別の面で大学闘争に参加しているといえるに過ぎないのであつて、決して私は、大学闘争が正しいからやつてゐるのでもなければ、学生諸君が正しいから支持するのでもないのです。そのような方向性を持続化することが、ある意味では大学闘争にもなり、それをこえていくという関係だらうと思います。

五番目は、これは一年におよぶ闘争過程でつくづく感じたのは、人間の幻想性の運動が最も詳細に歴史的な問題をえぐり出しつつ展開されてくるのです。つまり、人間にとって知識とはなにか、文化とは何か、そういった一切の問いが個々の階級的存在に対して、大学闘争を契機として問われているのです。だから、それをただ単純に階級闘争の前段階であるとか、あるいは安保闘争と結合すべき課題であるとか、水準で捉えるならば、決して大学闘争は捉えきれないと思います。大学という言葉に、記号H-LVをつけて人階級闘争がもっとも幻想的に展開される空間LVという風によみかえい限り、決して大学闘争は捉えきれないと思います。ですから、私自身は大学にいるときには大学でその問題を追求しているにすぎないので、家庭にいようと、工場にいようと、どこにいようと、幻想性を媒介にした問題は我々すべてにとって既成の概念や行動では捉えきれない危機的な状態に達していると思いますから、大学闘争の課題は実は全ての人間が現在つき当っている課題を、最も拡大して、最も深刻にえぐりとっているにすぎないので、そういう特殊な条件を徹底的にとらえ直さないかぎり、大学闘争の真の生命力をすててしまうことになると思います。

報復ということから少し離れたけれども、報復は最終的には一行の詩を書かせることではないかと或るとき、ふつと思つたのです。相手をなぐることでもなければ、殺すことでもない。滅る情況に原罪性をもつてかかわっている全ての人達が、行の詩をかかざるを得ない様な現実的条件を作りだす、それが本当の報復になるであろうと思います。だから團交にせよ、ゲ

ですけれども、報復とはなにか、復讐とはなにかという問題です。目前でたくさんの全共闘の学生諸君が血を流す。これはもちろん本当に許せないことです。しかし同時に、それと一緒に飛躍させる時期に来ている、飛躍させる人にとては決して崩壊してはいないし、今やまさに始まろうとしている段階だと思います。全共闘運動という概念は、自分にとって必然的な課題と、情況にとって必然的な課題とを対等の条件で共闘させるということではないでしょうか。従って、何かを粉碎するとか、打倒するとかはそれだけでは、スローガンになり得ないのです。必ず、それと対等な自分のスローガン、自分だけの言葉によるスローガン、それがうまく表現できるかどうかは別として、そういう自分のスローガンを対等に結合させえない限り、決して或るスローガンを荷いきることは出来ないし、まして命をかけることは出来ないだらうと思います。

私にとっては、それは、ご承知の方もあるかと思いますけれども、いくつかの作品、たとえば、八包囲Vとか、八六甲Vとか、そういった作品を本当に時々空間の中に生かしていく、そういう作業が別の面で大学闘争に参加しているといえるに過ぎないのであつて、決して私は、大学闘争が正しいからやつてゐるのでもなければ、学生諸君が正しいから支持するのでもないのです。そのような方向性を持続化することが、ある意味では大学闘争にもなり、それをこえていくという関係だらうと思います。

六番目の問題は、一番目の問題とかかわってくるわけですが、我々が打倒しなければならないのは、決して体制だけではないし、構造だけではないということです。それと同時に、我々自身の表現の根拠、我々自身が表現するときの根拠をも含めて変革しないかぎり、何一つ始まらないだらうし、それは古い形の階級闘争に還元されてしまうと思います。いいかえると、バトルにせよ、それらは一行のまだ表現されない時へ向かっての行為であるし、あらねばならないのです。そうでないようなゲバルトはおそらく自身にはね返って、マイナスの面しか知らないだらうと思います。

六番目の問題は、一番目の問題とかかわってくるわけですが、我々が打倒しなければならないのは、決して体制だけではないし、構造だけではないということです。それと同時に、我々自身の表現の根拠、我々自身が表現するときの根拠をも含めて変革しないかぎり、何一つ始まらないだらうし、それは古い形の階級闘争に還元されてしまうと思います。いいかえると、常に人の言葉で戦い、人の言葉で死ぬということは、本當に戦うこと、死ぬことになり得ないと思います。ですから、先程もいいましたように、情況によって最も必然的なスローガンとともに、自分にとって最も必然的な根拠を作り出さなければなりません。常に人の言葉で戦い、人の言葉で死ぬということは、本當に戦うこと、死ぬことになり得ないと思います。ですから、先程もいいましたように、情況によって最も必然的なスローガンを作り出さなければなりません。ということは、自分をそのように表現させる世界の根拠を、自分が叫び声をたてざるを得ない根拠というものを徹底的に追求することであつて、それは政治という領域をはるかに超えた行為だと思うのです。そして、それこそが眞の政治性のはじまりでしょう。

私がいや庵なしにとらえ、同時につきうごかされているいくつかのテーマのうち三つのものについて語つておきます。

最初のテーマは表現の階級性という問題です。一つの文章、

一つの言葉があるとして、それがどこで表現されたかによつて、全く意味を変えてしまいます。たとえば、教授会の中でAという発言がなされ、学生諸君の集会でAという発言がなされるときも、言葉としてはまったく同じであるにもかかわらず、それが現実過程において持つ意味は決定的にちがいます。それは階級闘争の問題であると同時に、言葉の本質にかかる問題でもあるわけです。このことは沈黙についても言えます。教授会の中で決して発言しない、あるいは闇文で追求されても決して発言しない、責任追究されても決して発言しない、そのような沈黙が問題である場合、意味はゼロかというとやはりそうではないわけです。沈黙もそれなりの階級性をおびてしまふのです。これは階級性という言葉ではおいくせない、むしろ原罪性というべき問題だろうと思うのですが、そういう問題が本質的に提起されたのは大学闘争においてだらうと思うし、この点をはつきりさせておかないと、我々の語る言葉は全て死んでしまふと思います。

二番目は空間性に関する問題ですが、これは闘争の過程にしたがって多少、変化してきます。最初の段階では、権力を持たない者は空間を持つことができる、という形で提起しました。そういうテーゼによって、我々のバリケードが開始されました。その後の段階は、バリケード空間とはなにか、つまりバリケードという概念をどこまで飛躍させるのかという問い合わせ的封鎖がバリケードそのものではない。むしろ、我々の置かれているのです。闘争には笑いが不可欠な要素だらうと思うし、最もよく笑った者が大学闘争の勝利者ではないかと、此頃、思ひのです。決して、深刻な、不気味な顔をしてやるものではなくて、いわば大学祭を永続化しうる力量だけが闘争を支えていくのだと思います。

三番目のテーマというのは、連続性の問題です。これは具体的には一二月三日、神戸大学の教授会が私の処分を検討しはじめた日、我々自主講座実行委員会は会議室へ突入し、一人一人を徹底的に追求しました。それ以後、教授会は開かれていませんが、いつ学外で、機動隊に守られて、私の処分を強行するか分らないのです。したがって、その時間も、場所も、議題も確定になつた教授会といつものにたいして、我々は常に準備していくなくてはなりません。つまり、今まで闘争というものには日付があつたわけです。何月何日には、これこれがあるから結集せよ、闘争方針もそれから逆規定されて、こうしようという形で、闘争が組まれました。しかし、もはやそういう段階は終つたと思うのです。不確定な連続闘争の時代が始まつたのです。これは大学闘争に限らず、一切の政治闘争、階級闘争についてもそうだけれども、日付の闘争といつもののはもはや終つたと思います。日付をこえた連続闘争に眞の意味で武装して行かないかぎり、敗北は決定的でしょう。この場合、武装といふのは、単に軍事的な武装ではなく、闘争の本質をいかに引き出しえるか、闘争をいかに飛躍させ得るか、という暴力的な問いかけです。だから、今連続性を日付を超えるという表現で語つた

(編集部註) この原稿は、一九六九年一二月一四日、都立

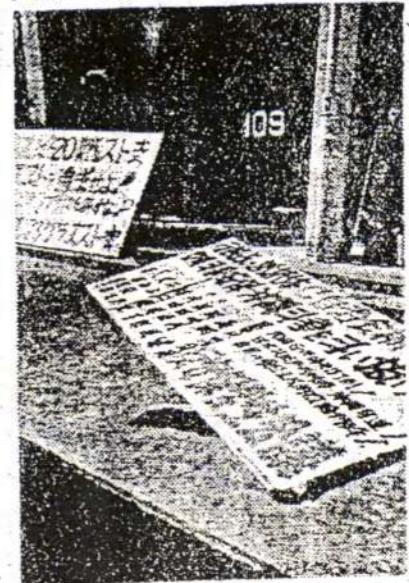
大学で語られたものに、加筆していただいたものです。

た本質的な断絶の一つの断面が封鎖であるにすぎない。我々が

こんなにも断絶していたのだ、こんなにも階級性の中に置かれて来たのだ、ということの影にすぎないと思うのです。とすれば、バリケードというものは決して大学だけに存在するものではなくて、家庭の中にあるし、人間関係のなかにあるし、国家という国境をもつバリケードもあるし、△▽という記号としてもあるし、その他無数に存在しうるのです。つまり、無数に△▽が存在しうることを明らかにしたのが、目に見えるバリケードにすぎない。バリケードが解除されてもなお、運動が存続しうるとすれば、そのような不可視のバリケードをとらえた度合だけ、運動は存続すると思うのです。ですから、封鎖解除された瞬間にがつかりするならば、恥じるべきだと思います。むしろその瞬間から自分にとってのバリケードの意味が問われ始める。自分にとっての闘争が開始されるのです。それをどこまで荷つて続けるかということになると、ならば、実は今まで何も戦つて来なかつたのだということになります。我々の模索の一つの応用例としていうならば、おける一人一人の問題であるけれども、それを荷つて行けないと思います。むしろその瞬間から自分にとってのバリケードの意味が問われ始める。自分にとっての闘争が開始されるのです。それをどこまで荷つて続けるかということになります。それが同時に今までの闘争の軸をはみだす、最終的に含めて、自主講座運動を開拓して来たし、ゲリラ的に様々な教室、或る場合には街頭や風景に、出没して、体制側にとっては全く手のつけられないようないやうな存在になつてゐるわけです。我々はその事を理想的な形だと決して思つてゐるわけではありません。むしろ、自分でマンガ的な行為だなと思い、笑いながらやれども、それは同時に今までの闘争の軸をはみだす、最終的には闘争という概念をすらはみだすという意味での連続性をさせています。大学闘争は決して大学だけに止まるものではなく、全階級的な問題にひろがっていくだらうし、個人の生活の二十四時間をおおいつくす連続闘争になるだらうと思います。そうでなく、起きとか、デモに行ったときだけが闘争ではなく、二十四時間をおおいつくす連続闘争になるだらうと思います。あるときには闘争し、あるときには眠る。その眠りは夢の組織論から切り離された眠りであつてはならないと思います。なあ、ここでいう夢は、睡眠というよりは、私の表現でいうと、△▽情況から最も遠い夢△▽を志向しているのです。三つのテーマ、即ち階級性、空間性、連続性について、舌たらずにしゃべりましたが、三つとも全部、△▽がついており、なにかセックスに関係があるかもしれないなあと思つたりするのですが（笑）、それは今後の追求課題の一つとして残しておきます。

白王講座

大学革命への模索



第一回 座談会 「学問・教育・闘争」(上)

その多様な試み

遠沢 九州大学の自主講座、自主ゼミナールは去年五月二十日、文学部が無期限バリケード・ストライキに入つてのち、その中の各研究室でやつていました。教養部でも若干やつておきました。一〇月一四日にバリが解けてからも、五つくらいの日にバリが解けてからも、五つくらいの

争が提起した最も根柢的な問い合わせには「人間」をもう一度聞いておください。その実験は、権力を使って、暴力学生を鎮圧しつつ、産業国家に見あつた「人材」をスマートに合理的に養成することであろう。いっぽう大半の学生は、疲れは治路線にのめりこんでしまった。

こうして六九年度学年末を迎えるまでは、まさに、過去二年の大学闘争が提起した最も根柢的な問い合わせには「人間」をもう一度聞いておください。その実験は、権力を使って、暴力学生を鎮圧しつつ、産業国家に見あつた「人材」をスマートに合理的に養成することであろう。いっぽう大半の学生は、疲れは治路線にのめりこんでしまった。

調査部は、そうした試みを始めた全国いくつかの大学の教員、学生有志の協力を得て、その試行錯誤の過程を紹介し、大学革命への模索の材料を提供したい。連載中の「激動の大学・戦後の証言」が過去の歴史の中に闘争を位置づける試みであるとすれば、これは未来に向ってその方向を探るためのものである。

(左頁・右頁・右下段)の自主講座がおこなわれている神戸大一〇九番教室

大学の「正常化」が進んでいる。「闘争で提起されたものを受けとめつ」といながら、その実験は、権力を使って、暴力学生を鎮圧しつつ、産業国家に見あつた「人材」をスマートに合理的に養成することであろう。いっぽう大半の学生は、疲れは治路線にのめりこんでしまった。

あるいは体制路線に身を置き、あるいはさまでよい、あるいは単一政

争が提起した最も根柢的な問い合わせには「人間」をもう一度聞いておください。

その実験は、権力を使って、暴力学生を鎮圧しつつ、産業国家に見あつた「人材」をスマートに合理的に養成することであろう。いっぽう大半の学生は、疲れは治路線にのめりこんでしまった。

あるいは体制路線に身を置き、あるいはさまでよい、あるいは単一政

争が提起した最も根柢的な問い合わせには「人間」をもう一度聞いておください。

その実験は、権力をを使って、暴力学生を鎮圧しつつ、産業国家に見あつた「人材」をスマートに合理的に養成することであろう。いっぽう大半の学生は、疲れは治路線にのめりこんでしまった。

あるいは体制路線に身を置き、あるいはさまでよい、あるいは単一政

争が提起した最も根柢的な問い合わせには「人間」をもう一度聞いておください。



中村 勝司
氏 これが具體性。さらにこの

これまでの自由

大學や反大學、などがないじ

か。学生諸君はそういう意識を

もう一つは自分のかかえた問題の他に

何か書わねばならないという啓蒙意識が

入りこんでくると、持続性がなくなるの

ではないか。学生諸君はそういう意識を

もう一つは自分のかかえた問題の他に

何か書わねばならないといふ

ことだ。この日暮しのアドバイス

しきること、なんていふとカッコいいですが。

この連続シンポジウム「闘争と学問」というのがありますね。

折原 昨年一月、教員有志・助手共に、いまだ高校生・浪人部会(教育

秩序に怨恨乱を一、全部高校生・浪人部会(教育

争合)と労働者部会がそれぞれ発展した形で残っています。

(50音順)		出席者
北	原 浩	折原浩 (東大助教授)
中	澤 克己	中澤克己 (九大教授)
松	岡 哲郎	松岡哲郎 (同志社大講師)
下	昇 昇	下昇 (神戸大講師)

暮れ「この同志社大学とは何か」というシンボジウムをもちました。話の焦点はやはり自由大学をどう再開してゆくかで結論は出ませんでした。

そこでは、一つは、個別的な研究会へ分散しようという意見と、一つはそれで不十分で、軸になるものをつくつていかなければならぬといふ二つの意見が出てきました。現在はとりあえずこの二つを行ってやっています。ところが、いくつかの個別研究会は一月から行われてゐるし、軸となる講座は四月以降再開を目標に準備が進められています。

中岡 神戸外大の自主講座は、解雇された松下昇さんが火曜、ぼくが木曜と火曜の夜、小川（正巳）先生（独裁）が日曜。それからぼくや小川先生を含めて、教授会から出た、というより追出されてしまっている六人が大学院生と共同主催の自主講座を木曜に行なっている。これも自主講座運動に入れてよいと思います。

「原点」という雜誌を出していませんが、「原点」という雑誌を出していません。ぼくの場合は、授業をしないと言つた去年の六月です。それまでは、学校が全面的にカリキュラム改正をしなければ、講義も拒否して履習届を出さないといふ大規模な運動がすすめられました。それを学校は切りくすして、履習届の提出をせました。全學生二三〇〇人くらいの小さく大学ですが、二〇〇人くらいを残して履習届が出た段階で大学は攻勢に転じ、一週間ほど期限をつけて、履習届の提出を打切ってしまった。その

並行してやつていこうとして、いくつかの個別研究会は一月から行われてゐるし、軸となる講座は四月以降再開を目標に準備が進められています。

中岡 神戸外大の自主講座は、解雇された松下昇さんが火曜、ぼくが木曜と火曜の夜、小川（正巳）先生（独裁）が日曜。それからぼくや小川先生を含めて、教授会から出た、といふ二つの意見が出てきました。現在はとりあえずこの二つを行つてやつて、いふことで、いくつかの個別研究会は一月から行れてゐるし、軸となる講座は四月以降再開を目標に準備が進められています。

ときと百何十人かの学生がおられる

ときた

断食をする

と言つた人間

ひ提出しないま

むま残つた。

中岡 一人でもあれば、ぼくは要求に応じる。その条件はあくまでも自主性をもついたものであること、正規の授業でないから単位も成績も出ないことなどだと

あるものは時計でいえば一周してい

ないし、あるものは一周以上してい

うな感じがあるし、無数の問題が、それがねじれを飛んでぼくたちに迫つてくる。

松下 ぼく自身は時間的には重層して生きているような気がしているのです。

中岡 たとえば毎の上では一年前に起きた問題

が、あるものは時計でいえば一周してい

が、あるものは時計でいえば一周してい

が、あるものは時計でいえば一周してい

が、あるものは時計でいえば一周してい

る。

一年前に開始されたぼくらの自主講座運動では、占拠している空間をやつてくれるすべての人が参加者であるだけで、機動隊もそうだし、正常化の第一日に教養部長が退去命令を出しにきたので「あなたを自主講座実行委員に任命する」とい

つたら、非常に喜んで帰つた（笑い）。今日も毎週日曜にやつている拡大自主講座実行委のつもりで、ロックアウト寸前の

この部屋でぼくなりの問題提起をしたい

至るまでその状態が続いている。

最首 中岡さんと勉強したいといふ学

生がいるでしよう。

松下 ええ、落書きという概念を転倒させます。それに對する権力からの陪償要求が、ぼくといふ固有名詞をねらって

空間に發露させる落書きへ。全共闘諸君もいろいろ落書きはしましたが、奇妙なこと

なり受動的だし、また参加者も全共闘メ

ンバーなどが入ってきたのはずっと後

で、初期は受講届提出組が中心でした。

松下 え、黒板だけボカリと残していた。ぼくは黒板にヘンキで落書きを登場させた。落書きを、一つの自主講座運動として、また

新しい形のバーカードとして展開したわ

けです。それに對する権力からの陪償要

求が、ぼくといふ固有名詞をねらって

見られないようなく落書きから、公然と自分の最高の表現を、敵側が重要視する

空間に發露させる落書きへ。全共闘諸君も

いろいろ落書きはしましたが、奇妙なこと

あります。

中岡 話題になつてゐる、また誤解されてゐる零点問題、落書き問題、真昼の自主講座について——。

松下 最初のは、ぼくが全員の答案に零点をつけたことです。いままで教官が採点をすれば、それで点数がきまつたのですが、ぼくが零点をつけたら、それに反対する学生が出るだろう。彼らがも

しぼくのところに来れば、彼らを教授会に公開闘争に捲き込むという形をねらつたのです。成績評議は最終的には教授会で決まります。その結果は、彼らを教授会で決

定するのではなく、そして成績・単位制度

とか授業へ復帰した闘争者

全体に対する



課題 論文募集中

遊びと単位

習を、わざと土曜日の午後にずらせて自習としてやつており、一般学生も参加していますから、学校側は単位問題を論議せざるを得ない。認めるとすれば、ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒否するなら両方拒否せざるを得ないのです。非常なジレンマにおいづいています。

松下 この三つは、自主講座のすべて

でなく、あえていうなら、遊びに近い感じがする。遊びといつても、落書きと同じが、自分が開拓争を支えている。

最首 それが闘争を支えている。模様、概念を駆倒せなければいけないけれど、原点なり原则なり自分なりに貫徹できるといふ確信があつてはじめて開拓する遊びだらうと思うんです。

松下 かなりまじめなことをいつていて、その問題を根本で統一しようとする未だ最も遠い関係にあるものもめざしていきます。三つとも、かりにぼくのやり方が見かけの成果を上げなくとも、無数の応用の方法があるはずです。

実は助手共闘が時間割に組込まれた演習で、そこ自分の力量の数少さは覚悟のうえで、昨年の二月二日に「情況への発言」をしていました。

松下 それが闘争を支えている。模様、概念を駆倒せなければいけないけれど、原点なり原则なり自分なりに貫徹できるといふ確信があつてはじめて開拓する遊びだらうと思うんです。

松下 かなりまじめなことをいつていて、その問題を根本で統一しようとする未だ最も遠い関係にあるものもめざしていきます。三つとも、かりにぼくのやり方が見かけの成果を上げなくとも、無数の応用の方法があるはずです。

実は助手共闘が時間割に組込まれた演習で、そこ自分の力量の数少さは覚悟のうえで、昨年の二月二日に「情況への発言」をしていました。

主導権を、わざと土曜日の午後にずらせて自習を、あえていうなら、遊びに近い感じがする。遊びといつても、落書きと同じが、自分が開拓争を支えている。

最首 それが闘争を支えている。模様、概念を駆倒せなければいけないけれど、原点なり原则なり自分なりに貫徹できるといふ確信があつてはじめて開拓する遊びだらうと思うんです。

松下 かなりまじめなことをいつていて、その問題を根本で統一しようとする未だ最も遠い関係にあるものもめざしていきます。三つとも、かりにぼくのやり方が見かけの成果を上げなくとも、無数の応用の方法があるはずです。

実は助手共闘が時間割に組込まれた演習で、そこ自分の力量の数少さは覚悟のうえで、昨年の二月二日に「情況への発言」をしていました。

松下 それが闘争を支えている。模様、概念を駆倒せなければいけないけれど、原点なり原则なり自分なりに貫徹できるといふ確信があつてはじめて開拓する遊びだらうと思うんです。

最首 かなりまじめなことをいつていて、その問題を根本で統一しようとする未だ最も遠い関係にあるものもめざしていきます。三つとも、かりにぼくのやり方が見かけの成果を上げなくとも、無数の応用の方法があるはずです。

実は助手共闘が時間割に組込まれた演習で、そこ自分の力量の数少さは覚悟のうえで、昨年の二月二日に「情況への発言」をしていました。

発掘発見のドラマを通して
古代史の謎を解く

沈黙の世界史

全13巻

物語・考古学発掘発見シリーズ

王と神とナイル

第5回／好評発売中！

東京大学講師 鈴木八司

悠久のナイル河畔に空前の文明を築いた古代エジプト人の信仰と情熱のドラマ
ト文明と命運を共にした王と神々の榮ようと暗影を描く異色のエジプト史。

本既刊4冊／好評発売中／価各570円／以下毎月25日発売

新潮社

振替東京新宿区矢来808番

状況をつかんでゆく。そうしますと簡単な改革論や、近代化路線はナンセンスであるし、学生と教師の関係や授業の問題も別の角度から浮んでくる。

遠沢 子どもたちのように一緒に遊ぶ、というふうにゆけばいいのですね。

しかし、それはいうものの、たとえば「経営構」は読みにくいもので、突込んでいくとわからぬところがたくさん出てくる。そうすると質問が私に集中てくる。どうもそういうことはいけません。

やり方に工夫が必要ですね。

折原 わたくしあちの場合にも学生話をして、問題をとりあげ煮つ

かづめることで出入口として、そ

たときも、ほとんど出てきて討論をり

君の発言がどんどん出てきたのである

折原 おもろいといつて、その発言がどうしていくといふにはなかなか

人間の発言がどういふうに思っていまして、単位を除くと、要するにお前に期待しているものは何もないぞとは

つくり宣告されたわけで、さすがにガフクリしましたが、同時にもつと展望をもつた運動としての自主講座でなければダメだ、との反省しました。

折原 わたくしも以前に同じ経験をしました。正規の授業の補講をやってみたことがあります。教える内容は一貫してあるんですけど、教える内容は一貫してありますから、当然出てきてくれるだろ

うと思つて大きな教室を借りたところ、試験前の三分の一くらいしか出でていません。減った部分は、単位にひつぱられてつき合つてきましたことになります。

北村 京大理学部で、自主講座を単位として認めるという団交をしたと聞きましたが、やはり単位といふのはいろんなところで引っかかってきてますね。

遠沢 単位という怪獣にやられるといふことですね。私のほうの大学院生が

そういう要求を出しまして、私もぜひつて立つて、あるいは喫茶店で音楽を

しているわけですが、そうであるがゆえに、教師としての配慮を働かせるよりも、問われている一人の人間として全力投球しますので、とかくたくさんしゃべりがちです。

そうしますと、学生諸君の間には、言葉はどれだけ情念を表現しうるかという懷疑と、言語化できないものを重視する

ことが一般にありますので、何かふんい

くとわからぬところがたくさん出てきたり、違和感をもつ。せっぱつまつてざり

ざりのところでものを言うべきなのに、

お前たちはチャラチャラ言ひすぎる、そ

ういう不満があつたと思うのです。

それで五回目のあとで合宿をやつたの

です。そこではいろいろな会員者が、みんな経験なりシンボジウムの位置づけな

り何なり話しまして、大変おもしろい会

になりました。

最首 学生に「他の人の意識から出てきたことを聞いて満足する」というような

ことが今ありえようか」と答えるのです

が、失望したという発言が発言者にかえ

最首 というのには、

中岡 二〇月、後期の授業が始ると同

じで、さらに展開するような媒介になる

書物を、本当の意味で読みこなす、読む

ことと習うということがなりや、大学

は、教授会の決定権の独占を含めて、こ

れはやはり表現の階級性の問題に結合す

べきだらうと思います。そうでないと大

きな問題になります。最後のは「名づけがだ

れど、何らかの形で便法を講じようとい

うことになりました。学部の学生は、单

よ。

最首 どうでなければ?

遠沢 ゲバルトでもつて決着をつける

といふことが先走つたら、これはとても

とても大学の中をえていくことはむず

かしかろう。一方に力の堅強關係がない

とつぶれてしまつていうことは一つある

んだせけれども、それだけだと彈圧がち

ようどい程度ある間はやつていて、それがものすごく露骨になつてくると

もうつぶれてしまつて敗北感にとらわれ

てしまう。逆のときは勝ち誇るといつ

うのは……。

遠沢 それが何といふことはいえない

けれど、確かに無条件に実在するといふ

こと、言葉と行為ではつきり言ひあら

わすとか、証しするといふことが問題になつてゐる。こういふ問題はゼロ点の問題です

から、どこからきているということはだめだといふことをいつてやつてゐるわけです。

最首 そうですね。

1970年第1号(季刊・新刊号)
定価600円・朝日新聞社
年間予約特価・2000円

◆待集
空白と流動のアジアを考える
経済大国・日本に直言する
文革下の学生たち……成尾正治
中国経済と日中貿易…荻原定司
◆中国四半世紀年表
◆中ソ国境基本条約集

朝日アジアレビュー

で、それがおのずから実力闘争になる、事柄の順序としてはどうだろうと思ふんです。

そういう点が十分ないと、どうしてもバリケードの中が日常化してきて、自分がたちの力を消耗するということだけになってしまい、それは機動隊が入ってくるのを待っているというようなことがなってしまった場合はあるのです。バリケードのあつたときから、むしろ大学の中では、そういうことを本気で追求していくのが先じゃないかということを、ぼくはいついたわけです。

一月以後、羽もツメもがれて、今度はすっ裸でやらなきいかんということがになって、そういうことがまた出てきつつあるのではないかと思う。

松下：ダバートという言葉は全英国連活動の中でも非常に誤解されていますけれど、最終的には自分のへんななるものから一行の詩を引出すことだと書いた。決してなくなり殺したりすることではなく、現在敵に見えるものの沈黙の核を取出すという行為だと思う。

自主講座・自主ゼミの役割についても同じで、われわれのまわりにある言葉は死んでいた。古典型としても死んだ読み方をしている。本当の言葉は古典の向う側で沈黙していると思うけれども、そこでも沈黙の核を取出す運動が必要で、そういう両者が相まって、初めてこの世界にあるさまざまな目にみえないものたちとその関係がはじまるのではないかと思ふ。東大団争家族会の「断絶を越えて」というより、たゞ先にある問題がこんこんと湧き上がり、とうとう状態になってしまった。そこで、一つの瞬間を介して根元的なものに触れる、そういう経験を進んでしまった。

滝沢先生がお書きになつていて、弓術の極意が闇の中に一束の光がさしてくるようだ。そこで、弓術の極意があるんじゃないかな。精神分裂症者と看護婦さんの意思が通じ合つて火花が散る瞬間とか、マスク・ウェーバーも書いている。学問研究の導きの星となる着想が不意に訪れる瞬間とか。そういう瞬間はこの闘争の中でもいろいろなところに出てきますね。

東大団争家族会の「断絶を越えて」という、しだれながらも、むしろ大学の中では、そういうことを本気で追求していくのが先じゃないかということを、ぼくはいついたわけです。

出ても、ほんとうの活潑がない。器具に出て、いるという感じは、よほどの純度が先じないかということを、ぼくはまだ自主ゼミをやろろといふことにない。ところが気がついてみるともう三、四人しかいない。これは実に残念なんですが、それでもやっぱりあきらめ気にはなれないですね。きわめるべき

原点というのは、遠くにあるんじゃなく、ここに実在しているからです。自分

のところに実在するけれども、私のところにあるといふことではないといふふうなことは、一義的はどうということは言えなくなるんじゃないかな。

滝沢：そういう考え方をとると、教室をどうするかということ。外でやるか、いわゆる授業の中に組入れてやるかといえば、一義的はどうということは言えなくなるんじゃないかな。

最首：そう。目に見えないバリケードは自分の内でもない、外でもない、絶対に外といふれば外だし、絶対に内といふれば内で、どうしても切離せない。

その意味で教室を占拠する、その点で抵抗關係を捨てない、目に見える形を捨てないということは、ある場合には大事

なことだと思いますけれども、もしされだけでいた場合、それはある点で学生がつくっていた目に見えるバリケードの一変形といふこととなると思います。

最首：滝沢先生が書いておられることには、牽引と反発と両方感じます。「なぜ」と問うことのできない実在は、自分でつかまえない限りいくら読んだって

か読み進むことができない。

滝沢：種のほうにも、だいたい本を読んでわかると、あれながら、なかなか読み進めることができます。

最首：駒場の諸君は「学問なんて知らないよ」とよくいますが、学問の側にいたりある。そしてそれを透過するかぎり、「大学解体」といつても、ほんとうに新しいものもできないからです。

折原：駒場の諸君がおっしゃる根源的な実在ということについてですが、それは、この茶碗のように手にとつて見る

ことは、一義的はどうといふことは言えなくなるんじゃないかな。

滝沢：そう。駒場の諸君がおっしゃる根源的な実在ということについてですが、それは、この茶碗のように手にとつて見る

ことは、一義的はどうといふことは言えなくなるんじゃないかな。

折原：駒場の諸君がおっしゃる根源的な実在ということについてですが、それは、この茶碗のように手にとつて見る

ことは、一義的はどうといふことは言えなくなるんじゃないかな。

滝沢：そう。駒場の諸君がおっしゃる根源的な実在ということについてですが、それは、この茶碗のように手にとつて見る

ことは、一義的はどうといふことは言えなくなるんじゃないかな。

折原：駒場の諸君がおっしゃる根源的な実在ということについてですが、それは、この茶碗のように手にとつて見る

ことは、一義的はどうといふことは言えなくなるんじゃないかな。

滝沢：そう。駒場の諸君がおっしゃる根源的な実在ということについてですが、それは、この茶碗のように手にとつて見る

ことは、一義的はどうといふことは言えなくなるんじゃないかな。

折原：だから大學のバリケードといひ

うことです。

最首：折原さん直にいと、根源的なものを介しての人間の瞬間の出会いがあるといふことに、日常生活に埋没している

経験を通して、そのような瞬間をとらえています。ほんらが闇のなかで共有してきた

経験を通して、そのような瞬間をとらえています。ほんらが闇のなかで共有してきた

経験を通して、そのような瞬間をとらえています。ほんらが闇のなかで共有してきた

経験を通して、そのような瞬間をとらえています。ほんらが闇のなかで共有してきた

経験を通して、そのような瞬間をとらえています。ほんらが闇のなかで共有してきた

経験を通して、そのような瞬間をとらえています。ほんらが闇のなかで共有してきた

経験を通して、そのような瞬間をとらえています。ほんらが闇のなかで共有してきた

組曲「マ・メール・ロワ」

EMI

東京のエンジルレコード

EXPO'70の劈頭を飾る

ボード&バリ管弦楽団の最新録音盤

万葉日記本発売

ムンクスキー

ピアノ協奏曲——第2番

最新録音盤

万葉日記本発売

ムンクスキー



シフテとバリ管との初顔合わせによる

組曲「マ・メール・ロワ」

EXPO'70の劈頭を飾る

ボード&バリ管弦楽団の最新録音盤

万葉日記本発売

ムンクスキー

が黙つて置いていたパンフレットの中

に、「日ごろ大学革命などといつてゐるけどいざとなると総長・評議会に袋だたきにされるのがこわくて沈黙してしまつて、ハト屋さん」という行があるのを見つけていた。ハトと気がついたのです。そこでいったん批判をはじめますと、論理の積上げといふより、たゞ先にある問題がこんこんと湧き上がって来るような状態になつてしまつた。そこで、一つの瞬間を介して根元的なものに触れる、そういう経験を進んでしまつた。

滝沢先生がお書きになつていて、弓術の極意が闇の中に一束の光がさしてくるようだ。そこで、弓術の極意があるんじゃないかな。精神分裂症者と看護婦さんの意思が通じ合つて火花が散る瞬間とか、マスク・ウェーバーも書いている。学問研究の導きの星となる着想が不意に訪れる瞬間とか。そういう瞬間はこの闘争の中でもいろいろなところに出てきますね。

東大団争家族会の「断絶を越えて」という、しだれながらも、むしろ大学の中では、そういうことを本気で追求していくのが先じゃないかということを、ぼくはいついたわけです。

一月以後、羽もツメもがれて、今度はすっ裸でやらなきいかんといふことがになって、そういうことがまた出てきつつあるのではないかと思う。

松下：ダバートという言葉は全英国連活動の中でも非常に誤解されていますけれど、最終的には自分のへんななるものから一行の詩を引出すことだと書いた。

決してなくなり殺したりすることではなく、現在敵に見えるものの沈黙の核を取出すという行為だと思う。

自主講座・自主ゼミの役割についても同じで、われわれのまわりにある言葉は死んでいた。古典型としても死んだ読み方をしている。本当に古典型的な向う側で沈黙していると思うけれども、そこでも沈黙の核を取出す運動が必要で、そ

ういう両者が相まって、初めてこの世界にあるさまざまな目にみえないものたちとその関係がはじまるのではないかと思ふ。

東大団争家族会の「断絶を越えて」という、たゞ先にある問題がこんこんと湧き上がり、とうとう状態になつてしまつた。そこで、一つの瞬間を介して根元的なものに触れる、そういう経験を進んでしまつた。

滝沢先生がお書きになつていて、弓術の極意が闇の中に一束の光がさしてくるようだ。そこで、弓術の極意があるんじゃないかな。精神分裂症者と看護婦さんの意思が通じ合つて火花が散る瞬間とか、マスク・ウェーバーも書いている。学問研究の導きの星となる着想が不意に訪れる瞬間とか。そういう瞬間はこの闘争の中でもいろいろなところに出てきますね。

東大団争家族会の「断絶を越えて」という、しだれながらも、むしろ大学の中では、そういうことを本気で追求していくのが先じゃないかということを、ぼくはいついたわけです。

一月以後、羽もツメもがれて、今度はすっ裸でやらなきいかんといふことがになって、そういうことがまた出てきつつあるのではないかと思う。

松下：ダバートという言葉は全英国連活動の中でも非常に誤解されていますけれど、最終的には自分のへんななるものから一行の詩を引出すことだと書いた。

決してなくなり殺したりすることではなく、現在敵に見えるものの沈黙の核を取出すという行為だと思う。

自主講座・自主ゼミの役割についても同じで、われわれのまわりにある言葉は死んでいた。古典型としても死んだ読み方をしている。本当に古典型的な向う側で沈黙していると思うけれども、そこでも沈黙の核を取出す運動が必要で、そ

ういう両者が相まって、初めてこの世界にあるさまざまな目にみえないものたちとその関係がはじまるのではないかと思ふ。

東大団争家族会の「断絶を越えて」という、たゞ先にある問題がこんこんと湧き上がり、とうとう状態になつてしまつた。そこで、一つの瞬間を介して根元的なものに触れる、そういう経験を進んでしまつた。

滝沢先生がお書きになつていて、弓術の極意が闇の中に一束の光がさしてくるようだ。そこで、弓術の極意があるんじゃないかな。精神分裂症者と看護婦さんの意思が通じ合つて火花が散る瞬間とか、マスク・ウェーバーも書いている。学問研究の導きの星となる着想が不意に訪れる瞬間とか。そういう瞬間はこの闘争の中でもいろいろなところに出てきますね。

東大団争家族会の「断絶を越えて」という、たゞ先にある問題がこんこんと湧き上がり、とうとう状態になつてしまつた。そこで、一つの瞬間を介して根元的なものに触れる、そういう経験を進んでしまつた。

校セイ正

◆能力なきは去れ！プロローグ◆
スローガンにどう対処しますか。不愉快だと顔をしかめる方、当然だと

思ふ方、それぞれでどう。しかし社会的にも私的な生活の面からも、このコトバに積極的に立ちむかっていかなければならぬ状況におかれています。それが注目されています。赤エンビツー

時代でも色あせない知的な校正とは、印刷物を作成する技術をもつことによって、あなたも立派なトレントになれるのです。

折原：駒場の諸君がおっしゃる根源的な実在ということについてですが、それは、この茶碗のよう手にとつて見る

ことは、この茶碗のよう手にとつて見る

ついに刊行なつた待望の伝説的大幻想小説、駭然
たる話題の裡に忽ち第五刷発売中
——かつて某社に送致されるや三島由起夫・遠藤周作・浜田龍溪の諸氏を眞目せしめた
が、その後中止され一部の署名の冒で語り説がれてきた幻の作者による幻の奇書

家畜人ヤブ！ 沼正二著

昭和四十六年一月一〇〇円

■奥野健男この作品の世界の中で最も幸福なのは様々な愛玩器城に改められてイ
リス貴族に仕える日本人の後裔であるヤブーラー。ここに実在するヤブーラーの未来性と
革命性したがつて人間性まで予兆できるアレゴリーによる近来まれな悪意にみちた残酷小説。■金井美恵子「一旦、この
異様な悪夢が映し出される肉質万華鏡へ入り込むや容易には抜け出せないであろう。

私はどこにいっても、農民からはじきとばされた。はじけさせたのはおたがいの皮膚感覚であつた。それでも村民向けのガリを切り、版画ケルトが中国ふうの版画をそれに刷り入れ、配布する。それを日課として一日近くたつた。

七月九日、ダムの労務者の経済要求がようやく芽ばえた。当時彼らの一日手取り二五〇円、残業二時間六〇円、それから食費、器具、タバコを割分貰うが貧弱を差引かれる。お盆が近づいた頃、手取り二五〇円、一日手取り二〇〇円に上がりその未明、ダム地点近くで細胞会議が開かれた。

「ダムの可燃物に放火する。この作戦のため京浜労働者三千人がすでに多摩川を越えた」討論も論証の裏つけもない告示であった。バイブルのマッチ一個を渡された。

「大学闘争が、人間の生き方を問う以上、大学革命をめざして自主講座に参加する教師は、当然そこに身を置く主体のあり方を問題にする。『授業拒否は——』『研究すること』は——』『教師とは——』

反もはや驚かぬ

当五〇〇円、一日手取り二〇〇円に上げるという要求をぶつけたことになつた。その未明、ダム地点近くで細胞会議が開かれた。

「ダムの可燃物に放火する。この作戦のため京浜労働者三千人がすでに多摩川を越えた」討論も論証の裏つけもない告示であった。バイブルのマッチ一個を渡された。

「大学闘争が、人間の生き方を問う以上、大学革命をめざして自主講座に参加する教師は、当然そこに身を置く主体のあり方を問題にする。『授業拒否は——』『研究すること』は——』『教師とは——』

反もはや驚かぬ

当五〇〇円、一日手取り二〇〇円に上げるという要求をぶつけたことになつた。その未明、ダム地点近くで細胞会議が開かれた。

「ダムの可燃物に放火する。この作戦のため京浜労働者三千人がすでに多摩川を

越えた」討論も論証の裏つけもない告示であった。バイブルのマッチ一個を渡された。

「大学闘争が、人間の生き方を問う以上、大学革命をめざして自主講座に参加する教師は、当然そこに身を置く主体のあり方を問題にする。『授業拒否は——』『研究すること』は——』『教師とは——』

■詩人田村隆一が人間のための真的文明
——都市の発見をめざし編集する新刊誌
『「庄園の支持を受けた創刊号に就き待望の第2号刊行迫る
子詩を中心とする
文学芸術季刊誌
都 市
第2号
予価 1000円
月15日 特集①何よりもためな日本 ②汚物としての人間
グラビア&NEW YORK 汚物 HUMANITY 五島加納美明
19・江川信夫・田村隆一・吉本隆明 撮影 大庭一郎・西元隆
主な執筆者 稲澤勝彦・いいたまも・小川徹・鶴見豊・星
谷圭信・金井英輔・倉賀吉美子・田代慶喜・若葉道夫
夏野万郎・西脇庸三郎・佐田善策・森元重吉
松下 それを大まじめにやるだけでな
として考えていない。かなり場所的な選

都市出版社 TEL 370-0833
東京都文京区代々木4-22-13-102

朝日ジャーナル

■奥野健男この作品の世界の中で最も幸福なのは様々な愛玩器城に改められてイ
リス貴族に仕える日本人の後裔であるヤブーラー。ここに実在するヤブーラーの未来性と
革命性したがつて人間性まで予兆できるアレゴリーによる近來まれな悪意にみちた残酷小説。■金井美恵子「一旦、この
異様な悪夢が映し出される肉質万華鏡へ入り込むや容易には抜け出せないであろう。

私はどこにいっても、農民からはじきとばされた。はじけさせたのはおたがいの皮膚感覚であつた。それでも村民向けのガリを切り、版画ケルトが中国ふうの版画をそれに刷り入れ、配布する。それを日課として一日近くたつた。

七月九日、ダムの労務者の経済要求がようやく芽ばえた。当時彼らの一日手取り二五〇円、残業二時間六〇円、それから食費、器具、タバコを割分貰うが貧弱を差引かれる。お盆が近づいた頃、手取り二五〇円、一日手取り二〇〇円に上がりその未明、ダム地点近くで細胞会議が開かれた。

「ダムの可燃物に放火する。この作戦のため京浜労働者三千人がすでに多摩川を

越えた」討論も論証の裏つけもない告示であった。バイブルのマッチ一個を渡された。

「大学闘争が、人間の生き方を問う以上、大学革命をめざして自主講座に参加する教師は、当然そこに身を置く主体のあり方を問題にする。『授業拒否は——』『研究すること』は——』『教師とは——』

反もはや驚かぬ

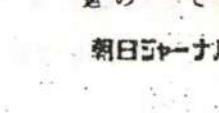
当五〇〇円、一日手取り二〇〇円に上げるという要求をぶつけたことになつた。その未明、ダム地点近くで細胞会議が開かれた。

「ダムの可燃物に放火する。この作戦のため京浜労働者三千人がすでに多摩川を

越えた」討論も論証の裏つけもない告示であった。バイブルのマッチ一個を渡された。

「大学闘争が、人間の生き方を問う以上、大学革命をめざして自主講座に参加する教師は、当然そこに身を置く主体のあり方を問題にする。『授業拒否は——』『研究すること』は——』『教師とは——』

反もはや驚かぬ



状と結びついている。要するに、教師と人間の側にいるぞ、という意味である。

しておれば受講届を出さなかつた百十人のことです。封鎖が解除されたあとも、ぼくは研究室へ入らない。そのことも、そういう自分の場所と非常にはつきり結びついている。ぼくの場合、自分の拠点となる空間は全然ないのです。学校へ行っても、寒くなつてからは大体生協のバーストにいるか、あるいはあいてい教室を見つけてそこでストップをつけている。

そこへ学生が入り込んで議論が始る。それから教師の身分としては、ぼくは講師以上にはもう上がらないということに決めている。それは自分自身が教師として、ある意味で一切を奪われたような状態に身を置くことです。そこから何かを開始しよう、その場所が一番いい拠点となる、と考えているからです。

折原 わたくしの場合、最初は、一方の学生をだまし、一方の学生を機動隊でたたきつぶしたうえで授業を再開する上、うな破廉恥なことはやれないということで、授業再開強行拒否だったのです。

ところが教官が「教育」と称してやつて、日常的な授業の実態は、単位認定権と成績評価権をデコに学生を秩序に包摶して、自ら見えない強制を加えている支えられています。

た。東大の「自主改革」は、「合理的」カリキュラム編成と成績評価の厳格化によって、学生を「学習」にかりたて、授業に金持りにする。さらに、そこで生じたわけです。

それから、バリケードの中ではなくて、正常化された中でもう一つの大学をつくっていくところから運動の立て直しをはかることは、ある意味では現状べつたりといふことになるかも知れないが、流動化の一つのモメントになりうるのでないでどうか。少なくとも私はそんなところでどちらかちよやつてみたいと思っています。

折原 第一点の授業拒否の實質は思想的意味をもつとしても、政治的には有効でありえないといふ反論ですが、いまわたくしの処分を、なるべく自分の手をよどさずになんとか始末をつけようと、関係者の間で盛んにたらい回しをやっている。そこには相變らずの体質がでているのですが、それだけですまされはわたる。しかし、思想的意味がそれなりの重みをもつて、目に見えない形で広がっていくことに、

がらめにしてしまうことになるのではないか。また、自分は反対したといつても、大学が機動隊を常駐させたことと自体の責任を、自分の身体にくつけて学生の前に立現れる必要があるのではないでどうか。それで、わたくしはロフカウトの期間中に教室に出ると言つたわけです。

それから、バリケードの中ではなくて、正常化された中でもう一つの大学をつくっていくところから運動の立て直しをはかることは、ある意味では現状べつたりといふことになるかも知れないが、思っています。

折原 第二点の授業拒否は思想的意味をもつとしても、政治的には有効でありえないといふ反論ですが、いまわたくしの処分を、なるべく自分の手をよどさずになんとか始末をつけようと、関係者の間で盛んにたらい回しをやっている。そこには相變らずの体質がでているのですが、それだけですまされはわたる。しかし、思想的意味がそれなりの重みをもつて、目に見えない形で広がっていくことに、

てくる学生の不満や疎外感といふ不合理的な人間的要因を、学生をあたかも主体として扱うかのようなポーズを示して操作するため、「学生参加」を調度化する。いわば、テーブル・システムの大学版と「人間關係管理」の大学版をワンセグトにした「近代化・超近代化路線」なのですが、その末端における基本的要素が、単位認定権と成績評価権なのです。

中岡 その諸権限を粉碎する。

折原 それはできなくとも、それを身につけていく。それで帝国主義の再編に對決すると同時に、自立的な研究教育活動を展開するかならぬとしてゆくということが、現在は授業拒否なのです。

それと、ここでわたくしが授業を再開しますと、やつぱりあいつも戻ってきたら強めてしまう。ところがわたくしを逃げ出したことになりますと、学生諸君の問題提起を少くとも正面から受止めるべく努めてきた一人の同僚を自分たちが処分するんだといふことで、加害者意識がでてくる可能性があるんですね。そこで、たとえ大学から追出されても執拗にさわりついて、流動状況をつくっていくことをめざしているのです。

北村 ぼくとはだいぶ違う。

折原 同志社大学の「自由大学」に事務をつづらすと、なるべく規則をつくらず、流動したカオス状況の中

で、たとえ大学から追出されても執拗にさわりついて、流動状況をつくっていく努力をして、加害者意識がでてくる可能性があるんですね。そこで、たとえ大学から追出されても執拗にさわりついて、流動状況をつくっていくことをめざしているのです。

北村 ぼくとはだいぶ違う。

折原 同志社大学の「自由大学」に事務をつづらすと、なるべく規則をつくらず、流動したカオス状況の中

で、たとえ大学から追出されても執拗にさわりついて、流動状況をつくっていくことをめざしているのです。

北村 ぼくとはだいぶ違う。

折原 同志社大学の「自由大学」に事務をつづらすと、なるべく規則をつくらず、流動したカオス状況の中

で、たとえ大学から追出されても執拗にさわりついて、流動状況をつくっていくことをめざしているのです。

北村 ぼくとはだいぶ違う。

折原 第二点の機動隊導入に対する態度の問題ですが、導入を決定した、あるいは承認した教授会メンバーの一員として、自分が自身の責任を負って、学生の追及の前におのれをさらして面罵を浴びるべきだという心理は、わたくしにもよくわかるんですが、それが誤りであることが事実です。もともと、それが自覺的な後退批判を要求するのが正しいと思います。

それと、これまで導入時点での自分の責任が消滅することはありませんので、その痛みは闇に内面的発見として一生背負つていなきゃいけない。

第三点の流動化の問題ですが、多數派

であれば、政治的にはいつたん後退してしまったが、それが誤りであることが事実です。もともと、それが自覺的な後退

ではないと、敗北したということで國争意欲すらなくなつてしまふこともあると思ひます。わたくしの場合には、多數派

をとることは期待できないわけで、だれにいふべきではないことだとは思ひますが、これは手伝っているんですね。ち

ょつといふ感じであることが多いことは思ひますが、学部のほうは、単位などといつたら、学生が受けつけませんから、完全な自主授業です。

中岡 教育にせよ学問にせよ、追いつめなくてゆくと必ずその二重性という問題にぶつかる。攻撃的な批判、ひとつの時代を徹底的につきこすすような思想的作業が、それを成功的に行えば行うほど、自

分を次の時代に對して權威として自己を確立する。早い話が、折原さんが今やつておられる仕事が成功するといふことあるわけだし、個別大学での多數派で

模索や教育ができるといふ理念をかけられたと思うのです。この理念は正直していません。ところでその場合、当の流れ

折原 いやそれは、ぼくにしても……。実験の再開ができないといふのは、いろんな外的条件や今までの生物学それ自体といふより、むしろ生物学の、いわば全人生、全社会における位置づけならない。そうでなければ、「自由大学」は、教師自身の自立した闊いと

としていたと思うのです。

ところで、機動隊導入・授業再開によつて「正常化」が進行していくま、な

お右の理念が生きているとすれば、当然

今度は、教師自身が、「正常化」を支えている授業という構造をつき崩すことによつて、みずから當の流動化を生み出さなければならぬ。そうでなければ、「自由大学」は、教師自身の自立した闊いとなりえないと思うのですが……。

最首 ほくのような助手には単位認定権も成績評価権もない。折原さんの苦

情は、責任感をやしなわせるといふ名目で、助手に(第一次)成績評価権を与えていた。それを返上するのは――。

中岡 順法闘争ですね。(笑い)

最首 だからぼくの場合は、業務拒否の

ほうは大して比重がかかるべくない。むしろ自分の研究を再開できるかどうかが大問題です。いつたい何を目的として研究をやりだしたのか、それに学生諸君の

研究をやりだしたのか、それに学生諸君の

問い合わせがもろに合わさって、今はどうしても再開できない。しかもやりたい気持はいっぱいある。そういう矛盾、分裂をどうするかに、ぼくが自主講座に加わらざるを得ない必然性があるし、科学の内的批判とは何かを問いつめるような動機にもなっています。教育的配慮といふより、まさに「わがこととしての自主講座」なんです。

折原 いやそれは、ぼくにしても……。実験の再開ができないといふのは、いろんな外的条件や今までの生物学それ自体といふより、むしろ生物学の、いわば全人生、全社会における位置づけならない。そうでなければ、「自由大学」は、教師自身の自立した闊いとなりえないと思うのです。

中岡 実験の再開ができないといふのは、いろいろ外的条件や今までの生物学それ自体といふより、むしろ生物学の、いわば全人生、全社会における位置づけられない。そうでなければ、「自由大学」は、教師自身の自立した闊いとなりえないと思うのです。

北村 ほくのような助手には単位認定権も成績評価権もない。折原さんの苦

情は、責任感をやしなわせるといふ名目で、助手に(第一次)成績評価権を与えていた。それを返上するのは――。

中岡 順法闘争ですね。(笑い)

最首 だからぼくの場合は、業務拒否の

ほうは大して比重がかかるべくない。むしろ自分の研究を再開できるかどうかが大問題です。いつたい何を目的として研究をやりだしたのか、それに学生諸君の

研究をやりだしたのか、それに学生諸君の

構造

四月号・一六〇円

連載集 ■ レーニン主義と現代革命
レーニンの国家論………廣松涉
赤軍前史の一ページ………湯浅赳男
帝国主義論の今日的意義………馬場宏二
プロレタリア革命党(下)………藤本進治
敗北の教訓………佐野茂樹

経済構造社

東京都中央区京橋2-4
(272)2659番替東京58854

う外的強制手段を用いることと、授業という形をとらなければ学生がついてこないという現実があるからといって、混同してはならない。外的強制から自由になつてこそ、教育関係と学問内在的強制が純化された形で発現していく。

北村「わたしはそのように受取らなかつた。学問・研究・教育が同平面で三角形を結ぶとは考えないが、学問・研究は拒否しないでやるといつても、その中で何らかの教育を組込んでいかなければならぬ。その教育の場は、自主講座だけであろうかといつて疑問をもつ。

折原「研究あるいは教育から、論理必然的に授業に組込まれなければならないということは、出でこないんじゃないでしょうか。

北村「単位認定権と成績評価権から求めると授業は桎梏になります。一方自主講座に学生を引張つてすることはできなさい。意識的、自主的に自主講座に出てくる学生との緊張をもつた相互批判は教育

の理想だと思うのですが、出でこない学生にコミュニケーションのネットワークをどう結びつけるのか。原住や成績にしばられた学生にどう対処するのかを追求する必要があると思います。

最苗「いままでは、研究の余暇に競争をやつてきた。これを逆転して、国争の余暇に研究しようじゃないかという助手がいます。愚かさる者食うべからず」ということは、出でこないんじゃないでしょうか。

北村「教職員の賃金カットが行われていますが、研究活動は、時間も内容も規定できません。したがって残業手当もない。これ

を逆手にとらぬ法はないというのです。中国「ぼくは教師が他の労働者に対する特權を逆手にとるというのにはいやだな。自分は教育作業をする、そして貸金を受けるという関係を明確に自覺したい。これはおれの仕事だと思いつく」といふのは、教育作業をする人間としての原点をおく。同時にその労働が完られた労働であることから、すべての矛盾が出発するんじゃないかな。

折原「中岡さんのおっしゃること、わたくしにはよくわかるんです。拒否といふ形で矛盾から逃がれてはいけない。そ

の中で取上げても、それは、滔々たる「正常化」の波ののみ込まれていってしまう。それに対する闇いは、授業拒否ではありません。それでも、教育放棄ではない。真の教育関係をつくる緊張関係こそが、矛盾を止揚していくに至ると思う。

もう一つは、ぼくは教師と研究者は別ものではなくて、研究者が自分の研究を進めていくあがきを教育に持込むことによって、そしていかに言葉にあらわせないものが学生に伝わって、学生の可能性をひきだすこともできると考えています。この点では、テクニカル的な大学観に固執します。

遠沢「物を扱う技術と、人間を扱う技術は、普通いわれるほどには違わないと思うんです。昔、刀鍛冶がつくった刀は、武士の魂ということがありますね。ところがこの刃物の中では、物質文明が行きすぎたから今度は精神教育を大事にしようなどという。しかし、その実

の中でも、それは、滔々たる「正常化」の波ののみ込まれていってしまう。それに対する闇いは、授業拒否ではありません。それでも、教育放棄ではない。真の教育関係をつくる緊張関係こそが、矛盾を止揚していくに至ると思う。

未知なるものへの出発

が、魅力的なやり方で国争をすすめている。近く自身は、ぼくのゆずることでのみ問題意識を持つながら、一緒にない問題意識を持つ。それが松下さんと

の間で、自分はどうもいやだという気持でしながら授業を受けている。先生は全共闘にナンセンスといわれながら、どうしても正規の時間にドライブ語を教えるのはいやだと、日曜に

なっててしまうことを恐れている。といったら、眞面目はそれしかないということを相談に来た女に、死んだらよからうとついていく、ひと思ひに死のうかといつてみつめている、どこか似たところがありますね。

松下「ぼくは怪物でも何でもない(笑)。ぼくの存在など気にすることはない。問題意識を持つたりしてやっている。自主講座やわれわれの運動の関係は、そういうものなのではないだろうか。

松下さんのおっしゃること、ぎりぎりだけはいやだといふ諒を守りながらやつた。これは、松下さんの言葉ですが、そういうものがまた多い。ぼくの存在など気にすることはない。ぼくの存在など気にすることはない。つまり、大字で国争すると思いつくのが、ぼくとしては一番望ましい

1970.3.29

う外的強制手段を用いることと、授業という形をとらなければ学生がついてこないという現実があるからといって、混同してはならない。外的強制から自由になつてこそ、教育関係と学問内在的強制が純化された形で発現していく。

北村「わたしはそのように受取らなかつた。学問・研究・教育が同平面で三角形を結ぶとは考えないが、学問・研究は拒否しないでやるといつても、その中で何らかの教育を組んでいかなければならぬ。その教育の場は、自主講座だけであろうかといつて疑問をもつ。

折原「研究あるいは教育から、論理必然的に授業に組込まれなければならないということは、出でこないんじゃないでしょうか。

北村「教職員の賃金カットが行われていますが、研究活動は、時間も内容も規定できません。したがって残業手当もない。これ

をやつてきた。これを逆転して、国争の余暇に研究しようじゃないかという助手がいます。愚かさる者食うべからず」ということは、出でこないんじゃないかな。

折原「中岡さんのおっしゃること、わたくしにはよくわかるんです。拒否といふ形で矛盾から逃がれてはいけない。そ

れで、眞面目はそれしかないということを相談に来た女に、死んだらよからうとついていく、ひと思ひに死のうかといつてみつめている、どこか似たところがありますね。

松下「ぼくは怪物でも何でもない(笑)。ぼくの存在など気にすることはない。問題意識を持つたりしてやっている。自主講座、反大学ではなかなかどうかと考えています。いまのところ状況に包囲されぼくの場合は、幸い、といふと非常に正確ですが、

1970.3.29

都市住宅

7004

¥350

特集 コミニニティ研究④

コミニニティとは何か(里沢謙)
シンボル・住宅はコミニニティの場

共同体Ⅱ 佐藤深人
ミニニティ計画の系譜④ 佐々木玄

作品Ⅱ 海外住宅の最前線
運営者文化人類学の眼⑫
香港水上人家Ⅱ 泉清一・河野正義
ミニニティ計画の系譜⑤ 佐々木玄

日本の経営

II その風土と展望 II

伊藤善市編 A5・三〇〇円

コンピューターを使いこなすためのプログラミングを、

初めて学ぶ人のために解説した、わかりやすい入門書。

技術

日本農業地帯の経済開発 II

武山泰雄著(増刷出来) B6・七〇〇円

明日を拓く性

鹿島出版会

東京都港区

朝日ジャーナル

11

情況

4月号

3月20日発売
定価200円

日本フ、アシズム論
マルクス主義革命論の原像
ファシズム論のために
アシズム論ノート　浅田光輝

さらぎ徳二

叛乱の原点
対談 小西誠・最首悟

清水正徳

千代田区神田小川町2-10
新山城ビル (292)0095
東京 106464

朝日ジャーナル

レールのない貨物駅 を守る4人と1台

小豆島



日本通運

◆輸送についてのお問い合わせ・ご相談は、もよりの日通支店・輸送相談所をご利用ください。

大きな生活圏があるのに鉄道がない、こんな所へ、国鉄は特別の「貨物駅」を設置しています。

正式名・国鉄荷扱所。全国に九ヵ所。人口五万の小豆島の玄関口・土庄にも、その一つがあります。

ただし、ここには国鉄マンは見あたりません。日通の土庄営業所が任務を代行しているからです。発着貨物の集貨・配達に加えて、国鉄関係の書類発行・処理、貨物船の仕立て手配までが、その役目。さて月四十五〇〇個のお米をはじめ、出版物、たばこ、雑貨、日用品など、月四十五〇〇トントンの小口貨物が、フル回転で暮らしのかなめを守り続いているのです。

大字闘争でも、同じことになりそうで、そういうことは非常におそろしい問題だと思います。それからパリケード的感覺といふことを最後に言っておきたい。それはなし、かど、かど、それが力があれば出すべきだと思います。そういうパリケード的感覺と、こういう形での座談会との関係といふことになると、ぼく自身含めて不確定な未解決な問題をかかえています。これをいために、一度だけ今回出席してみたのです。

たまたま自分の観点にふりかかってきましたが、パリケード空間には、まつとうで反論の余地がない。それで承認を展開しているときに単位の話が出る。かど、かど、それはそれだけの力があれば出るべきだと思います。そういうパリケード的感覺と、こういう形での座談会との関係といふことになると、ぼく自身含めて不確定な未解決な問題をかかえています。これを持ったために、一度だけ今回出席してみたのです。

まず最初に、さつきの中岡さんのご意見は、ますと反論の余地がない。それで承認を展開しているときに単位の話が出る。かど、かど、それはそれだけの力があれば出るべきだと思います。そういうパリケード的感覺と、こういう形での座談会との関係といふことになると、ぼく自身含めて不確定な未解決な問題をかかえています。これをいために、一度だけ今回出席してみたのです。

そこで、まず最初に、さつきの中岡さんと同様の意見を述べます。問題は、これは人間のすべてを賭けたおれの仕事だという思い入れがどこからどうやつてくるのかなんですか。そこは、そういう思い入れの原因にならない。そういうものをみなづぶしてまわりた

い。特に自然科学をおとしてみたい。「科学的」とは絶対的意味をもつた言葉なわけです。そこには、反科学、歴史をぶつけないと出てこない、自明とされている模造があると思う。非常識じやなくて反対論の世界では、権利擁護のための授業拒否だとカサボタージュはない。

十余年民間企業に勤いて、大學に来て確かに大変なところだと思いました。でも労働という観点では、連続してい

る。その点では中岡さんと同じでした。ただその連續性はもう一步人間といふものであります。その点では中岡さんと同じでした。

各地の「自主講座」の内容をこの欄で紹介したいと思います。大學に直接関係なくとも、労働者・高校生・浪入などの小グループの討論会など、およそ広義の学問、人間の生き方にかかるものなら何でも結構です。ご一報ください。

(編集部)

情報社



大学闘争でも、同じことになりそうで、そういうことは非常におそろしい問題だと思います。それからパリケード的感覺といふことを最後に言っておきたい。それはなし、かど、かど、それが力があれば出るべきだと思います。そういうパリケード的感覺と、こういう形での座談会との関係といふことになると、ぼく自身含めて不確定な未解決な問題をかかえています。これをいために、一度だけ今回出席してみたのです。

まず最初に、さつきの中岡さんと同様の意見を述べます。問題は、これは人間のすべてを賭けたおれの仕事だという思い入れがどこからどうやつてくるのかなんですか。そこは、そういう思い入れの原因にならない。そういうものをみなづぶしてまわりた

い。特に自然科学をおとしてみたい。「科学的」とは絶対的意味をもつた言葉なわけです。そこには、反科学、歴史をぶつけないと出てこない、自明とされ

ている模造があると思う。非常識じやなくて反対論の世界では、権利擁護のための授業拒否だとカサボタージュはない。

十余年民間企業に勤いて、大學に来て確かに大変なところだと思いました。でも労働という観点では、連続してい

る。その点では中岡さんと同じでした。ただその連續性はもう一步人間といふものであります。その点では中岡さんと同じでした。

各地の「自主講座」の内容をこの欄で紹介したいと思います。大學に直接関係なくとも、労働者・高校生・浪入などの小グループの討論会など、およそ広義の学問、人間の生き方にかかるものなら何でも結構です。ご一報ください。

(編集部)

44

未来で開示される事実性

〈…・・・・・〉 の 意 味

四

上、馬鹿で四脚へ乗る。馬鹿の事からはずつとアーティストがおどる。長い髪をねじり下へまくのがやめられない。右腰はガスストップの腰かな。音を聞きながら進んだが、現住も馬鹿中のこの空間は「落書き」とか「おひさま」で表現する可能性がある。

出でる事のない事です。

七

「……」「あくまでお嬢様がお嬢様だと思われるアホ。」

御書院文庫

佐々木 楽堂さんのお手本で、西洋の書物を読みながら、日本古文の読み方を学んでいた。西洋の書物は、必ずしも日本語の翻訳本ではなかった。西洋の書物を直接読むことで、西洋の思想や文化を理解することができた。西洋の書物には、日本古文の読み方では理解できなかった多くの知識や情報が含まれていた。西洋の書物を読むことで、西洋の思想や文化に対する理解が深まってきた。西洋の書物を読むことで、西洋の思想や文化に対する理解が深まってきた。

トコトコしたる山林大木で秋の田舎をちぢめて歸る風景といふのが、その下水の川の邊に面してたゞ一軒の宿泊施設の如く、而してその裏を駿河國が通る。この宿は、はづつと人気廻りを占めてしまつた。

松下：四年、一〇五年が暮れ、黒田もせんに内閣を出たばかりで、かくは國事の運営をとおしては困ります。自分の筋の筋道を走らせて打ち出せたいわけですが、黒田が居るから困ります。

「おまえが子供の頃から、おまえの父はおまえの母を喜んでいた。おまえの父はおまえの母を喜んでいた。おまえの父はおまえの母を喜んでいた。」

の女子学生がおいた
はいへん話題でしや。二ヶ
月上りを済しおねば、
松下、アリト、生じうる
NUP と、太田のペラタント
たちに最初に問題があつたて
のほんのうな話題でしや。
のうな話題でしや。

（一）文部省の書類と書類の文部省
は、西郷の「西郷の死」によるものである。

黒秘力叛逆の拠点

洪言の歴史書

車櫻對談

佐々木幹郎



新編 金剛の傳説

トの如きが、その討しがを聞の
た西ノイエスは何も語らずにし
まつて、皆が別な所住むので、
おひるに宿泊する所を尋ねて、
いづれかするところを尋ねる
と、一人至り人尋ねの、ひそ
とおひるをもつてゐる。遂に
おひるの宿泊する所を尋ねる

アーヴィングの歴史小説が、その筆法の妙で、何處かに現れてゐる。アーヴィングの筆法は、その筆の運びが、何處かに現れてゐる。アーヴィングの筆法は、その筆の運びが、何處かに現れてゐる。アーヴィングの筆法は、その筆の運びが、何處かに現れてゐる。

上げ強行されるか！

ス・セ・ミ

審査していつてほしい。
一万円額上競争における改札口の
再度繰り返えさない旨にもうすぐ
手を貸す立場を准じてお

論を



東洋コンタクトレンズ

新聞貢
（特に女性）募集

食堂地下

冬休みをむだに過してはなりません
アルバイト学生募集

=男子荷物受渡し作業(青果物の積卸し)=

●昼間勤務……………5名

午前6時30分～午後3時30分

自賠 1,800円 (交通費含む)

★勤務時間は相談に応じます

夜間勤務 5

午後8時～午前7時

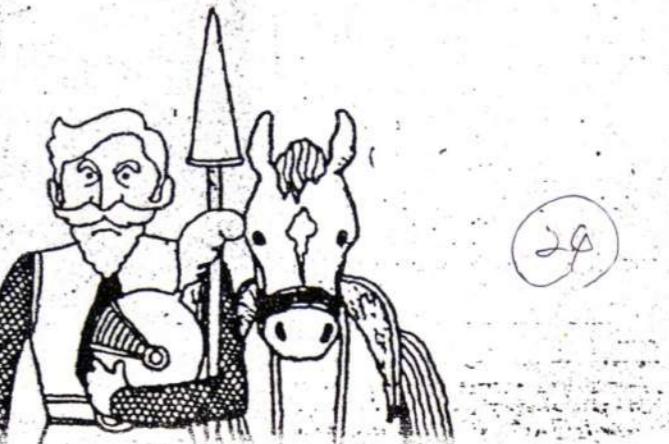
月額 2,000円（交通費含む）

※総務部 加藤、山本まで連絡ください TEL 681-1231

名古屋本場青果(株)

挑戦する
心が大切
です

情報過多の現代ではアタマ・マダカラになりがちで、手足がそれにもなわないことが多いようです。現実に行動がなくては決して前へ進む苦があります。あるときは、情報も振り捨てて、ひたすら自分が立てた目標に向かってどんどんぶつかってみる必要があります。結果が否



ときにはドンキーホー

●反コバンザメ宣言第3章

南山大学食堂

理容

(カミヤチーン)
楽園町バス停西店

南山大学食堂													
朝 食													
和定食													
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	35
55	55	85	100	65	100	85	85	60	100	100	70	70	65
50	40	50	25	35	50	50	60	60	30	40	80	25	



一面より

情況を告白す。懇意

本部の運営の多くを中断するやは、立入り禁止間である本部を廃止するやうです。

本部の運営の多くを中断するやは、立入り禁止間である本部を廃止するやうです。この前にすわりて、恐れを以て、以上、士の理由で断固と拒否するが如きは、因故として、本部の運営の多くを中断するやうです。

近代市民社会の全て

の問題の問い直し

三月間に主に問題となつたとて自分の立場を述べる。

問題をかくして、たゞて自分の立場を述べる。

特集・現代の「危險思想」とは何か

私に対する 四つの文章



(神戸大学講師・語学)

「危險な思想」に関する編集部への註

依頼をうけた原稿は送れませんけれども、私にとって、現在、最も危險な思想と考えられるものが、私に対する四つの文章（処分に関する文書二つ、起訴に関する文書二つ）にふぐまれており、これらの文書は、同時に、私が最も遠くにある（私）によって表現されたとみなしうるので、これらの文書を、人事院に対する文書「処分に対する不服の理由」と共に「危險な思想」という特集に対する私の（原稿）として掲載するかどうか討議されるようを要望します。とりわけ（原稿料）の問題を。

この要望が、どのような意味をもつかは、私にも十分わかつてはいませんが、このわからなさのむこうに、危險な思想の新しい本質がみえてくるであろうと予感しています。……

* * *

審査説明書

（氏名） 松下昇
（所属部局） 神戸大学教養部
（官職） 教育職俸給表（3等級）

（審査の理由）

上記の者（以下「同人」という）は、昭和44年2月から同45年4月までの間に別紙のよろん行為をした。

（別紙（五枚））

上掲の諸行為は、いずれも国家公務員の諸規定に違反し、教育公

務員として上ざわざくない行為といわざるを得ない。これららの行為を総合して判断すると、その違法性は、極めて顯著であり、同人は、國家公務員法第82条第1号、第2号および第3号の規定により、懲戒処分として免職することが相当であると認める。

神戸大学評議会は、上記のとおり、学長事務取扱から申し出があり、そこで、教育公務員特例法第9条第2項の規定により審査することに決定した。よって、この審査説明書を交付する。

（神戸大学評議会）

（決定日付） 昭和45年7月27日

（交付日付） 昭和45年7月31日

（教示） 教育公務員特例法第9条第2項の規定により、この審査説明書を受領した後14日以内に神戸大学評議会に対して請求した場合

（I） 教員としての職務放棄など

（1） 授業拒否

昭和44年度前期（昭和44年9月～12月）の同人担当の授業は、口頭または書面で屢々する機会が与えられます。

（2） 正當な理由のない休講

昭和44年度後期（昭和45年1月～5月）の同人担当のドライブ

語の授業を教養部長事務取扱の要求を無視して全く実施しなかつた。

（3） 成績提出の拒否

事務取扱の授業実施の要求にも従わず、同人担当のこの授業は全く行なわれなかつた。

（4） 別紙

（II） 各種の妨害行為など

（1） 入試事務拒否の煽動

昭和44年3月3日、4日、昭和44年度本学入学試験に際して、

3月3日第1試験場（市立御影工業高等専学校）の付近において、教職員の入試事務拒否を煽動する趣旨のはり紙をした。

また同月4日、第2試験場（県立神戸高等学校）の付近において入試事務拒否を煽動する同人の名によるビラが配布せられた。

（2） 退去命令および立ち入り禁止命令の無視

昭和44年8月8日、教養部学舎の封鎖解除に際し、学長事務

取扱の退去命令および立ち入り禁止命令を無視して、同人の研究室に残留し、不法占拠を継続した。

（3） 授業の妨害

昭和44年9月1日、教養部学舎の封鎖解除に際し、当日、第1時

限において、B109教室の教壇をあらかじめ占拠し、教養部長事務取扱の退去命令を無視して退去せず、小林正光教授の化

学の授業を妨害し、これを中止のやむなきに至らしめた。

(2)

(2) 昭和44年9月24日、一部の学生が封鎖した生物学学生実験室（N 401教室）の入口付近の廊下に一部の学生（14～15名）とともに坐り込み、学生とともに封鎖解除の説得に応ぜず同室における澤木昭八郎講師等の生物学実験の授業を妨害し、これを中止するのやむなきに至らしめた。

(4)

(4) 昭和45年2月19日、ドイツ語担当非常勤講師石渡均氏（甲南大学助教授）を非難中傷する立看板をB 109教室に掲げ、2月21日同氏の授業する教室（B 403）に乱入してその授業を妨害し、これを中止のやむなきに至らしめた。

(4)

教室の長期占拠

昭和44年9月1日より同45年2月28日まで、6ヶ月の長期にわたって、一部の学生とともにB 109教室の占拠をつづけ、教養部長事務取扱の数度にわたる明渡し要求を無視し、同教室において正規の授業を実施することを長期にわたって不可能にした。

(6)

定期試験の妨害
昭和44年11月8日、9日、教養部正門およびB棟入口に一部の学生とともに机などを運び、バリケードを構築し、学舎の一部を封鎖した。これによつて9日午後多くの授業の実施を不可能に至らしめた。

処 分 説 明 書

（教示）この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条および人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であつても処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

1、処分者　官職　神戸大学長事務取扱
2、被処分者　所属部課　神戸大学教養部
　　官職　文部省教官講師
　　氏名（ふりがな）　松下昇

等級および号俸　教育職（3等級5号俸）

3、処分の内容

処分の発令日　処分効力発生日　処分説明書交付日
昭和45年10月16日　昭和45年10月16日　昭和45年10月16日
根拠法令　國家公務員法第82条第1号、第2号および第3号処分の種類および程度　免職
処分の理由　刑事裁判との関係　起訴日　昭和45年5月23日
国家公務員法第85条による承認の日　昭和45年10月14日
上記の者（以下「同人」という）は、次のような行為をした。
(1) 同人は、「田代大学秩序の維持に役立つ一切の努力（授業、し

(7) 教授会の妨害

(1) 昭和44年12月3日、会議中の教養部教授会に自ら100余名の学生の先頭に立つて乱入し、議事を妨害し、教授会を中止のやむなきに至らしめさらに、マイクで列席の教官を毎席中傷する演説を行なつた。また、このとき列席の教官に対しても3時間も逮捕された。

(1) 学舎の汚損

(1) 廊下の壁、扉などに落書き
昭和44年8月8日、昭和43年度後期試験の実施に際し、L.L.教室を占拠して試験妨害を行なつたが、このとき同教室の壁などにマジックインクで落書きを行なつた。

(2) 教室内の壁などに落書き

昭和44年11月8日、昭和43年度後期試験の実施に際し、L.L.内廊下の壁、あるいは室の扉など、各所にマジックインクを落書きを行ない、同45年4月に至るも、なお、その行為を止めなかつた。

(3) 黒板に白ペンキで落書き大書

昭和44年12月27日および同45年1月7日、8日、数名の学生とともに、教養部内の31日の教室の黒板全面に、白ペンキを豊富に使って落書きを大書し、授業に著しい障害を与えた。84万5千円に上る復旧費（見込額、昭和45.1.26現在）を必要とす

るに至らしめた。

野村證券

投資の
専門家

授業にふりわけ受講せしめることを余儀なくされた。

(3) 同人は、昭和44年2月5日以来、教養部教授会を欠席し、同年10月1日付公文書をもつて教養部長事務取扱より出席を勧告された後も、翌45年4月15日までの間に開催された教養部教授会に、同年1月14日を除き、出席しなかった。

(4) 同人は、昭和44年度本学入学試験第1日目の同年3月3日に第1試験場（神戸市立御影工業高等学校）において本学教職員に対して入学試験事務の拒否を煽動する文面のはり紙をなし、学長事務取扱よりの説得にもかからず、同人はそのはり紙と同様去しなかつた。入学試験第2日目の翌4日に第8試験場（兵庫県立神戸高等学校）付近において配布された上記のはり紙と同旨の同人名のビラも、同人が作成したものであった。

(5) 本学評議会の議に基づいて、学長事務取扱が、本学学舎等の不法占拠状態を解除するために、昭和44年8月7日および翌8日にわたり、本学各学舎等の不法占拠者に対して退去命令を発し、大學当局の許可なき者の各学舎構内への立ち入り禁止を命令したさい、同人はこれらの命令に従わず、兩日にわたって教養部学舎内に残留して退去しなかつた。

(6) 同人は、昭和44年8月8日に不法占拠状態が解除された教養部学舎のB109教室を、同年9月1日より、一部の学生とともに占拠して無断使用し、再びの教養部長事務取扱よりの同教室の使用禁止・明け渡しの通告をも無視して、翌45年2月28日まで不法占拠を継続した。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。

(7) 同人は、昭和44年度一般教育課程前期授業開始第1日目の昭和44年9月1日に、一部の学生とともに小林正夫教授の化学の授業に坐りこんで教授会開催を因縁ならしめ、教養部長事務取扱の退去命令にも応じなかつた。

(8) 同人は、昭和44年8月8日の本学学舎の学生等による不法占拠状態解除後、しばしば、教養部学舎内廊下の壁紙等にマジックインクで落書きをしたが、同年11月8日に教養部L1教室を占拠したさいには、同教室内の壁にマジックインクで落書きをし、また、同年12月下旬から翌45年1月上旬にかけては、教養部学舎の多數の黒板の全面に白ペイントで落書きを大書し、授業に支障を与えた。同年3月に教養部当局により汚損箇所が修復された後も、同人は落書きを止めなかつた。

上記のごとく、同人は、本学教養部員としての重要な職務を放棄し、本学および本学教養部の管理機關の決定ないし執行機関の命令に違背し、本学教養部の教育機關としての機能の遂行を妨げ、国有资产を損傷した。これらの行為は、国家公務員法第98条第1項および第101条第1項の規定に違反するものである。

よつて、国家公務員法第82条第1号、第2号および第3号の規定により、同人を懲戒処分として免職する。

A 懲戒過程における疑問点
(1) 教養部教授会においては、請求者を時間割に入れるかどうかに

* * *

充分にに対する不服の理由

処分者および処分に加担した人間が、少くとも次の疑問点に対して公開の場で（私）が納得するまで答弁し、処分を形式的にも本質的にも開始するための一つの媒介として、人事院公開審理を請求する。

A 処分過程における疑問点
(1) 教養部教授会においては、請求者を時間割に入れるかどうかに

123

授業が行なわれるB109教室に入りこみ、同教室の整理を占めし、小林教授の抗議や教養部長事務取扱等による退去説得にも応ぜず、一たん室外に連出された後、再び室内に立入つて教授の占拠を統け、小林教授の授業実施を中止するのやむなさに至らしめた。

(8) 同人は、昭和44年9月24日に、一部の学生とともに、教養部学舎N401教室の入口付近に坐りこみ、同教室において行なわれた湯木昭八郎講師を主任とする生物学実験の授業を中止するのやむなきに至らしめた。

(9) 同人は、昭和44年10月8日および9日に、一部の学生とともに、教養部学舎の正門およびB棟入口に机、椅子等を持出してバリケードを築いて同学舎の一室を封鎖し、10月9日の教養部の授業の多くを中止するのやむなきに至らしめた。

10 同人は、昭和43年度一般教育課程後期期末試験第1日目の昭和44年11月8日に、一部の学生とともに、吉村毅助教授担当の英語の試験場（教養部学舎L1教室）へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するのやむなきに至らしめた。また、同日、同人は、一部の学生による妨害のために騒乱していた荻野日博道教授担当の英語の試験場（教養部学舎C401教室）に立入り、受験生の前で受験拒否をしそうする文書を披瀝した。

(11) 同人は、昭和44年12月3日、同人の処分を審議する教授会の公開を要求して、一部の学生とともに会議中の教養部教授会の会場に入りこみ、同教授会を中止するのやむなきに至らしめた。また、昭和45年4月8日にも、同人は、一部の学生とともに、教養部教授会開催予定時刻の約1時間前から会場への通路を封鎖した。

(12) 同人は、昭和44年12月3日、同人の処分を審議する教授会の公開を要求して、一部の学生とともに会議中の教養部教授会の会場に入りこみ、同教授会を中止するのやむなきに至らしめた。また、昭和45年4月8日にも、同人は、一部の学生とともに、教養部教授会開催予定時刻の約1時間前から会場への通路を封鎖した。

(13) 教養部教授会においては、処分の程度をきめる意見分布（これさえも）の事実生次第で投票を失うは調査されたらしいが、教授会の構成員2/3以上による教授会決定としての投票はおこなわれた。また、(1)(2)を中心として教授会の内容は暗黒につつまれており、処分に関する全ての議事録・テーブの公開が不可欠である。

(14) (1)(2)を中心として教授会の内容は暗黒につつまれており、(3)教養部長事務取扱が、学長事務取扱に対する処分の審査を進めようには、(1)(2)を前後して、請求者に対する逮捕状が出されたたのは、どのように開通しているか。

(15) 改革されたと称する選舉制度によって選出された学長、教養部長（いわゆる正式の学長でない者に処分を免令する資格があるかどうかが長問である）の下で、旧制度による処分（(1)(2)の事実生次第で投票を失うが施行された矛盾をどのように説明するか。

(16) 請求者は、八月二十一日の口頭陳述の冒頭において、「ここで発せられる全ての言葉は（…）がつけられている」とのべたにもかからず、その後、大学当局から出されている文書（例えば、「神戸大学速報」68号）において私の意見として記載されている文書には、一箇も付けられていない、その理由もべられていないのはなぜか。「神戸大学速報」「教養部広報」全体の不正確さは何に起因するか。

に重層する事実性のうち第1と2次の事実性に関するのみ審査説

明義を批判したにもかかわらず、それ以後、口頭陳述の機会を認定せず、第3以上の高度の事実性に対する追求を自ら中断したのはなぜか。

(5)(6)を中心として口頭陳述の内容は暗黙につつまれており、これに関する全ての議事録・チラフの公開が不可欠である。

また、処分過程に必要とされた費用（これから必要とされる分を含む）を公開することが、税金提供者に対する不可欠の義務であろう。

B 審査説明書（以下とよす）と処分説明書（以下とよこ）に関する疑問点

(1) とよすに対して、事実性をより深く追求するために構成・文體の全般的変更を要求したにもかかわらず、月において逆に構成・文體が平板化・硬直化しているのはなぜか。

(2) とよすに対して、各項目の第一次の事実性の指摘をおこなったにもかかわらず、月においても訂正されず、逆に増大しているのはなぜか。

(3) とよすに対して、この本學での私の行為に関する事実性だけでも、この他に多くあると言明したにもかかわらず、調査しなおすことなく、とよすの範囲内でとよこを作成したのはなぜか。

(4) とよすの事実性を拡大された位相で評議するために、第一次の参考人十六名を申請したにもかかわらず、そのうち四名から、文書による間接的方法で、口頭陳述終了後に意見をきくにとどめたこと、また、その結果がとよすに反映していないのはなぜか。

(5) とよすが作成されるまでに、さまざまの人間から抗議文、声明、公開質問状が大学当局へ寄せられたにもかかわらず、責任ある回

答をおこなっていないのはなぜか。

(6) とよす、とよこ、と、請求者に対して提起されている二つの起訴状の関連をどのようにとらえるか。

「とよす、とよこを作成した評議員全員と学長事務取扱、教養部長事務取扱いは、とりわけ、暗黙につつまれていてBの各項目に対する責任から、人事院の審理に出席することが不可欠である。」

C 処分理由に対する疑問点

全ての処分理由は、事実性において全く根拠がない。ここでは、その一部のみを指摘するにとどめて、全面的な批判は人事院の審理の場で、あらゆる証人、証拠を応用しつつ展開する。以下の各項目の数字は、処分説明書の処分理由の番号に対応している。

(1) 請求者が掲示した「情況への発言」（一九六九・二・二）のうちの一文章だけを引用しているのはなぜか。

(2) 0点をつけた人間は、審査説明書では二三四名、処分説明書では二四三名となっているがなぜか。また、全員に0点をつけることは、教授会の欠席が処分理由になるのはなぜか。

(3) 教授会の欠席が処分理由になるのはなぜか。

(4) 揭示、ビラの作成が処分理由になるのはなぜか。

(5) 過去命令の根拠は何か。また請求者が退去しなかつたことをどのように確認するか。

(6) 一九六九年二月から現在までB一〇九教室を中心とした開設された月から現在まで大学当局が同教室を逆封鎖して授業に使用することを妨げているのはなぜか。

(7) 処分理由のこの項目の記述が、請求者に対する同じ行為に関する起訴状の記述にくらべて、著しく不正確で生氣を失っているのはなぜか。

（教養部が最もぞましい）に設定することが不可欠である。」

…処分を開拓せよ。

一九七〇・一一・一六

松下 昇

起訴状 昭和45年秋第三四五一号
左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四五年五月二三日

神戸地方検察庁

検察官 捜査

根来泰国

大里康永著
『沖縄の先駆者』 謝花を知らずに沖縄を語ることはできない！

（教授会開催の回数と機動隊出動の回数を公表せよ）

（教養部正門を入ったところにある広場と、教養部へ至る陸橋の上にかけられた巨大な記号へ）をどのように判断するか。

（教養部正門をどのように評価するか）

（請求者がかいたというラタガキは、請求者がこれまでおこなってきた全表現（いわゆる作品、論文をよくむ）と、どのように開拓

困難であることに、どのような関係があるか）

（教授会開催の回数と機動隊出動の回数を公表せよ）

（教養部正門を入ったところにある広場と、教養部へ至る陸橋の上にかけられた巨大な記号へ）をどのように判断するか。

（教養部正門をどのように評価するか）

（請求者がかいたというラタガキは、請求者がこれまでおこなってきた全表現（いわゆる作品、論文をよくむ）と、どのように開拓

謝花を知らずに沖縄を語ることはできない！

研究者版 沖縄の自由民権運動

廉価・普及版 発売中

五五〇円

東京・西神田 291-9744

新宿99563

125

神戸地方裁判所 殿

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

職業 文部教官(国立神戸大学教養部講師)

在宅 松下 昇

昭和二年三月一日生

公訴事実

被告人は文部教官で国立大学教養部に講師として勤務し、ドイツ語を担当しているものであるところ、かねてより同大学の定めた時間割による授業及び試験を拒否し、且つ、同大学教養部教授会への出席を拒んでいたものであるが、

第一、昭和四年九月一日午前九時より同日午前一〇時四〇分までの間にわたり、神戸市灘区鶴甲一丁目二番一号所在の同大学教養部B棟B一〇九教室において、同年度入学生を対象として、同大学教養部教授小林正光による化学Aの授業が行なわれる予定のこと。学生ら二〇数名と共に、右授業を妨害しようと企て、同日午前九時二〇分ころまでの間にわたり、同教室の教壇上の教官席に、右学生ら二〇数名において、同教室受講者席前に坐ってそれを占拠するなどして、同教室を看守する。被告人において、同教室の教壇上の教官席に、右学生ら二〇数名において、同教室受講者席前に坐ってそれを占拠する。被告人において、同教室の教壇上の教官席に、右学生ら二〇数名において、同教室受講者席前に坐ってそれを占拠する。

第二、同年一二月三日午後三時三〇分ころから、同大学教養部A棟一階会議室において、前記のとおり授業及び試験を拒否している被告人の処分問題等を検討審議するため同大学教養部教授会の開催されることを知るや、森川佳津子ほか学生約一〇〇名と共に、学生ら約一〇〇名とともに、同日午後四時一〇分ころ、学生ら約一〇〇名とともに、同日午前一〇時二〇分ころまで、同教室東側二ヶ所の出入口よりその扉を拂して同室内に乱入して、前記教養部長事務取扱湯浅光朝の看守する同室内に故なく侵入し、且つ、そのころから同日午後八時ころまでの間にわたり、同室内において、同教授会に出席していた右湯浅光朝ら同大学教養部教官を取り囲んで、マイクを突きつけながら口口に、「教授会を開かせよ。」「松下処分問題についてどう思うか。」などと繋結して同室内を混亂に陥り、同教授会を開会するのやむなきに至らしめ、もつて多数の威力を示して同大学の業務である教授会を開催せよ。」

第三、昭和四年四月八日午後三時三〇分ころから同大学教養部A棟一階会議室において、被告人の処分問題を議題とする同大学教養部教授会の開催されることを知るや、前記森川佳津子ら学生約四十名と共に、同教授会を開催しようと企て、同日午後二時五〇分ころから同日午後三時五〇分ころまでの間にわたり、同教授会に出席せんとする同大学教養部教官の通行を阻止して同教授会の開催を不能ならしめ、もつて要求されたのに、これに応ぜず、そのまま同日午後三時五九分ころまで同所に滞留し、同教授会に出席せんとする同大学教員四〇名とともにスクランブルを組むなどして坐りこんで気勢をあげ、室より退去するよう再三にわたり要求をうけたのにこれを無視したうえ、被告人において、同教室受講者席前に坐ってそれを占拠していた右

学生ら二〇数名に対し、「ここで大学問題を討論したいと思うが、君達は自分と討論したいか、小林教授の授業を聞きたいか。」などと怒号し、あるいは拍手するなど相呼応して気勢をあげ同室内を混亂に陥り、右小林正光の行なう同大学の業務を妨害するとともに、同日午前一〇時二〇分ころまで、同教室内にとどまつて退去せず。

126

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地
職業 著述家

在宅 松下 昇

昭和二年三月一日生

公訴事実

且つ、同日午後三時一五分ころから再び同所を看守すべきこと。

前記教養部長事務取扱湯浅光朝から、同所より退去すべきことを要求されたのに、これに応ぜず、そのまま同日午後三時五九分ころまで同所に滞留し、同教授会に出席せんとする同大学教員

多衆の威勢を示して、同大学の業務である教授会の開催を妨害するとともに、同所より退去しなかつたものである。

右は原本である

起訴状 昭和四年五月二三日
神戸地方検察庁 検察官 検事 荒川洋二

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四年五月一月七日
神戸地方検察庁 検察官 検事 荒川洋二

右は原本である

昭和四年五月一月七日
神戸地方検察庁 検察官 検事 西村翠治

器物損壊 罰金五百円

刑法第二六一条

「ようのない体」をも、時代はその場外に置いてはくれない。学生であることの「微兵延期願」が彼の生活の根底であつて、（それは「自明の死」に対する期間猶予）不利なものへいっそ自分から近づくより他には、自發的な生き方が閉ざされている。で、「展望のきく右側の斜面は、霧海のように、巨大な空間の穴が待ち設けられている。」と、足が鍊んだ」といったことばも、一つの象徴性を帯びざるをえない。

「月下の渦潮」の結末のところを引用しておこう。島尾に「散華の思想」とか、「殉教の美学」とかいつたものはない。質質的にいえば、彼はそういうものに対する本質的な異和として存在しているのかのようである。むしろ、それに対する憚れがあるのだが、しかしそれが異和であり、怖れであることが、逆に彼を引きつけなかつたとはいえない。むろん、それは島尾自身が確認しようとしているように、それが一つの崩れであり、頽廃であることは確かだろう。そして「散華」といふ「殉教」といっても、それは個々人の内・空間にあつては、それは島尾から格段に離れているとは思えない。で、以下が島尾の「散華」の美学を象徴させているもののように私が読んでみても、それは間違いではなかろう。ここには、閉塞された時代性の内側での自からの意識の裸形を見ようとするしたたかな島尾がいるのだが……。

「ふと月に頭をもたげると、一寸瓦の方を見て下界のことを考えていた間に、空では大へんな変化を生じていた。眼の届く限りの空一面に、うろこのような模様がびっしり數きつめられ丁度月を中心にして、放射状になつて、うろこの形も順ぐりに大きく目白おしに並び、それは誠に壯觀を呈していた。そのうろこ雲の放射状の並びの中心

に月がはめこまれたように、びつたりと静止して、底無しに青い光を地球上に投げかけていた。その景色の状態は、ほんの一瞬間である。その壯觀な雲のページントのようなものの一瞬のために、雲はおそらく無駄な動きをついやし、その瞬間の完全な形成のあとで、おしげもなくまたばらばらに崩れ散ってしまう。浜小根は恐らく長崎で見るであろう十四日の月、そして満月の十五夜、そんな先のことが、ふと気になった。そしてその後に続く十六夜。以下の月々。とおりとした月下の海の羊羹のようなうねりの中では、あのようない海水を巻込む渦巻が巻いている箇所がある。その渦に知らず知らず吸いよせられるような、そしてその渦巻の一一番外側の土手の頂点に乗つてその次に来る傾斜にすべり込まれる時のくらくらした三半規管がどうかしてしまうめくるめく、それが非常に誘惑的に浜小根に印象されていることを思った。そんな渦巻に普段はあんまり気がつかない。

島尾はその月を次には奄美諸島加計呂麻島春之浦で見ることになる。

島尾はその月を次には奄美諸島加計呂麻島春之浦で見ることになる。

反碧南文化 第16号
一九七一年夏季
〔定価三百円〕
作 品 * 角谷道仁・御沢晶弘・北川 透
　　余 隼人・松岡修二・石川正夫
　　田中和美・永島 卓
発行所
愛知県碧南市字出崎9の2 永島卓(方)

松下昇の報告と問題提起——仮装組織論

れを提起するに至る空間性といふ

問題があると思います。つまり大学闘争におけるバリケードとか、自主講座の占拠する教室とか、又、私が解雇されて以後の研究室とか、今日の会場設定の過程で明らかにされつつあるスターリニスト集団との空間的な対立関係、それらは一年の暮にも別のかたちで提起しましたが、今日の仮装組織論も、それとの関連で提起しているのであることをのべておきたいと思ひます。

そこで、何から語りはじめてもいいのですが、七十年の夏にかいた一枚のピラを手がかりにしてみます。「裁判を一つの比喩として展開されつある闘争に関するレジュメ」(「あんかるわ」26号に転載)をかかざるをえなかつたといふことの背後には、私たちがこの闘争からひきうけていくであろう付け難い問題の予感があつたのです。又、それは、神戸大における被告団にとどまらず、大学闘争の過程で生まれ出たすべての問題に連続するだらうと思います。それらすべてに到達するために、とりあえず、私たちの、可視的には5名の、被告団の問題を語つてみ

I 松下昇の報告と問題提起

日時・一九七一・一・二十九
於・解放学校(都立大)

一昨年の暮十一月に都立大学の解放学校で発言して以来、去年一年間は一度も上京する暇がなかったので、今日は、七十年をはさんで再び解放学校の諸君と会おうという意味をもつています。

テーマは「仮装組織論」というふうになつてありますけれども、そ

ます。

私たちの被告団には名前がつけられていない。誰も名付けられない。ということがあります。新聞とか雑誌とか、あるいは、闘争にかかる人達がそれぞれ違った呼び方を強いられてしまう。その理由はいくつあると思いますが、まことに単独の日付をもたないという事があるでしょう。正常化の過程のいくつかの日付を権力の方が統一して起訴しています。さらに闘争の日付と起訴の日付がかなり離れているのです。つまり、今までは大ていの場合、闘争の直後に逮捕、起訴があつたわけですが、私たちの場合には、ある闘争から数ヶ月もすぎた後、ある時点から逆にさかのぼって闘争過程を積分するように闘争者を起訴していくという形態をとっています。ですから特定の日付ではなくて正常化過程の時間をすべて含んでいます。その中のピークを拾っていきますと、授業紛糾であり、試験紛糾であり、さらに教授会紛糾、ラクガキ、ロフクアウト体制粉碎というピークをもっています。

しかしそく考えてみると、それぞれの日付にだけ闘争したのではなく、そういうピークをつらぬく連続した反革命の日常性に対する闘争です。その中のピークを拾っていきますと、授業紛糾であり、試験紛糾であり、さらに教授会紛糾、ラクガキ、ロフクアウト体制粉碎というピークをもっています。

なく、そういうピークをつらぬく連続した反革命の日常性に対する闘争をきたすから、何月何日闘争被告団という表現ができないわけです。又、場所的にも、ある固定した場所を死守したわけでもないから何々死守闘争被告団ともいえない。さらに本質的な問題は、もつともよく闘争をさせた人が起訴されているとは限らないのです。むしろ権力からみて、ある運動なり組織なりの指導者とみなされている人達が起訴されて、闘争の底辺でもつとも困難な領域をさせた人達というのは、むしろそこからこぼれ落ちている。そうしたこととを含めて私たちの被告団は、どうじょうもなく名前をつけられ

つともおくれた政治地帯であったこともあり、様々な闘争の展開も強いられた遅れをもつていたわけです。それを最大限に逆転していく過程が、私達の六甲空間における闘争であらしめたいのですが、その一つが裁判闘争だといえるでしょう。

強引られた遅れ、といいましたが、裁判闘争にしても、昨年の暮に第一回公判が行なわれたというふうに時間的にも遅れて始まります。(神戸大でも他に三つの被告団があり、これは數回十数回進行していますが) そういう遅れを最大限に転倒していくためには、今までの裁判闘争なり、その他のありとあらゆる闘争の問題をすべて総括しなおしていかなければならないし、又、そうしない限り私たちの表現を展開する意味がないと思っています。

具体的な経過は公判調書を読んでいくと非常におもしろいので、重要な所を拾っていきますと、「被告の人定を……(中略)……とどめおかせた」(註2) これは前半の記述の一部です。要するに被告として公然と仮装して聖歌をプリントしたビラを配布し、そして五名は中で裁判長入廷と同時にオーバーを脱ぎ捨て「もろびとこそぞりて」というのを合唱する方針でした。裁判官は、私たちが入廷に際して起立しないだろうという予断からでしょうか、私たちより先に着席しており、合唱は開廷宣言の時に切りかえましたが、この合唱

性質をおびてしまうのです。

ですから、裁判闘争を開拓するにあたっても、ただ単に権力と対決すればいいと言いたいわけです。それと共に、ありとあらゆる問題がふき出してくれる。それを解決しないで、反権力を叫ぶだけでは、空洞化・欺瞞がしのびこんでしまいます。昨年の12月24日に第1回公判があつたのですがそれまでに統一被告団会議というものは一度ももつことができず、従つて法廷において初めてすべての被告が顔を合わせた事になり、あえていうならば内在的に生み出された統一被告団ではなく、権力に強いられた統一被告団という形態をとつて出発しています。

ですから、今日のテーマである仮装組織論にかかわらせていえば、私たちは権力に対して仮装する、ないしは仮装組織論を展開するにとどまらず、裁判闘争を成立させているすべての力、引きずりだされてくるすべての問題に対して、仮装せざるを得ないわけだし今後もそれを持続していかなければならないと思います。

その第一回公判でまいたビラ、これはお読みになつた方もあると思いますが「仮装としての被告とは何か」というものです。それをもう一度読んでみます。(註1)

こういった一枚の紙切れが法廷という空間に出現していますが、その前史と後史を簡単に述べてみたいと思います。

こういう仮装組織論という言葉そのものは、数年前に私が「六甲」といア作品を書いた時に萌芽的に提起したものでけれども、その時点では、大学闘争がこういう形で展開するという事は直接には予想していなかつたわけです。何かが始まる、いまば何かのイヴであるという予感はあつたのですが、そして神戸大というのが日本でも

はたんに裁判長の入廷を嘲笑するだけでもなければ、クリスマスイヴだからそれを利用する仮装をしたわけでもなく、まさしく仮装被告団の誕生をつげる表現であったのです。したがつて聖歌隊員が五一をつきつけたことになります。私たちはどんな服装をしていよいよ自分への規準で判定しようとなります。可視的に、目に見える形で。この時も、驚いた裁判長は、五名の聖歌隊をたちに退廷させ、ひとまつ法廷に異様な服装がない状態になりました。

ところが私たちの仮装組織論からいうならば、真の仮装とは服装にとどまらないのですから、空間による仮装、つまり法的には被告でない人間が被告席に入りこむ、空間の移動による仮装が私たちのねらいだったのです。つまり入定質問が始まると、誰が被告であるかは法的には判断できない。したがつて入定質問が始まると、だれが被告席にいても止める事は完全にはできない。この方針は第一回公判であるから可能であったのかもしれません。また、被告が拘置されていないから可能であったのかもしれません。ともかく、そういう条件を最大限適用して、法的な被告ではない人間も被告席に出現したのです。その場合、さつきもいいました様に、全員を結集した被告団会議が一度もなかつたので、法的な被告団は、その戦術を殆んどしらなかったのです。法的な被告だけでなく、弁護士、傍聴人をふくめて何重にも混乱が生じたはずです。ある被告は傍聴席の空間性をとらえるために、あえてそこにとどまり、別の

被告はとつさの判断で、ある段階まで（仮装被告の退廷）被告席に入りませんでした。この二名はそれぞれ重要な意味を提起しているのですが、ともかく、被告席に七人が出現したとき、裁判を一つの比喩と化する、ある激しい闘争がはじまつたのです。私が被告席でいま、ここで統一被告団会議を開きようと言ったことは、今まで立ち上つて代返した他はだれもこたえず、検事の写真照合によつて残りの仮装被告も次々と退場させられました。（その中の一人は拘束、傍聴席の仮装被告は退廷）その時、私たちは権力の知ることができない内的な情念が星雲のように爆発するのを、それを感じていたはずです。そして、そのような爆発なしには権力を倒せないだらうということも。ここにふくまれている問題の十分な展開は、かなり遠い先にしか私自身にもできないと思います。

この法廷では人間が仮装するだけではなく、物体も仮装していたことをつけ加えておきましょう。私達の闘争が表現を主要なテーマにしている以上被告であつても、いや、被告であればこそ、いろんなメモをとったり、記録を参考したりする必要がある。だから、被告席には、全員机を置け、と弁護士から要求したのです。裁判長は最初はためらい、検事は前例がないからと強硬に反対していたのですが、最後には、弁護士のいそれなりに有効な論理に屈服して、机を持ちこまさるをえなくなりました。つまり、私たちは法廷に仮装被告を送りこんだだけでなしに、バリケードとしての机を持ちこんだということになります。

その次に重要な問題は、権力の規定した時間、空間を転倒していく

の段階では、たくさんの傍聴人がつめかけ関心がもたれる。しかし、だんだんそれが減つてゼロともありうる。そういう変化を同じ日に示したのがイヴの制裁々判ではないかと思うのです。密室であらかじめ決定がなされており、審理とか陳述とか証拠その他の追求を全くぬきにして、はじめに決定ありきという形で裁きがいわたされる。この制裁々判こそがとりわけブルジョワ社会の裁判の本質であると思います。

それから法廷空間では、普通の空間であれば何でもないことでも禁止される。タバコをすとか、異様な服装することとか、発言禁止を破るとか、着席の場所、動作とか、その他いっさいが規定されてくる。一方あらゆる表現・行為が、一方的に記録・判定される。つまり、この社会における行為の階級性が圧縮された空間でわれわれの前に提示されてくると思うのです。この問題を拡大していくならば、この社会の全空間に多かれ少なかれそういった規制を確認できます。それは、ちょうど大学闘争において大学という幻想的な空間の中で展開されたことが、この全社会において展開されていることの特殊条件下の拡大であるという立場に対応しています。

ところで、いま法廷空間についてのべていることは、別のいいかかりでなく、国家権力というものをへり入れてみると、いろんなものからやはり強いられている、強いられた共同性というものにさらされていると考えるのです。それをとらえる試みのひとつが仮装組織論であるといえます。つまり仮装被告団というものは、権力によって強いられていた外在的な被告団を内在的に突破していく

く試みがあつたのです。つまり裁判官は、その仮装被告団とバリケードとしての机に圧倒されて何一つ対応することができなくなり、閉廷すると宣言したのです。おもしろいことには、裁判長が「これで閉廷します」と言つたとたん、最初に立ち上つたのは新聞記者でした。私は、まだ誰が被告かわかつてない、と総括発言をしながら、傍聴席に向つて、小さな紙片をなげました。それは被告席と傍聴席の机を粉碎していくという、解放学校の闘争と共通性をもつてゐるのではなく、むしろ法廷指揮権の時間支配を粉碎していく過程として、また、被告席から傍聴席へ投げかける空間的な叫びとしてその記号へ）だけを書いた小紙片を投げ、その瞬間に拘束されました。私の拘束に抗議する人たちに対しても機動隊が導入されて乱闘が生じ、さらに別の一人が拘束されたのですが、新聞記者は閉廷以後のことは全く書いてないのであります。つまり、裁判長が「閉廷」といつたとたんに裁判の記事を中断してしまつてゐる。直接、みていないかつたということもありますけれども、彼らの時間・空間の概念といふものが、権力の規定するままであるということを示してゐます。私たちは権力の規定してくる時間や空間をどこかで転倒していくかなればならないと思います。

その他、いま浮んでくる問題点をいくつか述べておくと、制裁々判においては傍聴席には警備員の他だれもない。（私の場合は例外的に弁護人がいましたが）つまり、わずか一時間もたつていなければ、あるときは傍聴人がぎっしりつまつており、その後にはだれもいない、というきわめて大きな落差が、実は裁判の本質を明らかにしているのではないかと思います。どんな裁判闘争でも最初

とする試みでもあり、被告団という言葉を他のいろんなものにおきかえることが可能なのです。それが前衛であつたり、思想的な指導者であつたり、また、自分の幻想領域をおおうまざまな問題であつたり、何でもいいわけですけれども、自分（たち）にとつて最も外在的に強いてくる力と対抗するための方針にしていきたいのです。

昨年の処分過程でも痛感したのですが、裁判についてもいえることは、対象を過去の事実に対する審理という風にとらえるかぎり、敗北は決定的だろうと思ひます。つまり、裁判はたんに過去の事実に関する追求ないしは闘争ではなくて、それを転倒した未来においてはじめて開示されてくる事実性に関する問題提起と、その場所の構築をめざす必要があると思ひます。つまり、過去の事実をあつかう立場そのものが新たな闘争を生みだしていく、そういう形態として展開されないかぎり、裁判闘争というものが矮小な次元に収束してしまう危険を感じます。

次に第一回公判と、今年の1月22日の第二回公判との関連性についてのべてみたいと思います。第一回と第二回のいちばん大きな違いは、公判調書があるかないかということでしょう。私たちは表現を主要な闘争の場にしていく以上、どんな公判においても、前回の公判調書についての全面的な批判をおこなうという原則を提起しています。つまり、裁判闘争というひとつの事実性があるとして、それに対する無数の評議・記述が可能になります。何人か新聞記者が傍聴している場合、それぞの新聞記事は全部ちがつてゐるし、また、その法廷に关心をもつ全ての人たちの記憶とか判断のしかたがことなるでしょう。にもかかわらず、公判調書に記述された言語だけが公的なものとみなされ決定をもつてしまふ。それこそがこの階級社

会における表現の問題として、その本質をもともと明らかに示すのではないかと思うわけです。

第二回公判では、第一回公判の公判調書の記述に対する批判をすべての裁判に参加した人がおこなうといふ方向が提起され、私は人定質問は完了していないと主張しました。

裁判官は検事が写真で照合したから人定質問は終ったといいはります。しかし写真による照合だけで人定質問が終ったとはいえない。つまり、一方的な認定ではなくてその被告自身が、私は三三であると確認する必要があるのではないかと反論したところが、裁判長は拒否する根拠をどうしてもみいだせず、では順番にやつてください、といいかけた時に、また、私が立ちあがつて、あなたが指定する順番にやるのではなくて、私たちのうち、やりたい順番に行ないたいと発言しました。つまり、六番目の被告論を持もだしたわけで、これに対して傍聴席から仮装被告として登場する人があり、ここでまた警備員や機動隊との衝突が、いたるところできりかえされました。

第二回公判でおもしろいのは、法廷空間の焦点が移動し、またいろんな人が発言を強いられたということ。例えば、調書批判をやつたとき、いちばん目立たないはずの書記官に視線が集まつたのです。書記官はいつも裁判長の机の下でひつそりとテープをとつたりしているわけですけれども、私が調書批判をはじめると動搖したのか普段よりも勤勉に仕事をしはじめました。また傍聴席全員退廷によって、傍聴人が、機動隊員や警備員と話ををする機会がふえた。つまり一対一で退廷させられていくわけですから、第一回公判では主として被告席の仮装被告団が発言するにとどまつたけれども、全員退廷の場合はなんらかの形で体をふれあう、言葉をかわすという形態で法廷から排除されていきます。その場合たんに一人対一人

でいるつもりはないのです。つまり、五番目まではつきり確定しており、六番目以降が不確定だといふのはないのです。六番目以降が出現したときにはじめて共同性としての被告団も出現しうるという関係にあるわけです。だからこそ、人定質問といふものは永遠に終了しない。少なくとも私はそういう風に考えています。権力が、肉体を拘束したり、いろんな罪状をつけくわえたりしても、個別にひきはなされた被告としては永遠に存在しない、また、権力が規定するような名刺、住所、職業、その他の人間としては存在しない。裁判闘争が終了するまで人定質問が終了しない、という形でここまでやれるか、それは裁判闘争の問題であるにとどまらず、人間の存在の本質にまでいきつく問題だと思うのです。私はだれか、といふ問題には決して簡単にこたえることはできない。闘争をか法廷空間を媒介にして私の本質、私たちの本質が、もう一回苦難に問いかれる、というような記述を認めてはならないと思います。

だから、私たちが当面している問題のうち最大のものは、私はだれであるか、という問いかけを、困難な情況の中で、どのように展開するかということですが、この場合私たちの闘争が法廷空間における実験においてはならないし、大学闘争がひきだした全ての問題と対決していく必要があり、そういう重層した闘いは、極めて困難なわけで、今後どのようにやつていったらよいのか実はあんまり見通しはないのです。それがまた一つの希望ではあります。私自身がここにきて

ではなくて、國家権力の代表者と仮装被告団の代表者という形で接触せざるを得ないので。そして、私は証言台を占拠したまま後をむいて、舞台となつた傍聴席をみつめています。それから、第

二回ではマイクがひとつ意味をもちました。というのは、マイクを奪いをだれが持つていて発言権が運動します。検事が起訴状朗読に先立つてマイクを移動させようとした時に、私はそのマイクを奪いました。これは再度の拘束の理由になりましたが。私はむしろ、検事席まで散歩するたのしきにひかれていたのかも知れません。なお、混乱の中で裁判官席まででかけて何かをささやいている人もいました。(笑)

今まで簡単に報告したような裁判闘争で当面している困難な問題を、いくつかふれてみますと、例えば六番目の被告といふことがあります。一昨年も解放学校で、私たちの闘争のスローガンは六番目の被告は単数ではなくて不確定なのですが、それを、裁判闘争の全过程でどのように出現させていくか。ここで被告の交換可能性と不可能性という問題につきあたるわけで、確かに、思想性からいえばすべての闘争参加者が被告であると、いいきることはできるのです。けれども、深い生活過程、現実過程の中でそう簡単にはいきません。また、一回ごとの裁判闘争の戦術にしても、一回やつた戦術はその次の段階では権力の方も準備していますから、同じことを続けてはやれない。それから、私は、六番目の被告だけを強調し

いるのも、いわば幻想的に監置された人間として生きているのです。それはどういうことかというと、最初の拘束のときは過料三万円、二回目は、三名拘束されたのですけれども、今日騒いだのは傍聴人、を含めて全員であるから今は釈放するが、三回目以降は法廷秩序を乱す責任はきびしく追求すると、幻想刑を課したのです。過料についても三万円の料料をまだ払っていないので、そのうち差しおさえにやつてくるだろうと思うけれども、差しあさえというのには、司法権力を家庭の中にひきずりこむ、家庭そのものが裁判所と衝突するという関係であつて、ある意味では監置よりも重い問題をはらんでくると思います。なお、私は起訴状その他を、「現代の眼」という雑誌の「危険な思想」という特集に、仮装した私の原稿として発表し、原稿料三万円をもらつたのですけれども、過料と原稿料が同額なので(笑)、「カイゼルのものはカイゼルにかえせ」ということを想いだしています。

最後に、自分自身をふくめて、この場にいる人たちにいいたいことは、私たちが、めぐまれていない条件におちいったときにも、決してそれ自体はマイナスの条件ではなくて、それをどのように転倒していくか、その転倒のしかたに、私たちの闘争の本質がかかっているのだということです。これから私は、六甲空間でこの方向を追求していくだろうし、解放学校に結集された諸君は必ずそれを達した場所、違つた段階で可能にしていくだろうと確信して、いちおう問題提起を終りたいと思います。

二
松下昇との討論

と、その事だけで、退延といって外に出されてしまう。ある場
なら場所から、共同性からといつてもいいんだけれど、そこから
り一番むずかしいことだという気がしてます。ですからそれがや
否という宣言をして、それは二度と復讐しないということをどこ
で連続させていくかということが、ひとつ今あるわけです。で、
もちろん授業拒否はそれ自体が自己目的ではないから、せいぜい論
的にうしろにもどらない、つまり可逆時ではなくて不可逆的なブ
ースの中にはいるということ以外にはないから、それ以上何をす
るかという問題が次に出てきますけれども、まだそういう領域にふ
くこんでゆけない。ふくこんでゆけないままに授業拒否というもの
を時間の遠くの方に投げだして、1年ばかりその道を歩きつづけて
なんだ。それは、大学という共同性をなりたたせていくものは完全
に内部崩壊している。内部崩壊しているから、大学という共同性を
代表して何者かが授業拒否に向つてものを言つてくるということは
都立大ではできない。だから今日の学部長選挙粉碎とやはり同じも
のを包囲しているんだろうと思います。つまり、何故学部長選挙は
ナンセンスかというと、ぼく一人さえ処分できないような大学の共
同性とは一体何か。共同性そのものが内部崩壊して根底からなくな
つてしまっている。それを表面の投票という形だけでのようによ
りつくろつてみても、それはナンセンスという以外にないだろう。
そういうものを含みながら、いわば事実という側面にしか我々は立
つことができない。そこにしか立てないとということ、何をもつてい
てもそれが外に現わなければ何の意味ももたないし、なつかつ、我

G・問題提起として公判闘争にどのようにかかわっているかを説明されたと思います。いまの公判についていえば、裁判所・権力が提示した茶番の本質として、すべての行動を現在の法体系に合理的にあてはめ、行動のみを分割し罪名をつけ、裁く事と、解放学校や被告団が、公判に対して、表現法・裁判闘争のどちら方に差異がある事との間に本質的な問題がある。解放学校が去年の12月22日の公判で法廷内でヘルメットをかぶり4人が監置処分にされたんすけれども、その前の公判で我々が裁判官を黒いチヤンチヤンコと規定する、このような表現をしつづけると、それに対する裁判官の表現は、処分を言いわたすことでもしない。そういうふうに表現が発せられる、この主体というものがどこにいるのかということで表現のひとつひとつ、言葉ひとつひとつが変化する、表現の本質はそのような先駆性あるいは階級性といったものに集約されるんではないか、そのへんで今の問題提起が重要な意味をもつてくるんじやないかと思います。S・おととしの12月の自主講座で松下氏が発言したのですが、その時に彼は、神戸における表現運動と都立大における解放学校が情況を（）のように包囲しているというふうなことをいったわけです。僕はずつとそういうことを考えているわけで、ある二つの離れた地点でそれぞれ別個の運動があつて、それがどういう関係をもつてゐるのかということ。それは我々が困難なものを感じてゐるからです。だから今の松下氏の話か

が大学の内あるいは外で何かやつても、微細なものにそれは常に微分されてしまつて積分することができない。そうすると、今少なうともいえることは、ある一年余りの連続の中で、そうした微細なものを積分していく時に、どのような連続性が生まれるか、ということが、今我々がかろうじていえることだし、今日の集会もそうしたある連続性の中の小さな一点しかないだろう。またそれは全ての人があそした自分の連続性をききえているのではないかということ。それでも言いたいことは、そうした微細なものの積分というものを信じてしか、ある明確な情況は形成されないだろうという事。事実確かにいえんだろうと思ひます。これは松下氏の発言を聞いていて、そこに我々がこめようとする、または否定しようとする事実など、そこにはかえこんじやうところに増え深入りしているんだということは確かに感じたことでもあり、今考えていることですけれども、ひとまづ、そういう発言をしておきたいと思います。

G・大学闘争がもつとも高揚したときよりも、解放学校は何サイクルもずれているのは確かです。つまり、解放学校は10・29以前パリケードを支える部隊としてはなかつた。高揚期に出された問題がフレールドバフクされるときに大学闘争は永続すると断言した場合、解放学校をやつしていく人間がかえたか問題に対する解答は自ら提示するしかない、そういう問題意識から解放学校は今迄自主講座を続けてきた。一番最後に松下さんの言われた困難な情況は、本質的な問題と僕は思うんですが、現在松下さんが失職していることを、抽象的でなく現実的に見た場合に、積み重ねられる小さな問題に対する答が、人定質問に永久に答え続けるということが言い切れる。そ

らいえは、ひとつの側面においては事実であるものの、それから事実としてみれば我々はここに何十人かが集つてしまっているにすぎない。しかし、それだけの中に我々がどれだけの情況把握をこめることができるのか、こめることができたらそれはなんなのかということで、さらに疑問はひろがっていくわけです。ですから例えば、あらかじめ我々がなんらかの概念を把握できて、そこにいつもいてそこからどこかに上昇していく、どこかにはねてゆくということができるわけではない。やはりそこではひとりひとりが生活過程をもつてゐる。それから今、松下氏の話を聞いて感じたことは、6人目がみえないで、5人の被告が法廷内に突出していくときに、法廷内の突出にはあらわれないものが実は6番目の被告の出現を一番不可能にしているのだろうと思います。ある幻想的な、とあえていってしまいますけれども、ところへ突出していくときに、いっただけ我々のひとりひとりの生活過程というものは何なのかなといふことがあるだろうと思います。結局、法廷に出ていくときに何かもう決まってしまっている。我々は傍聴人としていく以外にないという、その一つの条件を負わされているわけで、傍聴人としてではないものとしてそこに出ていこうとすれば、……それが何番目の被告ということになるんでしょうが、実はストレートに道がつづいているんじやないわけで、傍聴席にまづ入つて傍聴人になつてそれから傍聴人になることをなんらかの形で拒否してゆく、ひっくり返してゆくことから始めなければならない。そうすると、傍聴人であることをひっくり返そうとしてやる時に、いわば、柵を乗り越えられるかということ、それには無限の場所が開かれているみたいな感じもするし、事実においては拒否する行動として開廷と同時に叫び声をあげてソラトモ

ういう闘争主体の形成がどのようなものかということを一応松下さんで答えていただきたいと思います。

M・私個人の闘争主体の形成というよりは、私の存在を一つの媒介として形成されつつある発想のようなものを語ってみます。处分とか起訴などが私個人に対する関係を越えていることはすでに述べました。つまり、(私)は、処分とか起訴という発想を転換しつつあります。労働とか生活についても、大学秩序の維持に役立つ労働を教える、といった瞬間から、何かの絲を永遠にふみはずしてしまったことになります。それ以後の全過程が、ほんとうの意味での労働なり生活に接近しているはずで、その「労働」や「生活」の持続は、現実的には、断片的なアルバイトの積み重ねという面を持つでしょうけれども、それが、今まで判らなかつたなにかの感應を与えてくれると思います。空間性も移動するとしても、それが自主講座運動なり表現運動の空間性的拡大であるともいえるし、それらの空間性の隙間からのぞいている法と国家に対しても、たのしく、労働あるいは生活していきたいと思っています。こういうことは本来、だれにでもできることなのに、そうではないとすれば、巨大な何かに呪縛されているからでしょう。それを突破する道を、共同的な方法でつくりだしていくことが、今後の課題になります。

G・いまの話をきいていて、何らかのかたちで叛乱を形成していく場合に、生活の重さが、粗曲点にマイナスの意味で顕を出すことがあると思うんですけれども、本来は、「生活者として存在すること」 자체が叛乱の根柢になっているという感じがする。授業拒否を都立大でしている菅谷氏がまだ失職しないで給料をもらっている。逆の、意味でのしたたかさは非常におもしろい。またさらにおもしろいのが、法廷の中へヘルメットをかぶるとか、ピラをまくといった行為はただ一回なら誰でもできることだと思います。どんな奇想天外な事でも、唯の一回限りはできるわけです。ただそれをどうやって連絡させていくのか?そこでの意味の転換を本当にやりうるために、そういう行為あるいは表現をなんとか持続させておくことが必要なのでないか。で、そのところはまだあかってないんだけども、それが結局僕が今考えうる大学闘争じゃないかと思つてゐるわけです。

例えは菅谷さんの処分が出たと仮定して、「それは時間の問題だと負けちゃうことは分つてゐるけれども、そこで一体どこまでひっくりかえしていけるのか」という形で闘争の質、あるいは今の課題というものが表れてくるんじゃないかな、そんなような予感が、現在あるわけでもまんないけれど、そのへんです。

S・労働放棄して給料もらつてるのは資本主義の倫理からいえば悪なわけです。さつき言つたように、大学側の共同性が完全に内部崩壊してゐるから、こつちが何にもしなくてむこうも何にもできないといふことなんだけれども、そこだけをつきつめて考えてみてもかなりおもしろい。そこで授業拒否をした人の中にも、生活と倫理が一つでびつたり対応しちゃつてどうにも耐え切れなくなつたといふことがあるんだろうと思うんです。(聞いてないんだから給料はもらえないという)けれども、共闘っていうのはいつたい何なのか、となりが出るときの共同根柢とは何かということがたしかめられない。裁判のことについて討論しても、やはり、法廷へ被告人なり傍聬人

は、止められたらどう飯を食うのかということ、生活という問題に對置される思想の問題が緊急の問題となつてくるところに大学闘争が致つた。こういう問題をひとつのテーマとして、追求していきたいと思います。

B・おととしの12月の深沢祭の時には、討論の場にいなかつたんですが、(アルバイトやってたんだけれど)現在は討論に出てきていたわけです。その違いがどんな点にあるのかを考えると、やっぱり、その頃いちばん負けたという感じがする。で、今はそうじやないと言つては変だけど違つた感じがするのはどこかというと、言葉による表現にせよ、行動による表現にせよ、なんか表現する時に、その言葉とか、行為というものが非常にとらわれているという気がするんです。反権力的な言葉を使つても、又は、権力に直接対峙するような行為をとつても、それが非常にとらわれているんじやないか。例えは、今日の行動に関していえば、僕達が人文学部長選舉粉碎と言う時に僕達に対峙してくる民青は、人文学部長選舉を守つていうわけです。そこで僕が考えることは、学部長選舉を守れつてどうするのかということです。学部長選舉に参加する学生というのは決して今ここにいる自分自身ではなくて、最終的には法によって規定された、法があつて初めて自分がいるという人間でしかないわけです。それは他の例えは、裁判という場所でもいえると思います。まず自分自身を表わす前に他から規定されている。そういう存在というものを、なんとかひっくりかえしていかなければ、いかなる闘争も、あるいは、言葉による表現も、行為による表現も、権力の論理の中に包摶されてしまうのではないか。そういうことを考へてゐるわけです。それは例えは、この間僕達がやつたのですが、

そういうところから考へていくとまさに全共闘が全共闘たりえないために可能な限りのカンパを要請したいと思います。まず松下さんつまり人の数だけ逆に分離されています。一概には造反とか拒否とか言つてみても、容易に連帯とか共闘とかは出でこないという気がするわけです。

1・途中ですけれど、仮装被告団と我々解放学校の運動を保障するために可能な限りのカンパを要請したいと思います。まず松下さんお願いします。(……)今、すべての諸君にカンパを要請してまわつたわけですが、ひとりの人だけが、何の為のカンパかということを聞いたけれども、それ以外の人達はカンパに対して何の意志表示をもすることなく何がしかの金を出した。我々がこういう集会をやることに常にこのようないいカンパがあるけれども、そこで我々がやつてゐることは同がしかの金によって我々の間におけるいつさいの対立關係をうやむやに葬り去ってしまうことなんじゃないか。確かに金というものは、現在の資本主義体制社会において人間のあいだにある関係をとりもつてゐるんだし、我々の闘争においても重要な意義をもつてゐるといつて言つたけれども、仮装被告団と我々解放学校の運動を保障していく為に可能な限りのカンパをしてくれと要請したときに、カンパはできないという意志表示はなかつたのか、そういうことを、今カンパをされた諸君されなかつた諸君に聞いてみたいと思います。

K・今、聞いて氣になつたのは、可能な限りつて言つたけど、例えばこの間は僕らが生きしていく以上は一定程度の譲歩という言葉が出たんで、同じような言葉でどちらも科学性は全くないしほくはほとんど解放学校とかかわりはないわけで、保障する気も全然ない。ごまかしていたと思うから返してもらいます。まだあるんでね、じゃ

なぜここに来たんだということを聞かれるわけですが、この時間が

あるから来た、たまたま金を持ってたから出したっていう行為がお互いにマイナスの結合として補強しあってるんだと思う。

S・カンパするっていうのは、いつさいの対立関係をうやむやにするっていうことじゃなくて、むしろ逆なんじゃないの。

K・それは、来なかつた人間やしなかつた人間との比較においてであつてただ対立関係をうやむやにする契機にはなる。

途中から加わつてちょっと焦点が分らないけど、気になることはそめ「事実」っていうことなんです。「事実」は一つの共同性としてあるっていう認識はないと思うんですけど、しゃべる中において、例えば事実をひろつてきてっていう風にそういう面があるわけ

で、ところが、事実っていうのは一つの何かがないと出でこないつていう感じを僕らもつてているわけです。お互に事実が同じだったならば、極端にいえはイコールになるような気を僕はもつてているわけ

で、この間の裁判のときいっしょにけんめい考へてたわけですが、それは、例えは盗んだっていうのは、私有関係を前提にしてある。

いつさいがものすごい前程、体系のもとでのみ事実つてあるんだと思つてるから、事実から、とか僕には全然わからなかつたわけです。

S・神戸から松下氏に来てもらつて、ここでひとつ集会をやる、

参加するという、その共同性においてぼくは対立はないと思うんだ

対立があるとすればそれはこの会場ではまだ表現されていない、表現されていないものにあるということを決める事とはできないだろ

う。

1・どういう表情でカンパするか自分にてらして(笑)――

と思うんです。ただ、ひとつおもしろいと思うのは、問題提起とい

うのは何かという問題が提起されたと思うんですけれども、彼の発言の中で人々の形の中に色んなしぐさをするのを見て自分が反応するわけなんだけど、その時みんなの現象、あるいは自分の現象と意識とのへだたりにいらだちを覚えて、そのいらだちに対し何かをうつたえざるを得ない、それが彼の問題提起であつたと思うんです。

そこでその問題提起自体がいつたいどのような質を持つてどのよう

に貫徹されるかというと、全然貫徹されないような問題提起である

と思うわけです。だから意味ないと思うんだけど、つまり、ぼくらの感じた自分自身の現象、それをなんとか形を崩そうとする努力つ

ていうのは何かを生み出しうるんだろうか、問題提起なのだろうか、そういう問題として受けとめ直しているんだけれども。

C・カンパとは関係ないんですが、僕は大学の学生じゃないんで、大学闘争とか裁判闘争とかあんまり興味ないんですけどね、松下さんのピラに書いてありますように、被告だけが交換不可能ですよね、念の共同性というのをつかむことが現在においてゆるされる一番の共闘の例だと思うんです。

たとえば僕は今日この集会に出ようとしてある仲間に言つたんです
が、中には松下さんというと松下電気の会長のことだと思うし、松下さんのやっていることに関しても全然興味をもつていませんし、そういう表現者として自立してない、あるいは自分自身の意識的な問

それが欺瞞でなくてなんなのか。

G・その欺瞞が出ることが無意識であることが悪いのか、しいてつくろうことが悪いのか。

T・カンパが欺瞞だということが言われているんだけど、僕は決してそうではないということを言いたい。それは、ここに集まつている部分は、解放学校の運動を主体的に荷つててゐる部分もいるし、他で自分達の運動を展開している部分もいる。そういう人達が解放学校に対して、つまり同一の運動とまでは言えないけれども同じ線に沿つてだいたいいっしょにできるんじゃないかという運動体に対しても限られた保障をするっていう行為は当然なされるべきだと思います。しか

よりも今のこの解放学校の運営のされ方に表われてゐるのではないで、そこで共同性はなにかというと、全然、またわからない。S・神戸から松下氏に来てもらつて、ここでひとつ集会をやる、参加するという、その共同性においてぼくは対立はないと思うんだ

対立があるとすればそれはこの会場ではまだ表現されていない、表現されていないものにあるということを決める事とはできないだろ

う。

1・どういう表情でカンパするか自分にてらして(笑)――

からないんですけど、何かそれに関して意見があつたらおつしやつていただきたい。

M・例えば、この空間にいる人は多かれ少なかれ私(たち)のやつてゐる問題に関心を持つて出会つてゐると思うのです。ところが全然違う出会いもある。ひとつの例は、後任講師を媒介とする問題があります。一昨年すでに神戸外大で解雇処分が出されていて、現

在まで二年間その後任講師が決つていません。私の後に誰をもつてくるかという形の出会いもあるのです。外大の場合は典型的にくつた段階があつて、最初は大学院に在学中の人ももつてきました。彼

は主任教授の命令には絶対服従ですから何も知らずにやつてしましました。二番目にやつてきたのは日共系の教授で、これは独語教育防衛、今日もそれに似たスローガンが聞こえましたが、とにかく、

そういうスローガンを、教えるのは教師の義務だというあまり文句でくるんで右翼、民青の願望を実現しようとしたわけですけれども、

私たちの粉砕行動を怖れて学外で機動隊に守られて、数ヶ月間、空白になつた独語を集中的(は)補講という形で学ぶという時期がありました。当の教師は最初は政治的・教育的信念に忠実に行動していました。

いたらしいのですが、どうも給料にひきあわないほどしんどいと

だめだというのでした。(笑)その後、日本中を捜したんですけどもどうも後任がみつからない。外国语大学であるのに、ドイツ語を廃止しようかという声を上げたのです。(笑)どうも日本人でははじめました。ドイツ人も外交官とか商業の関係で日本に来ている人はわりあい新聞をよく読んでいるからあんな怖いところへは行

かないことがあります。ところが、修道院にいる宣教師たちに情報をほとんど知りませんから、日独親善に役立つならばということでおきうけてしまったのです。その場合大学の管理者は巧妙で、個人交渉をしてないで大阪管区、つまり近畿地方全体を統括しているカトリック系の修道院全体でひきうけてもらうという約束をとりかわしたわけです。私は何度も修道院にでかけていって神学問答に似た説得をくりかえしました。こんなことをしようとは、パリケード期間中予想しなかつたのですが。地位の低い宣教師たちは、すぐに自分の役割に気がついでいると言います。管理者になるにしたがつて抵抗が激しくなり、最後に残っている管区長というのが、「いつたんひきうけると約束したのを破るのは、ゲルマン民族の誇りに反する」と居直りました。(笑) 大学闘争が、ついに(ゲルマン民族)というナショナルな表現をひきずり出したということがあるので、(笑)つまり、そういう表現に出会うという関係が、私にはおもしろい、ないしはおそろしいのです。表現の空洞性にこだわり続けることによって意外な空間や人間とめぐり会うのではないかという気がもします。

だから、私を支持するという形でひき寄せられてくる人もあるし、私を粉碎するという諸君がくる場合もあるけれども、そういう直接的な接触とは全く無関係にぽつかりふき出てくる問題、それへの不可避免的な接近、出会いにより深い関心があるのです。……今の質問にうまく答えられたかどうかわかりませんが。

Y：さきのカンバのことについてですが、カンバをした人数は多いけれども、発言している人数は少ない。つまり解放学校を自分の問題としてどううけとめるのかというところはまだ全然わからない。

ようすに突破していくか。松下さんは、60年安保の体験とか、その後具体的に表現をしてきた、その表現の中で、神戸大学の闘争を現在開拓している。そういう根拠は、ぼくにとってはすごいっていう感じがするわけです。そのところをちょっと言ってもらいたい。

M：ひとくちには言えないと思いますが、60年安保という言葉が出たのであよつとふれますと、私自身はその頃は一度もマイクでしゃべったことのない人間でピラも書いたことがないしオルグをしたこともない。にもかかわらず共産主義者同盟の一員であり、舞美智子の死の空間性についているというかわり方なのです。あの大学闘争が始まるまで私はピラを書くこともマイクでしゃべることも、とてもはずかしくてできないという感じがありました。一種の言語障害に近いような感じがあつて、にもかかわらず講師であるといふ「バリケード的表現」の中に、こういうのがあります。「情況に争が始まるまで私はピラを書くこともマイクでしゃべることも、とう残酷な職業についていたのです。それから、神戸大学というのは、60年安保の痕跡を殆ど持たない大学でした。そこへ私が投げ込まれて、無言が重層化していくたわけ、つまり東京にいても無言である時期が続いたのですけれども、それがさらに加速されたという関係があつたと思います。それと私の「表現集」にも収められています、「バリケード的表現」の中に、こういうのがあります。「情況にことは割合簡単だけれども、それと同じ比量でもつて自分の触れたことは伝達不可能な問題を、自分にとって最もふれたくないテーマと結合する」という問題が、つまり、共同のスローガンを叫ぶくないテーマをどうやって引きずり出すか、構築するのかという二点はすごくむずかしいわけで、私の方はその触れたくない、あるいは伝達不可能な問題を、60年以後の情況の無言を不可避的に包括する方向で追求せざるをえない段階があつたのです。そういう追求の

をほとんど知りませんから、日独親善に役立つならばということでおきうけてしまつたのです。その場合大学の管理者は巧妙で、個人交渉をしてないで大阪管区、つまり近畿地方全体を統括しているカトリック系の修道院全体でひきうけてもらうという約束をとりかわしたわけです。私は何度も修道院にでかけていって神学問答に似た説得をくりかえしました。こんなことをしようとは、パリケード期間中予想しなかつたのですが。地位の低い宣教師たちは、すぐに自分の役割に気がついでいると言います。管理者になるにしたがつて抵抗が激しくなり、最後に残っている管区長というのが、「いつたんひきうけると約束したのを破るのは、ゲルマン民族の誇りに反する」と居直りました。(笑) 大学闘争が、ついに(ゲルマン民族)というナショナルな表現をひきずり出したということがあるので、(笑)つまり、そういう表現に出会うという関係が、私にはおもしろい、ないしはおそろしいのです。表現の空洞性にこだわり続けることによって意外な空間や人間とめぐり会うのではないいかという気がもします。

U：現在の資本制社会において金というまさに仮装されたしろものが、価値を持つものとして通用している。そこで我々がそのまま仮装にのっかつた形で欺瞞としてのカンバをする、そういう分裂を自らのうちに持ち込むことによつてしか運動をなすことはできないのではないかという気がするわけです。だからそこで僕はその金を返すということは考えないし、仮装被告団と解放学校の活動の資金にしていくべきだと考えます。

S：広く言つてみれば金を出さなければならないような場所に我々がいるつていうこと、そのこと自体が欺瞞であつて、金を出した個人に問い合わせても問い合わせ成立しないという気がするんだけど。

U：現在の松下さんは神戸大学あるいは法廷でもつて開つているわけだけれども、松下さんの現実的な開いを開うに至つた根拠みたいなものを言つてもらいたいと思うのです。例えばぼくは、過去に開つた僕自身の問題提起、そこに広められた問題が、僕自身の生にして本質的なものを提起していいるし、それ故に手放しがたくないという感じがあつて、松下さんの闘争に現在興味をひかれているのですけれども、しかし自分の状況なりすべての状況が閉塞され、拡散されている時、各人が自分でみつける他ないけど、どの

はてに、大学闘争と出会つたという感じです。そこには一種の幸運もあったと思います。だから直接私の体験なり経過を平行移動して応用することはよくなないと思うのですけれども、ともかく言える事は、共同性のスローガンだけでなく、伝達不可能な、自分でも触れたくない問題というものを同じ比重で持続的に構築しうるかどうかという事にかかるつて思つています。だからこそ、仮装被告団においても、単に国家権力との対決その矛盾の暴露というに留まらず、むしろ被告団、闘争にかかわっている者自身に含まれる言語に絶するいろんな不可解な問題、対立とか矛盾とかあるいはその逆のものとか、そういった重層的な運動として仮装被告団を作り出そうとしているわけです。これからもどうなつていくかさっぱりわからないし、あるいは、気が付いてみたら何をしてなかつたという事になりかねないのですけれども、ともかく60年代に私がどうにも解決できなかつた、あるいは触れたくなかつた問題を法廷を逆用してどれだけ開し合うかということです。大学闘争の体験は、それを言語化するために、おそらく数年かかると思います。ですから、いますぐむろんそれは、隠すとか忘れるためではなく、さつき言つたり連續させようとしたり、あるいは無理に形あるものにしようとするいは、気が付いてみたら何をしてなかつたという事になります。むしろ触れたくないテーマをより深く構築していくという意味なのです。むろんそれは、隠すとか忘れるためではなく、さつき言つたり連續させようとしたり、あるいは無理に形あるものにしようとするいは、気が付いてみたら何をしてなかつたという事になります。それが数年後あるいはもつと後に、自分でもいまは気付かないある開いの場というもののへ結合していくだろうと思います。私自身も、さまざまな敵から発狂していると評価されているのですけれども、発狂しないで生きづけていくつもりです。

G：では、一応今日の討論を終りたいと思います。空間は離れていく

ても、個別的なテーマ、ふれたくない問題をいかに言語表現に持つていいか、あるいは思想として結晶させていくか、そういう困難な

作業をきっと続けていくだろうという感じがします。

(「解放学校通信」からの転載)

註1

仮装としての被告とは何か

私たちは、法と国家やそれと岐立する固有の存在条件に規定され、いられた仮装をしつつ生きざるをえない。それをあらためて確認し転倒していく契機としての裁判闘争が始まろうとしている。異常な（？）服裝や、歌や、雪のように舞う紙片……などは、すべての闘争手段や表現方法と同じように、（？）としての仮装をしてくる力に対する反撃の模索であろう。

ところで、きみにとつて仮装とは何か。

裁判官、廷史、検事、弁護士、傍聴人などは交換可能であるのに、被告だけが交換不可能であるのは、矛盾していないか。法的時・空間においては、被告こそ、最もいられた仮装者であり、かれにとつては、被告を出現させるこの世界の仮装性を解体していく仮装者として登場する他に生きる道はない。

一方、権力によつて、同じ時・空間に召喚されている、いわゆる被告たちは、まだ、外在的にしされた統一性しか与えられておらず、眞の内在的な統一性を創りだす仮装者とはなりえていない。従つて私は、何かの力にひきよせられて、この裁判にかかわっている全ての人間たちに、仮装とは何か、とりわけ、仮装としての被告とは何か、を追求するようになにかに要請したい。

もちろん私自身も、この要請に従つて、権力や存在条件の矛盾を並用しつつ、なにものかにむかつて仮装し続けていくであろう。

一九七〇・一二・二四

なにかのEveに

仮装被告（団）

松下昇

註2 第一回公判調書

被 告 事 件 名	窃物損壊、鑑造物侵入および威力業務妨害
被 告 人 氏 名	松 下 昇（出頭） および
年 月 日	昭和四十五年十二月二十四日
公 判 を し た 裁 判 所	神戸地方裁判所第三刑事部
裁 判 長	西 山 明 光
大 須 賀 政 一	山 下 鉄 雄
判 官	大 西 麗 助 · 荒 川 洋 一
出頭した弁護人	樺 瑛 正 法 · 新 谷 勇 人 · 仲 田 駿 昭
裁 判 所 書 記 官	

人定質問

被告人名を呼び上げたところ答えず。同時に開廷された関連被告事件の被告人らとの判断がつかないので、裁判長は大西検事に記訴状記載の被告人を指示させた。

法廷の秩序維持のための処分

被告人の入定を始めた時、傍聴席前列に着席した五名の男が急に立上がりると同時に着衣のとつくり襟、黒セーターの上に、一齊に白シャツをガウン風にまとって、聖教隊員の仮装をし、傍聴席の他の者らと合呼応して、クリスマス讚美歌を合唱し始めたので、裁判長は放散を制止すると共に、右仮装の男五名の退廷を命じたところ、右五名は退出した。引続き被告人席の一名の男（後に、入定により被告人であると判明）が起立して傍聴席に向つて「この被告人席において統一被告団会議を盛大したいと思う」等の発言をしているのを裁判長は制止し、被告人席にあって、被告の人定を混乱させていた男三名、女一名に対し、裁判長は次々と退廷を命じ、法廷警備員をして排出させたが、そのうち、黒コート着用の男一名が右職務執行中の法廷警備員に抵抗したので、裁判長は直ちにこれに対して拘束を命じ、兵庫県警察本部派遣の生田警察署警察官をして、裁判所構内の交通事故相談室にとどめ置かせた。なお、傍聴席に起立して、右退廷並びに拘束処分に対し大声で抗議している男一名に退廷を命じ、法廷警備員をして排出させた。

裁判官の処分に対する異議申立

検察官 大西

被告人のメモ用机を、同人に供与することは長年の法廷における訴訟慣行にもとり、法廷秩序にいちじるしく反するので、同趣旨の裁判長の許可処分に異議申立する。

裁判長

検察官の異議申立は、その理由がないものとして棄却する旨の決定。

競行

審理予定時間を超過したので裁判官は競行する旨告げた。

次回期日（覈査指定）

来る一月二十一日 午前一〇時

特記事項

開廷直後、被告人は退廷する際にし、予め用意した多数の小終片を傍聴席に向つて散布したので、裁判官はこれに対しても拘束を命じ、兵庫県警察本部派遣の生田警察署警察官をして、裁判所構内の交通事故相談室に留め置かせた。

第二回公判調書（松下昇他四名）

併合

裁判長 本件弁論に、被告人に対する昭和四五年四月第一〇七七号器物損壊被告事件並びに森川佳津子に対する昭和四五年四月第五三二号、上野恵司に対する昭和四五年四月第五三二号、櫻木善純に対する昭和四五年四月第五三三号、橋本和義に対する昭和四五年四月第五三四号、各建造物侵入等被告事件の各弁論を併合する旨の決定。

公判調書の記載に対する異議申立

弁・桜島 各被告人に対する各被告事件の前回公判調書には、検察官の指示により出頭した被告人らの人定が完了したかの如き記載があるが、弁護人としては、前回公判で行なわれたのは、單なる被告人の出頭確認に過ぎず、人定手続とは解きないのが妥当と考えるので、右記載については、その意味で正確性の異議を申し立ててる。

裁判長 裁判所が人定質問を行おうとしたのに被告人らは、これに応じなかつたので、検察官の指示により被告人らの人定確認を済ませた。従つてその旨の記載がなされている当該期日の公判調書の正確性についての異議申立はその理由がないものと考える。

人定手続についての意見

弁・桜島 検察官の指示により飯に入定確認をすませたとしても被告人らが応ずるなら、人定質問を更めて施行してもさしたる訴訟遅延もなく、手続きの安定性、確実性からは、かえつて妥当と考えるので、追完的に人定質問を施行されたい。

人定質問

被・松下昇 人定質問そのものに応じないわけではないが、まず最初に受ける必然性はないので、この段階で応じるわけにはいかない。

被・森川 （黙して答えない）

被・上野 後記法廷における秩序維持のための処分としてなされた傍聴人二名の拘束に際し、法廷に警察官を導入した理由の説明を求める。裁判所がそれについての自己批判をしない限り人定質問には応じない旨陳述。

法廷における秩序維持のための処分

被告人松下昇の人定質問に関する同人の陳述が終った頃、傍聴人のうちから、茶色のジャンバー着用の二二・一歳の男が、傍聴席前列付近に起立し、傍聴席に向つてアジ演説を始めたので、直ちに裁判長はこれを制止した。右の者はその制止を無視し、更に演説を続けたので、裁判長はこれに対し拘束を命じ、兵庫県警察本部長派遣の生田警察官をして、裁判所構内交通事故相談室に留めおかせた。当裁判所（当台議体）に係属中の他事件の被告人として、当裁判所に顎著である本件被告人、橋本和義は、傍聴席に着席し、開廷直後から、裁判長の制止に拘らず、しばしば、傍聴席から発言し、また裁判長の被告人席に着席すべき旨の命令を無視して傍聴席を離れなかつたが、前記傍聴人の拘束直後重ねて発言し始めたので、裁判長はこれに対し拘束を命じ、前記警察官をして前記場所に留めおかせた。開廷直後より傍聴席各所から傍聴人による野次、罵声、失笑などしばしば起つていたが前起人定に関する被告人らの陳述終了後、裁判長の指揮により、検察官の起訴状朗読が始まつた頃、傍聴人多数による抗議で、法廷内満場騒然となり、裁判長は、傍聴人全員に退廷を命じ裁判所警備員、法廷警備員、兵庫県警察本部長派遣の、警察官をして不退廷の傍聴人を法廷外に排出させた。

裁判長の処分に対する異議申立

弁・新谷、樺島

傍聴人全員に対する退廷命令及びその執行につき左の理由により異議申立
一、傍聴人全員退廷を命ずるには、余程重大な審理妨害があつて、面もその者が全然特定できないということが客観的に明らかであるという状態でなければならない。ところが先刻の傍聴席からの発言者は、特定できない状態ではなかつた。従つて発言している者に対し屢次退廷命令を発してこれを執行していくば足るのであって、漏洩の解釈に傍聴していける者をも含めて直ちに退廷命令を発したこと、合理性、妥当性がなく裁量権を超えて不適当な処分である。

二、同じ傍聴席にいる新聞記者に対しては、退廷命令を執行せず、他の傍聴人に対しては、これを執行するというのは合理性に欠ける。裁判所は、特定の好みに合つた者のみに傍聴を許し、それ以外の者すべて排除するといふのは違法な傍聴制限である。

裁判長 異議申立は、その理由ないものとして棄却決定。

分 陪

裁判長

本件弁論より不出頭の被告人陸木善純、同様本和義について各弁論を分離する旨の決定。

分離弁論についての指定告知した次回期日

来る三月一〇日午後一時

主任弁護人の指定

裁判長

被告人松下昇、同森川佳津子、同上野恵司、の主任弁護人博島正法に指定する。

法廷秩序維持のための処分

検察官の起訴状朗読が始まつた頃、被告人松下昇は、検察官の把握したハンドマイクを奪取しようとしたが、直ちに、裁判所警備職員及び法廷警備職員及び法廷警備員に阻止された。傍聴人全員退廷後、再び検察官の起訴状朗読が、強行されるや同人は、「被告人がないのに朗読できるんですか、そんなものはやれませんよ」とか「そんなもの認められませんよ」等と發言し、退廷しようとしたので裁判長は直ちにこれに対し、在廷すべき旨命じたが、同人は無視し、なお退廷しようとした。裁判長は同人に拘束を命じ前記警察官をして前記場所に留めおかせた。

指定告知した次回期日

来る三月一〇日午後一時

昭和四六年一月一九日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判所書記官 西山明光

されていと見えるだらう。

註記

- 註1 「文学界」とその時代(上巻)第一章第六節
- 註2 福田清人「尾崎紅葉の人と作品」
- 註3 「言語にとって美とはなにか」(第Ⅱ巻)第五章〈構成論〉
- 註4 「北村透谷研究」第三部
- 註5 「幸田露伴のために」(文学)一九六六年五月所収
- 註6 「北村透谷・試論」で現在、可視的になつてゐる部分の目次を以下に掲げる。
- 第一章 一生中最も悔後たる一週間
- I わが内なる透谷 (19号)
- II 一生中最も悔後たる一週間 (19号)
- III (幻境)への旅 (25号)
- IV (23号)
- V (24号)
- 第二章 不安な越境——『空因之境』から『虚空三』へ
- I (20号)
- II (22号)
- 第三章 非現のエロス
- I 梅のゆくへ (26号)
- II (奇跡の少年 (27号)
- III (特)の内壁 (28号)
- IV (特)の裏相 (29号の予定)
- 第四章 山路愛山とは誰か
- I 前提的批判 (犯事)2号
- II (本は30号の予定)
- 第五章以下は未定。

あとがき (北川)

一編の寄稿とは別に、今回も「解放学校通信」から「松下昇の報告と問題提起」を転載した。この転載は、わたしが五月に神戸大教義部の「広場を訪れた際に、松下氏から「解放学校通信」を手渡さ

れ、「あんかるわ叢書」からも送付を受けたが、それを28号への寄稿とみなしたい旨の讀者に示したところ、松下氏からも「解放学校」からも同意を得たことによつている。これまでも繰り返し述べてきたように、「あんかるわ」発行の根柢は、資本や政治の共同性から、あくまでも違法な領域、非公然な領域に、表現の「自由」を突き入らせよう、とするところにあり、それを直接隠匿性の思想としてとらえてきたのである。そして、その発行の根柢にもつとも重たく交叉するものを見出しからこそ、これまでも六甲空間における「表現運動」と全面的な対応が試行されたのである。ところで松下氏と協働者たちが、六甲空間で展開している「表現運動」が、現在、「仮装廣告」あるいは(第六番目の廣告)の創出を必須とする段階にきていたとき、それは同時に「わたしたち」の表現の中盤を貢く運営とならなければならぬだろう。むろん、この「報告と問題提起」を寄稿とみなした中心の理由が、さまたま第次元・異空間に広がっていく「仮装廣告」創出の危機あるいは媒介となるようなどいところにあることはいうまでもない。それについて、これが読者にまで届くに至った段階までの過程がもつてゐる構造が、わたしには「仮装廣告」創出についての困難と展望についてある示唆を与えてゐるよう思えてならない。すなわち、六甲空間(神戸)で展開され、いる「表現運動」が、それに同質・別次元における表現を引きしている「解放学校(東京)」で報告・討論されたのが第一段階である。それが「解放学校」の書店の多大な時間と労力の貢献をもつて、原稿化されガリ刷された「解放学校通信」のが第二段階である。さらにそれを受けとつたわたしが寄稿とみなして「あんかるわ」に転載する作業が第三段階である。この五ヶ月を超える時間と、東西を飛躍した空間性がもつてゐる問題は、「あんかるわ」及び、その著者と「表現運動」との間にある距離こそを象徴していよう。その距離は表現の根柢の変革、あるいは「仮装廣告」創出において埋められなければならないだろう。しかし、同時に、その数段階にみられる徹底的な非公然の伝達空間の拡大とそのなかをつらぬいている「表現運動」の思想の飛躍力、自立性、あるいは内発性こそは、未到の「仮装廣告」創出への展望でなくて何であろう。

なお、刑(事)裁判、民(事)裁判、人(事)院審理等、重層していく「事」の「表現運動」とのより連続する対応を希望する人は月二回刊(10号分二百円の日立紙)である「メタ」をだすすめする。これは最近の方のすべてにおいて「表現運動」関係の資料を載せている。

発行所 横浜市栄区栄見台町一三一 赤木真澄方

お知らせ

あんかるわ叢書は第四集まで岡田書店が刊行してまいりましたが、

種々の事情より、引き続きの刊行が困難になりましたので、第五集からあんかるわ叢書刊行会が引き継ぎました。小部数発行ですので、すぐに品切れになつています。御希望の方は早めに御注文下さい。また、この叢書への参加は、寄稿者なら誰でもできますので、御申しことく下さい。

あんかるわ叢書刊行会

七月上旬刊行

◇あんかるわ叢書6◇

沈黙と刺青

福間健二詩集一九六九—一九七一(I)

(六〇年)の身のまゝとも感動的でラジカルな方はお自分で

筋目に全力奮闘しつつ、いままだ分断も分离の時代に新しい詩的

主体の誕生を告げる新詩集」の第一回集。

なお次のあんかるわ叢書はすべて品切れです。

(1) 濑川司郎詩集「放量の中に立つてゐるので」

(2) 北川透詩集「眼の韻律」

(3) 中江俊夫詩集

(4) 菅谷規矩雄詩集

北川透詩集「闇のアラベスク」

あんかるわ叢書刊行会

有時

季刊 三号分 五〇〇円

〔内容目次〕

評論 濑川司郎(詩人論)、岡田啓(松下昇覚書I)

作品 菅谷規矩雄・吉岡学・北川透など

その他、(試行)総目次、岡田書店古書在庫書目等

々収録。

回 振替 名古屋 二七四四二 回

岡田書店

TEL 304691
御用 304691

横浜市中央区字東横町一九二三
TEL 304691
御用 304691

したたかに自主講座運動といつたものをあらゆる空間に

展開し、そして我々都立大学における解放学校に9年の12月、「報復と一行の詩」という我々が斗争を展開していく中につて、敵と見定めた者に一行の詩を書かせるという我々にとつてしんどい問題を提起してきたと思います。

さらに松下氏は、71年の我々が裁判斗争を斗つている中ににおいて、71年1月に仮装組織論ということで、民事・人事・刑事の裁判過程で形成された仮装被告団の報告として、国家というものが法として成り立つているその姿というものを報告していただきたいと思います。それでは松下昇氏の方から問題提起を受けていただきたいと考えます。(拍手)

B. H 不可視の観点から——松下昇氏——

解放学校で話をするのは3度目ですけれども、今日特にいつておきたいことは、70年1月の魯簡で菅谷規矩君から私に宛てて次のようなことを書いてきたわけです。それは、「最後まで聞う1人が最初に聞き1人であることを示しうる時まで生き続ける」という文句です。それには幾つかの前史過程といふがちつて、私自身は、先程紹介者が言わされましたように、69年2月2日に「情況への発言」という形で、「授業拒否を含む大学の秩序を維持する一切の労働を放棄する」という宣言を行なつたわけですが、菅谷規矩君はその段階では名古屋に居まして、69年10月に都立大学へ移つて来たわけです。そして、封鎖解除を経て1月11日に授業拒否宣言をしている。菅谷君は、神戸大学で2年間私と一緒に居た人間であり、69年の闘争過程・パリケード空間の時期には名古屋に居り、そしてその後現在まで東京に居る。そういう私と菅谷君との前史過程といふものを考慮しないと、

今発言の重さといふのは知らないだろうと思ひます。別段の書簡の言葉で言い換えますと、「君(松下)がどどまることでアビ取つたものを、自分は移動することで遊び取つたのだ」とい切るまで聞い続ける」そういう表現もしているわけです。今紹介しました2つの表現が正に包囲するというが一致するという、そういう時点で、いまここで発言し得る、そういうことを最初にいつておきたいと思います。

先程、菅谷君が処分過程の問題を幾つか語りましたけれども、

それを自分自身のあるいは全国の様々な処分問題と比較してどのような特徴があるか、そういう問題を最初にみていきますと、神戸大学における処分過程といふものは、すでに69年12月の段階で教授会の議題にあがつてたり、その事件で私も教授会粉碎といふことで起訴されているわけですが、その後に私は解放学校で発言しているわけです。70年3月に処分調査委員会が結成され、4・5月、機動隊を導入して逮捕・起訴を課されたとき、8月から10月にかけて評議会が処分を下している。時期的にみればそういう差があるわけですから、それ以上に重要な点は、都立大学における処分過程といふものには大学権力の極めて長期間の無言の過程があつた。そしてその無言が一気に急激な圧殺過程に転じている、そういう前段階あるいは大部分の段階の無言の過程とその最終の段階での言わば滝のような圧殺過程、その対比が極めて特徴的であるという点です。

2番目の特徴は、私に対する懲戒免職の理由は12項目あつたわけです。ところが菅谷規矩君の審査説明書というのを見ますとそのような事実性に関する回途回避は一切捨棄して、ただ単に、投葉を拒否したことだけを挙げているわけです。これは極めて大きな違いだと思います。といいますのは、神戸大学における処分過程が、教授会から評議会に至る段階で、数ヶ月から半年近くかかるつているのに對し、都立大学はわずか1ヶ月で済んでいるその質的な違いにつながつてくるということです。つまり、処分理由の中に様々な事実性の問題を、それも学外の問題も含めて提起しますと、その審査・処分の過程が極めて複雑になり、また

様々に反撃が予想されるので、それを切り捨てるために、授業拒否という抽象的な事実性にしほつて処分攻撃をしかけてきた。そこに、今度の処分の全国性といふか、今までの処分過程を極めて細密に検討し合理的に処分を強行した、そういう意図を読み取ることができます。

これに関連しますけれども、審査説明書と処分説明書を比較すると重大なことが解ります。つまり、5月8日の審査説明書は、ただ単に授業をしないということだけをいつていて、ところが処分説明書になりますと、そのような審査過程における菅谷君を含む解放学校の行動が同時に処分理由にされているわけです。そのような重層性といふか加速性といふのは、非常に大事なことがあります。つまり、権力の方はこの数年の総括を彼等なりにやつてきて、ただ単に圧殺するだけでなしに、その圧殺に対する反撃過程をも同時に圧殺に加速させ重層させていく、そういう方針を明確に対象化しつつあるわけです。そのことは例えば、南山大学(名古屋の大学ですが)における学生処分にもはつきりみられており、最初は停学1ヶ月といふものを出しておいて、それにに対する我々と同じ戦線で闘う人たちの処分粉碎闘争といふものを逆に口実にして、退学処分及び告訴・起訴といふ形で重層的に圧殺してきています。そういう面からいっても、教師・学生を問わず、処分のやり方・闘争のやり方といふものが国家的な規模で行なわれてきているといふことがいえると思います。

その次の特色といふのは、とりわけ都立大学・東京都といつた水準での問題にもつながりますが、スターリニストの役割、闘争

過程・処分過程における日共・民青などの役割、これが神戸大学などにおけるよりもはるかに質的に大きい意味を持つていたといふこと。スターリニズムというものがファシズムの双生児である以上、そのスターリニズムの指摘は同時に新たなファシズムといい得るもの萌芽の指摘につながる必要があるわけです。その問題は、既に菅谷君が指摘したように、処分過程で民青系の学生が事実に関する証言を行なっている、またその民青系だけではなく学生存在そのものが本質的に単位を欲求している、自分の存在と大学で単位をとるという存在とをピックタリ重ね合わせている、そのような問題こそが、ただ単にイデオロギー的にスターリニズムであるかどうかということ以上に重い問題を今後提出していくだろうと思います。

5番目の問題というのは、その新たなるファシズムと呼ぶべきものにも関連しますが、処分過程における委託の問題（委託についても後でまた北川氏なども含めて問題提起したいと思いますけれども）菅谷君の報告の中で、最初に独立研究室との公開討論が要求された、その場合研究室の構成員は自分には責任がないといいつつも実質的な処分の役割を担つてきている。この場合、私が研究室といふのと発言がどこか違うなあという気がしたんです。それはどういうことか考えてみると、菅谷処分における研究室といふのは関係性としての比重をもつてきているんじやないか。私の場合は空間性として比重をもつてきている。つまり、起訴の理由にもなり、また民青裁判が現在行なわれてもいるし（これはバリケードの空間とも関連してくるはずですから）そのようなも

のとして私自身が今まで研究室といふ発言をしていたのが、ここへ来てからそれが関係性としても捉え得るのだということ、つまり実際にその部屋を使おうと使うまいと、大学権力を分担してもつてある人間達、それに処分過程を委託させて処分を実質的に開始させる、そういう問題として今後展開していく必要があるだろうと思っています。そのことは同時に、彼等のいう研究なり学問なりの問題と不可分に結びつくはずです。で同時に、処分における委託過程といふものは、大学と東京都議会との関係についてもいえるわけで、大学が本来質問し反論すべきところを東京都議会が代行している。つまり、大学権力はここでも東京都議会という地方自治体に処分過程を委託し、また逆に東京都段階での権力が処分過程を大学に委託している。そういうふた相互関係があると思います。ですから、さつきの問題に戻つてきますけれども、我々の敵対すべき対象といふものは、具体的に身近にいる敵だけではなくて、むしろ、そのような虐殺過程を委託させてくる存在の関係性といいますか、構造、それからそれを成り立たせている存在の根拠、つまり、単位を取ることについて全く疑わぬ存在、あるいは日常的に生活し給料を貰いボーナスを貰い、という過程を全く疑わぬ存在、その存在によつて新たなファシズムといふものが構築されつつあり、そしてその不可欠の一環として日共リスターリニズムが媒介されているんだろうということです。

そういうふた菅谷処分における幾つかの特徴といふものを考えてきたわけですから、それと平行して、また直層して行なつてきた、私—私達の六甲における幾つかの問題点といふものを報告された。そこで、菅谷君の六甲における幾つかの問題点といふものを報告された。それまで11月間に我々のいわゆる訪害を恐れて使つていなかつた教室を昨年の4月から再び使用し始めたので、私達はそこを占拠して、109の空間性の意味あるいは闘争の全過程の問題提起といつたものをやつたわけですが、その過程でその109教室における哲学といふものが永続的に休講に陥つた。同時に、何名かが逮捕され起訴されるという過程があつて、それはへる公判に続くもうひとつ的新たな被告団の形成といふ問題をもつていています。

その次には、これも同じく昨年の4月からですが、松下研究室に対する仮処分決定及びその逆封鎖といふ問題が起つて、これは現在ふたつの民青裁判となつて展開されつつありますけれども、この逆封鎖といふものもやはり永続性をもつてゐるわけです。名目上は、その部屋は現在アメリカ人の教師が使用しているといふことになつていますが、その研究室はカラッポで逆封鎖されまゝなのです。つまり、具体的に使用する人間は誰も居なくて、しかも日本人を入れたら粉砕されやすいからアメリカ人を入れたらチヨット（笑）難かしい。そういうことで動搖している人もいますけれども（笑）、ともかく実際にはそのアメリカ人はまだその部屋を使つていない。つまり、空間性の使用ではなくて関係性として使用しているわけで、それは先程述べた菅谷処分における研究室の問題に関連してくると思います。同時に、その研究室に昨年9月に窓から入つて研究室の内部に落書きをしたということで、元学生1名が告訴され、またもやそれが裁判になろうとしているわけです。同じような形態でやはり南山大学で、今年の3月

2番目には、昨年の4月以降、109教室（ちょうどこれ位の国家政党といつた体系との対立に移つていく過程というものを基本的に指し示していましたけれども、その後昨年の1月以降私たちはたどつていてる過程といふものは、ただ單に大学から法廷へといふ一方通行ではなく、同時に法廷から大学へといふ逆方向をも含んでいるということ、また、大学と法廷といふ2つの固定した場所に止まらず、それらを支えて闘争、生活の根拠點を対象化していく必要性、その不可欠の媒介として大学なり法廷なりがあるのだということです。

具体的に少し語つてみますと、昨年の3月へ、V公判の第3回というのがありました。これはいわば永続的な体制といふ形で審理不可能になつたわけです。その問題をひきづつて昨年10月1日の監督ヤリンチの問題も出て来ているわけだし、国家といふものが私達の表現の根拠を遂に裁くことができない、という問題をひとつ引きづり出しているわけです。

2番目には、昨年の4月以降、109教室（ちょうどこれ位の

末でしたか、その停学1ヶ月に關する事実調査の会場といふものがあつたわけですが、その会場である研究室に落書をしたということで、告訴、起訴がなされているわけです。同じ形態で、同じ場所・表現行為に対して、起訴がなされています。

それから、昨年の5月から7月にかけて生協総代選挙といふものがありました。これは、大学構成員といふものは同時に労働組合なり生活協同組合に加入しているわけで、その身分規定というものが重層化しているわけです。だから、教官として免職されたとしても、労働組合員あるいは生活協同組合員としては、そのままストレートに身分を失うわけではない。そういう關係性を逆用して、教職員代表の総代といふ形で立候補したわけです。そうすると非常に大きな問題が起きました。つまり、大学当局からすれば、既に免職された人間であるから立候補の資格はない。当然、教職員組合を握っている日共は、それを許すことができないので対立候補を立ててくる。それから、現在生協を握っている部分は、もとはバリケード空間で活躍したこともあるわけですけれども、現在はその巨大な機構を運営するという作業があるために決定的に大学と対立することはまずいと考えている。そういうたた問題を抱えて昨年の5月から7月まで、また、今年のやはり5月から6月にかけて、選挙という問題をめぐつて闘争の拡張が強められてきました。今まで、大学当局とか運動隊とかいういわば権力の先端部分との対決であつたわけだけれども、そのような選挙過程になりますと、そのうちが選挙過程になりますと、そのような上層部を支えている存在、あるいは何らかの形で闘争し

び戦闘の永続的な休憩、また研究室の永続的な選封類、それから生協総代の永続的な欠員、また人事院審理の永続的な打ち切り。

このように思わず使つてしまつた永続的といふ意味は、ひとつひとつ質的に異つてはいますけれども、やはり同じ情況の同じ根柢から発しているのではないかと思うわけです。その永続性といふのはやはりバリケードの空間性から発しているのではないか。つまり、69年のバリケード形成においては、この空間が何時どのようない形で解除されるかは判らなかつた。けれども、少なくともそれを解消した瞬間にには、永続性をもつものとして立候補されられた後も直ちに秩序に復帰しなかつた最大の根柢であろうと思うわけです。同様は、私選がそのような永続性を付与しようとしたのであるうし、また、それが具体的に國家権力によつては除されれた後も直ちに秩序に復帰しなかつた最大の根柢であろうと思うことだと思うわけです。また、これは私自身にもまだほとんど溶けていないわけですから、いま述べたその永続性に関する問題といふものは、この極めて困難な情況のなかで再び捉え直す必要があるのでないか、と思つています。

次に提起したい問題といふのは、これは仮装組織論とも関連しますけれども、権力によつて様々に名付けられる存在、例えば、「被告」という存在については昨年語りましたが、それ以後私は機々な呼び方が権力によつてなされているわけです。つまり「被告」というのは、刑罰裁判において名付けられたものですが、それが民事裁判になりますと、債務者といふ形になるわけです。

てきた人間とまで対立せざるを得なくなる。そういう問題をはらんで来たわけです。同時に選挙という問題も、自分を代表し得るのは自分だけだという立場に立てば、自分が0か1の票をもつことはあり得るけれども2以上は成り立ち得ない、いわば2進法の世界像といふものが現われてくるわけで、その問題は今後とも永続化していくだろうと思います。

また去年の7月、これは人事院の審理といふものがあつて、これもさつき菅谷君が述べましたように、人事院の審理といふものは、現在のブルジョア法体系と比べますと一見ゆるやかに見えるけれども、実はそれは処分の最終過程の儀式をも意味するわけであります。そこで、身り易い例を挙げれば、刑事裁判なんかでは原告がイヤダと言つても無理矢理引つ張り出して裁いていく過程があるわけです。ところが人事院審理というのは、あるいは大学の評議会の陳述でもいいわけですけれども、陳述の機會、反論の機会を与えたという延長さえ残せばいいわけなんです。そのような意味からして人事院審理が水によつて粉砕されたという問題とも関連してきます。これについては、まだ総括し切れない幾つかの問題があるだけれども、それは、今後菅谷君が人事院となり公分粉砕闘争の過程で否応なしに突き当たる問題でもあると思いますから、今後ども永続的に共同で追究していきたいと思つています。今無意識に永続的につつていう言葉を幾つか使つてしまつたわけです。つまり、H.V.公判の永続的な休延、あるいは109

そして債務者が、國（國家ですね）その法務大臣なのです。それで、債務者（つまり私）の方は永続的に同じ人間であるにもかかわらず、債務者（つまり法務大臣）といふのは内閣改造の度狂にどんどん替るわけですね。で、そういうたまごも含めて、裁判官、争といふものが刑事裁判から更に広がつて民事裁判といふものを含んできている。また、その民事裁判には補助参加申立人といふのがあるわけです。これは、法的には、補助参加を申し立てることは一応誰でもできて、それが却下されても高裁で決定が出るまでは却下されたが、高裁が決定を出してないために訴訟行為ができるわけですね。従つて、大学当局に対する反対団とか、そういう名目での様々の表現行為ができるになつてゐる。つまり、刑事裁判における仮装被告といふのは、柵をひとつ越えるだけでも運んで大きな意味をはらんでいるわけだけれども、民事裁判においてはそれが、少なくとも可視的には、亟めてゆるやかである。そのゆるやかさのたまに実は重い意味もはらんでいるわけだけれども、少なくとも、そういう仮装被告、仮装組織論の問題を、刑罰裁判についてだけ発想するのではなくて、民事裁判、あるいは人事院審理を含む闘争より広い領域ですね、つまり、生活領域全体に亘ける共同参加の問題として捉える必要があるということです。

それから、3番目の問題は、今述べましたように、私達の職親が極めて拡大して、また複雑になつてゐる。処分過程から出発し

ながらも、刑事裁判とか民事裁判とか人道院審理とか、あるいは名付け難い領域での様々事柄、ま、仮りに口に闘争（この「口」）というものは事柄の「事」ですが）という風に名付けてみると、私達がある表現の根拠なりあるいは空間性なりにこだわり抜いた場合、現在の社会—国家の秩序のロ摹性に触れてしまひのではないか、という問題があるわけです。つまり、ただ單なる刑事裁判だけでなしに、民事裁判とかあるいは法廷を媒介としない様々の我をに触れてしまうのではないか。それは、一方では、闘う領域・生活する領域全体の対象化というものを指しているように思われます。重要な問題は、そうであるからこそ非存在の闘争が強いらえてくる、ということがあるのです。その非存在の闘争についていくつかの例を述べます。

例えば、解放学校は、昨年の3月以降、六甲における仮設被告団の闘争に何度も共同の参加をしようと試みながらも、その度に三里塚へ引き裂かれていた。その問題ひとつ取り上げても、我々の直面する対象というものが非常に深く複雑になつていて、同時にひとつの空間で共同して何かを行なうということが困難になつてゐる。また、それは闘争についてだけいえるのではなくて、生活領域、ま、失職後勤くという問題も含めて、その労働過程が、闘争過程とやはり分離せざるを得ない。従つて、眼に見える形では、仕事が忙しいためにある闘争の現場に非存在する、といふことも起り得るわけです。だから、そういう問題も含めて私達の表現行為というものを捉える必要がある。

「非存在」は当然一切の情況・問題についてもいえるわけで、それをどのように包括し、ひとつひとつの段階において運用していくかについていうことが、今後とりわけ六甲における闘争で必要になつてくるだろうと思うし、それは、たゞに六甲だけでなしに、南山なり解放学校なり、あるいは、未だ私達が名付けていない領域での闘いといふものに、不可欠の課題として登場してくるだろうと思つています。

その他、幾つも提起したいことはありますけれども、時間的な余裕だけではなしに、私自身未だ表現の位相にのぼせることできれない幾つかの条件をもつてきますので、今はこれだけにして、後で討論の過程あるいはその他々の表現過程において、この問題を追究していきたいと思います。（拍手）

司会

松下昇氏の方から繰り返される逮捕・起訴そして裁判闘争のたから引き出されてきた我々の問題と、そして我々との闘わざのなかで、非存在の闘いの方向といつたものが報告されたり思ひます。そしてまた、菅谷処分の過程における問題と松下処分における問題が提唱されたと思ひますので、討論の場において更に深化させていきたいというふうに考ひます。

それでは次に、70年夏の解放学校連続自主講座の時に「知識の先決性、知識人の存在の先決性」という形で、

もう少し具体的な例を述べますと、昨年の9月、民事裁判が行なわれたわけですから、この直前に私、私たち109教室の問題で逮捕されていて、ちょうど3日目に民事裁判があつたわけです。御承知のように、3日目には裁判所でこう留置問、判事による尋問があるわけですから、そこへ車で連れて行かれた。その判事尋問のすぐ近くの法廷では民事裁判が行なわれていたわけです。いや、行なわれようとしていた。私達は、当然そこに参加できるものと思つて楽しみにしていたわけですけれども、それは検察官の一方的な命令で拒否されて、直ちにそれぞれの留置場に引き戻された、という関係がありました。そこにおいては、私達逮捕されたものは、民事裁判に非存在のまま加わらざるを得なかつたわけです。同じ問題が7月の人事院審理にもあつて、5日間の審理期間中バンの問題をはさんで、第4日目には会場には居ないで横の控室に居たし、5日目にはその建物にも居なかつたし、そして第6日といいますか、これも菅谷君のビラにあつた菅谷ですが、ヘ第6日目へ向つて出発するVという表現行為を演んだわけです。また10月1日においても、私ともう一人が、ヘ V公判で監視されたために、その1週間後の南山大学における第1回公判に参加できなかつた、といふことがあります。今年に入つてからも、6月1日には、生協時代の選舉とそれから今年の2月にタマゴを受けた事件での第1回公判が重なつたわけです。けれども、それもその場合にも法廷には存在することができなかつたわけです。

今、まあ、審理の水準での非存在をさういへば、このわれわれに對して、知識の専有とそしてその顕露に對する、まさにその主体性の欠落として、知識に対する批判と、そして我々に、自らが知的に上昇過程をたどるなかにおいて、たどらざるを得なかつたことに対する根底的な批判というものをし、そして、知識とはまさに、知能 자체として先駆的に存在するものではなく個人における主体性と思想性の問題である。という形で提起し、現在南山大学における、団交要求—監禁—懲罰隊導入—逮捕一起訴、といつた闘争の圧殺過程における極めて致しい闘争に對して、自ら主宰しておられる自立説の「あんがるわ」において、「自己組織への階梯」という形で、「風土的欠損・反風土的幻滅の創出」ということを根底におきながら両わづて夹られた、北川氏からの問題提起を受けたいといふふうに考ひます。（拍手）

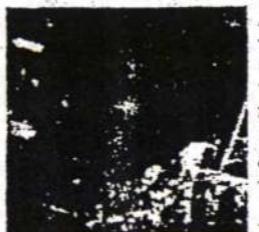
さんからお話をあつたように京都大学評議会は権力と警察にそぞういふたものを全部横流しした。で、岡山にも六月二八日、それからこの目録の中にはありませんが、二九日、合計六ヶ所の捜索があつた。——というわけです。ひとつは私の居住——目録では六月二八日岡山そく一ですが——朝の七時頃六人でやつてきて、引っ搔き回して竹といふ字か松という字があるものはみんな持つていつた。その外、先程ちょっと触れた岡山救援センターが捜索されそこにあるビル——準抗告申立書にかかれていますが——竹の字も松の字もないものまで持つていつた。ひょっとしたら坂の字があつたのかもしません。それに対しては準抗告申立書が出されています。それから岡山で最大規模にやられたところは谷川正彦さん、彼は岡ビルといふ大きな百貨店というビルがありますが、その中に一つの共同体を形成してきただすが、そこを五〇人からの警官が包囲して電話番号簿のメモ、とかいつたものまで持つていて、それに対しては谷川さんも準抗告を申立てています。目録の(4)にあるのが谷川さんのポケットから奪われていたものです。谷川さんは岡ビルに二〇年住みついて根をはやしている、そういうところを向うが最も集中的

不可視のバリケードから奪われました岡山救援センターが捜索されそこにあるビル——准抗告申立書にかかれていますが——竹の字も松の字もないものまで持つていつた。ひょっとしたら坂の字があつたのかもしません。それに対しては準抗告申立書が出されています。それから岡山で最大規模にやられたところは谷川正彦さん、彼は岡ビルといふ大きな百貨店というビルがありますが、その中に一つの共同体を形成してきただすが、そこを五〇人からの警官が包囲して電話番号簿のメモ、とかいつたものまで持つていて、それに対しては谷川さんも準抗告を申立てています。目録の(4)にあるのが谷川さんのポケットから奪われていたものです。谷川さんは岡ビルに二〇年住みついて根をはやしている、そういうところを向うが最も集中的

(註) 「じやんきい」の捜索に関しては、(共同経営者)の誰一人にも連絡されず、立台人が誰であつたのか全く不明のままである(詳しくは岡山救援通信復刊号(30号)――岡山市平和町5の26、岡山救援連絡センター発行)を参照されたい。

か、ということに関心を集中しており、とりわけ警察当局は、委任状なるものを搜しだすことによって竹本逮捕の手掛りを得ようと日本中を捜し回っているわけですが、先程いました様に、個別的な人間や紙片が追求されていると同時に、宙吊りになつていてる表現、あるいはへへは、いまどこにあるのかという問題を、権力総体が追求はじめている、その一環として今回の問題がある様に思っています。

第二に、空間性ということからとらえてみると、全国的におこなわれた捜索の令状には、犯人隠密の被疑者として私の名前が冒頭にかけられており、私のまだ行ったことのない場所にまで私の名前を仮装する令状が出かけているという現象がみられます。そういう可現的な意味を越えても少し展開してみますと、今度の事件にかかる空間性の質のものが、私たちよりも先に権力によって、無意識のうちに、統一され、提示されていると思います。まず具体的に私自身に対する家宅捜索の特徴を語りますと、私の家は神戸大学のそばにあって、大学闘争のバリケードが形成されていた頃は何度も機動隊の車が並んでいたから、六月二十日の朝も附近の人は、また神戸大学で何かはじまつたのかと最初は思つたらしいのです。ところがどうも様子がおかしくて、完全武装の機動隊が次々と到着して、それから危険だから避難してほしいという勧告が出来て、これは浅間山荘の再来かと附近の住民が騒いだのです。そういう形で、大学闘争のバリケードや浅間山荘といったふうな空間性を、私の住居を中心にして、幻想の領域ではあるにしても、結合させざるをえない権力の苛立ちがかいまみられたのです。また私はいくつも



電報
カクジ ツニハンゲ キショウチテ
イヨリレンタイヲコダテノブ



註
この電文は(竹本信生)氏よりのものか
(藤信房子)氏のものかわかりません。



註

報告・松下昇

権力の(暗示)に反撃する方法を――

今回の事件というものを、ほほ三つぐらいの問題点からみていくないと考えています。その問題点は、大学闘争以来の、あるいはそれを越えていくへへ闘争とでもいうべきものの問題点もあります。

まず、表現過程ということから考えていきますと、これは間接に聞いたことですが、何人かの人たちから送られた評議会での文書にはいくつもフシギな記号がついており、評議会ではその意味がよくわからぬから省いて読むことにしたようです。評議会にかぎらず、権力総体がこの数年間、得体の知れない表現に非常に苛立つており、今回の事件を契機として、そのような得体の知れない表現を用いる方法でいくつもフシギな記号がついており、評議会ではその意味がよくわからぬから省いて読むことにしたようです。評議会にかぎらず、権力総体がこの数年間、得体の知れない表現に非常に苛立つております。表現過程ということから考えていきますと、これは間接に聞

49

「六月二十日」(73.7.1) 別冊

「こんなことは許さない」の日本へへへへへへへへ

裁判をかかえているのですが、ちょうどその直前に、闘争や表現の空間性に関する多くの問題をはらむ研究室公判といわれているものの判決が下りて、ちょうど、それに対する控訴の申し立て期間中で方法をした。その控訴申し立て理由書を準備する資料もかなり持ち去られたり散逸したりしたので、私としては、さまざまの空間で押収された文書を含むすべての資料を控訴申し立て理由の不可欠の内容と反撃する、という方向で裁判所に申立理由書を提出しています。それから搜索をうけた場所の今日出席しておられない人達からいくつかの報告を委託されているので、第二の問題点との関連でのべてみます。

東京で搜索をうけた音谷規矩雄氏の場合、かれは、六九年から解放学校の運動を続け、三里塚闘争にもかかわり、昨年の六月十五日昇が、今回の竹本処分を契機とする闘争に関して私あてに五下月末に出した書簡が、この闘争の位置をかれの拠点から正確に照射しているので、一部を引用してみます（註）この部分は後から補足した。「……竹本信弘から滝田修を捨象することは可能でしょうか——処分したいがその方法をとっているわけですし、処分に反対するがわにもこの方法が主としてとられているようにみえます。ところで、では、滝田修から竹本信弘を抽象（抽出）することは可能か——という自問がのります」この自問に対し、かれは「はんぶんまで否とこたえてきた」と考へ、しかし「はんぶんまで」しかごたえていない意味を、かれ（ら）のかかえている困難な無言の格闘の中でとらえようとしています。そして、そのためにかれ自身は、

（竹本）氏に仮装するというかたちでの私たちの対評議会の闘争に直接には参加しなかったのですが、しかし、前記の書簡のコピーが六月二十日に他の場所で押収され、それが、かれを六月二八日の搜索対象とする理由の一つにしたこと（註）（それ 자체は、権力のこつけいな事実性認識の水準をバクロするものですが）は、私たちに十分視えていなかつた（竹本は滝田）の交換（不）可能性の問題を、やはり、それを含む私たちの闘争領域へ出現させたという点において、やはり、深いところでの共闘であり、参加であると考えています。
それから愛知県の磯貝潤氏（ベンネームは北川透）の住居では、極めてユニークな（？）押収がなされました。例えば、六月二十日に権力が私の家で押収したもの目録をコピーして私がかれに送り、それが六月二八日にかれの住居で押収されるという重層した過程があります。この過程はさらにくくり返されるわけで、今、皆さんがよんでおられる押収されたもののリストも押収されるわけです。（笑）いわば、無限にくくりかえされる自同律を権力が演じてくれたことになります。また、「あんかるわ」三十号が押収されているのは、北川氏がそこで（六甲）の私たちや名古屋の南山大学の人たちを含む仮装被告團が直面している巨大な問題を、かれの自己組織論の立場から提起している文章がのせてあり、権力が、ある水準でそれを同時に搜索しているためであると考えられます。これらのことを含めて、今回の竹本処分を契機とする権力の弾圧というものが、教官処分という面をはるかに突破して、大学闘争以後の問題を何かのかたちで必然的に追求している人たち総体の問題に連続していくと私は考えています。

さつきのべた南山大学関係では構内と、下宿、アパート数ヶ所も搜索され、私の表現集や、神戸大学教養部広報などが押収されました。私の接触をいましめる公示を出した大学当局は何らかの重層は壓迫を重層させてくることが想定されます（註）七月十八日に、南山大学当局は、搜索をうけた学生二名を含む五名に対して、群衆立入禁止区域への侵入を理由に退学処分などの動きを開始している。

六月二九日には福井大学の生協事務室などが搜索され、これは間接に聞いたところでは私が行つた場所のうち、裏日本がないかと権力が調査して、自分ではカンのよいつもりで搜索したようです。岡山救援センターに対する搜索についてもいえるでしょうが、権力の介入がかえつて、運動をになつている人たちによつてことなつた領域から運動をとらえかえすバネに転化しようと期待しています。今まで、いくつかの場所の搜索の経過を、押収されたものとの関連でのべきましたが、これは、第三に提起したい問題点とかかわりがあります。まだ入手していない、いくつかの押収目録があり、その意味を大切にしたいと思いますが、当面、いま配布されている（暗示）のリストを手がかりにして、関係のある全ての人たちにとつて昇るものリストを手がかりにして、関係のある全ての人たちにとつて昇の、この事件のゆたかな意味を私なりの方法でとらえてみます。ここにある押収リストをみると、そこに権力のひとつ構造がみえてくるような気がするわけです。彼らは總体として国家権力であるけれども、それが個々の機能を果すときには具体的な人間として機能

總体に規定されながら、自分からみた竹本問題或は（問題に必要な事実性を追跡しており、かれらのそういうた一人一人の把握の仕方が押収目録にも明確に示されているわけで、これを總体として把握する事は我々にとって楽しい作業であり、この總体がいわば自主講座運動の素材である、というふうにいってもよいでしょうし、或は搜索を受けたすべての場所が私達がこれから活動していく最小限の拠点になつている事を、権力が提起してくれた、とこういふるでしょう。

次に、現在目前に迫つてゐる問題について触れておきますと、今迄何人の方からもいわれました様に、京都大学の評議会が保管する文書が差押えられたということは數日前までわからなかつたのです（註）その後、神戸地裁あての（竹本）氏からの文書が六月二八日に差押えられていることが判明し、差押え場所と対象は、さらに虚数的に増加しつつある。ところが、今回の問題に關係があるとされている多数の文書がすべてが押収されているにもかかわらず京都大学当局はそんな事を全く伏せたままで、七月五日付で私に対して公文書を送つてきたのですが、そこには竹本氏からの委任状を七月一六日迄に提出せよ、提出すれば代理人として認めるが、提出しなければ認めないと云ふことを、審査そのものを打切るという発想を含めて通告をかけています。ここには何重もの偽偽があるわけで、私は複数可能です——が評議会に出席し、その立合の上で開封するという条件を付けています。もしこれをそのまま認めてしまつ

14 権力の〈暗示〉に反撃する方法をと、評議会は解体してしまうわけです。というのは私の出した委任状を持つた無数の人間はだれでも評議会に出席できるわけですから。ところが評議会はたて前としてアルジョア法に規制されていますから、郵便に関する法律とか私法上の権利とか、そんなものをゴタゴタ検討した挙句、発信人が付けた条件をいきなり破るわけにはいかない。評議員として密封された文書を破つてみるわけにはいかない。そこで評議会以外の誰かがその文書を開封してみる口実を作らなければならなくなつたのです。それが警察に、どういう経路で伝わったのかは判りませんけれども、結果的にいえることは、評議会が文書を譲り渡して、その過程で处分を完了し、一方、警察当局は竹本氏を含む様々な人間を刑事案件の被疑者とし捕縛し、それで過激派とみなしている人達全体の弾圧を増々進行させる。そういう目論見があつたろうと思います。

以上の問題を含めて今回の事件についていえることは、今迄ほん三點にわたって述べてきた事が示しているように、たんなる処分紛糾争に対する単なる弾圧というふうには捉えきれません。権力の介入は最初から予期していたわけですし、いわばそいつた問題を転倒して、単なる京都大学における処分問題としてではなく、私達それがこの数年間或はそれ以上の年月にわたって抱えてきた問題をどのように把握し、どのように具体的に展開していくか、その不可欠の媒介項として、今回の〈竹本〉問題を応用してきたのです。また大学当局の処分策動は重層的な壁に包囲されつつあり、警察当局

局の方針は完全に混乱し、行きづまつてしましましたから、私たちは決して被害や弾圧を蒙つたとは思つていません。従つて今日出席したのも、どんなささいな弾圧も見逃さない。というテーマを「権力によるどんなささいな〈暗示〉も見逃さないで反撃する。」というように飛躍させるためであつて、今日何かの必然性からここに集つてくる一人一人を通じて、私の問題がどこかで交差していく試みの一つでもあります。そして先程の発言もありましたように、我々捜索を受けた人間が報告することよりもむしろ、今後無数にその空間を拡大するであろう捜索を受ける場所、或は〈竹本〉氏との関係を提起する人の抱えている問題を聞きたいというか把握したい、という希望を述べて発言を終ります。

準抗告申立

ノ申立人 ウナギイヌに〈定期検診〉をされる旨
昭和48年6月厄日

埼玉巡御中

（申立の趣旨）

一、「松の下を昇る」という人に対する〈犯人〉隠避被疑事件なるものにつき、埼玉県朝霞警察署助教授岩田行夫が、昭和48年6月

20日、「雪の居室」と記載されるへゝ空間において行なつた押し込み強盗につき、この行為を反省してワビる。

二、雪の家主に交付した「押収品目録」の中、とりあえず、「ナンデ欲シクナツタノカ?」理由不明、品目の特定性の不明な一品目は、刑事訴訟法のアノ条に基づいて明らかとし、ただちに返す。

（申立の原因）

第一、(一)この「差押処分」は日本国憲法第35条1項に明示する「正当な理由」が見当らない单なる空巣狙いであり、且〈紙屑〉交換である。(何と何が交換されたのかすら判らない。)

(二)押し込み強盗をしたくなつた理由がはつきりしない。

(三)「目録」によれば「本件」との関わりが不明のものばかりで、〔申立人と「松の下を昇る」という人と「犯人」へたちの間には、どのようなアヤシイ関係があると思つてゐるのか、そこそこころが全く不明である。

〔埼玉県及び徳島県警さんは入る先を間違つとるんではないか。」「目録」中に京大新聞が多數含まれているところからみると「本件」は京大に深い関係があるらしいと考えられるから、京大総長にして京大評議会議長である前田敏男の〈居室〉をこそ空巣狙いすべきである。

第三、この押し込み強盗は、徳大当局御用達警察権力（或は警察権力御用達）が申立人に加えた弾圧である。

ほんまにどないするのか

報告・浜本多恵子

今紹介していただきたい内容を訂正させていただきたい。山本光代さんは依然として徳島大学の教官であるし、私も亦徳島大学の学生であります。といいますのは、教官といい学生といつても処分というものによって初めて、そうなると、ですから、例えば池田浩士さんは未だ教官ならざるものというふうに私は解釈しております。それから山本さんの処分に關しましても、私は決して山本処分に反対する運動などはしておりませんで、寧ろ山本教官に対するさらいにかなる処分状況を引き起すか、ということを考えていいく中に私と彼女の関係はあります。以上、ちょっと訂正させていただきます。

この会場で思いますが、京都はまあ何と沢山人がおることか、という事です。徳島ではいつも十人未満の人間或は五人位の人間が集まつて何かをやらなければならない。そういう状態がずっと続いています。更に、攻撃を掛けられるにしても、敵に掛けるにしても、必ず固有名詞——それは山本でも本山でもいいわけですが——、そういうことでやっていますと、ここへきて思うに、何と賛沢に人が沢山いるんだろうと。それにもかかわらず、敵は竹本氏を処分する、消す、というのは確実なわけです。この集会というものは竹本処分に關する全国一九ヶ所ですか、そのガサ入れというものを契機として開かれていると思うんですけど、こんなに沢山の人がいるにもかかわらず竹本（滝田）氏は必ず処分される、そのことをどうするんか、ということが提起されないかぎりちょっとシラケるんじゃないかな、

という事が最初の感想です。
で、私の方の報告は、この参考資料の「のところに書かれています六月二〇日徳島で行なわれたガサ入れという事ですが、これはそれを参照していただく事で、報告にかえさせてください。
六月二〇日というのは、京大評議会が山本光代に對して、竹本信弘氏の処分審査における意見（陳述）をする事に就いて、その事を依頼されているという竹本氏が山本にあてた委任状をオマエ持つているか、もし持っているならばその原本を六月二〇日迄に提出せよ、と京大評議会が勝手に決めた日取りだつたのです。そしてしかも、御存知の様にこの前の日に、ちゃんと令状をとつて松下氏をはじめとして、山本光代のところへもガサ入れをやつてある。つまり一方では原本を出せ、というような事を言いながら、他方ではちゃんと警察と一体となつてガサ入れをやると、そつう非常にフテブテシイというか、ズブトイというか——まあ、滝田のいう戦士のイメージというのは前田敏男（京大総長）氏などにピッタリなんかもしえないのでですが——そういうやり方をしてる。六月二〇日の夕方に、山本とその影と、そして山本と馬越（山本の夫）という庶務課長のデータを覗き見する片山（馬越の夫）という人が京大本部へ出かけたわけですが、その時の話の内容というのはこうでした。原本を出せといながら——原本を出せるということは黒だという充分な証拠ですね——出せばどういう事態が起ころのか、その責任を誰が取るのか、というような事を言いに行つたのですが、しかし山本に對してそういう手紙を出した京大評議会の責任者たる前田議長以下評議員の構成員は一人もいなかつた。そして馬越君ら数人の事務官たちが留守を預かつた。

抗議と糾弾

一九七三年七月一日 京都大学教養部 池田浩士

去る六月二十九日、あなたがたが埼玉県警、宇治署、川端署などともおこなったわたしの「研究室」および「居宅」にたいする強制捜査は、なんら正当な根拠をもたぬ不当なものであり、京都大学評議会がおこないつつある竹本信弘助手にかかる処分審査への露骨な介入、この審査に異をとなえる学内外の人びとの理不尽な恐喝弾圧である。「居宅」での押収品は当然のことながら皆無であり、「研究室」での二点の押収品は、この不首尾をとりつくろうために持ち帰つたとした考え方られないような、不必要的文書コピーにすぎなかつた。しかも、押収品でもない多くの書類、ノート類を、あなたがたは不當にも写真撮影し、捜索終了を宣言したのちにまで私物に手をつけるなど、捜索のやりかたそのものでたらめであった。川端署警備課長と府警本部中野警部補のあいだでわたしを「立会人」とすべきか否かで最後まで意見対立があつたことも、この一連の捜査の不适当性をよく物語つている。このような破廉恥でなりかりかまわぬ弾圧にたいしてわたしは強く抗議し、責任者たちをきびしく糾弾する。

京都府警察本部警備部長 赤坂普知雄殿

17 浜本多恵子——ほんまにどないするのか
馬越君は京大評議会の金庫は絶対大丈夫だと神妙に答えていました。参考資料にあるように、押収されたものにあるのは、大体が先程坂本さんが言われたように、竹の字があつたり松の字があつたりすなままであります。山本とその影と、そして瀬戸の現認者たる片山氏とは帰ってきたのですが、その後京大評議会は山本に對して何らそれに対する心配がある。亦盗られるのではないかという様な事を聞いたら、馬越君は京大評議会の金庫は絶対大丈夫ですと神妙に答えていました。尤も六月二八日のガサ入れをみておりますと、京大評議会の金庫は京都府警か埼玉県警かに移っているのではないかと思われます。そういうことで結局二〇日というものは評議会の人間とは全く話がでない、勿論これについては全然答えなかつた。又、以前竹本処分問題に關して盗難らしきものがあつたので、書類を出すにあたつてはその責任ある回答を寄こしていません。

馬越君は京大評議会の金庫は絶対大丈夫ですと神妙に答えていました。参考資料にあるように、押収されたものにあるのは、大体が先程坂本さんが言われたように、竹の字があつたり松の字があつたりすなままであります。山本とその影と、そして瀬戸の現認者たる片山氏とは帰ってきたのですが、その後京大評議会は山本に對して何らそれに対する心配がある。亦盗られるのではないかという様な事を聞いたら、馬越君は京大評議会の金庫は絶対大丈夫ですと神妙に答えていました。参考資料にあるように、押収されたものにあるのは、大体が先程坂本さんが言われたように、竹の字があつたり松の字があつたりすなままであります。山本とその影と、そして瀬戸の現認者たる片山氏とは帰ってきたのですが、その後京大評議会は山本に對して何らそれに対する心配がある。亦盗られるのではないかという様な事を聞いたら、

非存在をめぐる闘争

幾つかいいたい事のうち、特に二つ上げますと、まずこの集会の契機でもある（竹本）問題というものが、今回の事件以来遠つた方向を持つだろうという予感がします。そのひとつは、竹本信弘ないしは滝田修という存在をどう把握するか、それを支持するにしろ批判するにしろ、彼の書いたもの或は彼について書かれたもの、つまり活字の水準で支持したり批判したりという評価が主要な領域昇——非存在をめぐる闘争——であつたと思うのですが、今回の事件以後そういう水準が突破され、松下昇といふいう意味があり、その水準以後何かが始まるだろう、否、始まなければならない、という事です。

それから、先程私は報告の中でも述べましたが、（竹本）問題といふものの核心のひとつは非存在だということだと思います。存在しないことが処分理由になる、という非常に本質的な問題が提起されているわけで、そのことは、私や岡山大の坂本さん、徳島大の山本さんなどが、いろいろな闘争過程の段階でどうしても権力と対峙する関係で非存在を強いられ、また適用してきた。そういう我々の方法が、今度の場合竹本氏の非存在そのものが処分理由にされるという形で、逆に権力の方法として提起されてくる問題としてもあるわけです。しかもやがて明らかになっていくであろう、いくつかの（竹本）問題と岐立する諸問題と結合して出現しつつあります。だから、テーマとしては非常に豊かなものが見えはじめており、もっとたくさんの人と一緒に運動させていきたい、と思います。

ナメルな。赤塚（京都府K警備部長）！

池田研究室への搜索糾弾

★昨日（28日）午前十一時三〇分「滝田」の逃亡に手をかしたといふことで、岡山大学坂元元講師宅を含む、全国9ヶ所のうち、我が京都においては、池田教官の自宅と研究室を搜索した。搜索のため侵入した京都府警の赤塚一派は、我が全臨闘の弾圧に最前線で活躍した稻妻某を押し入らせた。

我々は三月十日以後の我々にかけられた弾圧を忘れていない！我々は赤塚同心とその配下による弾圧に対して、慢々たる憎しみは消えていない！

全臨闘は弾圧された。しかし全臨闘は元気である。官憲などくそくらえだ！

竹本处分粉碎闘争で、最前線において開つてきた「教官」に対する弾圧。昨日の弾圧はそれであつた／＼九年大学闘争においてさえ、手を出さなかつた権力の大は、今や歯をムキ出して、「闘う教官」をカミ殺そつとしているのだ。大学には「大学の自治」があるから、だいじょうぶと思つていたら、間ちがいである。戦後民主主義の精神は、既に死んでゐるのだ。そんな死体のような「自治」にしがみついていたって、権力の介入を排除出来ないのだ。「まさか研究者にまで」と思ついたら、それは我々からみれば、研究者のゴウマンサというものだ。我々はこのことを体験的に知つてゐるが。

「造反」教官といわれてきた人達よ！今こそ「問われている」のだ！

評議会メンバーによる

警察への「売り込み」糾弾

池田助教授に対する弾圧の口実を官憲にタレコンだのは誰か！26日の評議会に対し竹本助手の代理人としても「もの申そう」とした岡山大の坂本元講師、徳島大の教官に、評議会はイチヤモンをつけ、会おうとせず、抗議文をうけとるだけだった。その時警察は二名の人に対し「搜索」を行つていた。評議会と二名の関係者しか知らないなかつた「事実」を警察は何故知つてゐたのか。全臨闘に対する弾圧もそうであつたように、教官のタレコミが敵に根拠を与えた。今回その役目を果たしたのが評議会のメンバーであつただけだ。京大法学のタレコミ体制は「職員」に次いで「教官」に及んできた。大西事務局長は松下昇氏を処分した張本人である。デッカイ頭はさせないぞ！

せられたような半眠半醒の状態のまま、それでも彼は、すぐに返事をしたりドアを開けたりするかわりに、そつと寝床を出て窓際にしのびよるだけの判断力はとりもどしていた。カーテンを二本の指でかすかに動かして外を見ると、自分にしつこくつきまとつてゐたあいからなあ！

全学臨職闘争委員会

21 感想・坂本守信——もっと喧嘩を売ろう！

午前六時、玄関のドアを力任せにたく激しい物音によつて、赤塚不智雄攻撃は、不安なめざめを強いた。

まだ頭からすっぽりとゴミ捨て用の色のついたビニール袋をかぶ

感想・坂本守信

もうと喧嘩を売ろう！

物語・池田浩士

疑似而非物語

卷頭言

(54)

ここに学術団論集No.4として昨年度行なった学術団EVE連続講演会集として発刊するにあたり、昨年一年間の営為を、とりわけ講演会を形作った意識性を総括しなくてはならない。そしてそれが以後の私達の営為の中で獲得した何物かを過程的にせよ明確化する作業を通して検証する必要がある。月日は無情に過ぎ去るから……。

昨年のEVE基調は、かつてから無反省のまま繰り返し行なわれている円環でのサークルゲームへの深い訣別の宣言であった。情況の可変の中で花火の様に消えてゆくものでしかないものとは一体何なのかな？－持続し得ないもの－それ自身の内的に孕む問題である、問題意識を発する主体に於ける持続の根拠そのものへの問い合わせを指摘した。私達は情況の変移に耐え得るだけの私の確かな言葉を獲得したかった、その発語－以前の営為を摸索したのである。

存在を離れて言語は存在しないことを確信し、そこから私達の存在－その規定性としての学生存在への検証（自己の取り結ぶ具体的関係の検証）－そこから発語への摸索の方向を問うた、それは表現の根拠・持続の根拠を主体に於て問うことではないかとした。

その問いを欠落させては、存在と発語は短絡し、情況の許容を媒介に贅言し、その逆に於ては失語する。また知識量の増大に比例し贅言する様な自己の立場生に無頓着なまま発語する傾向を生じせしめるのではないか。まさに主語の明確でない無責任客觀主義は、私達の訣別せねばならないものである。いま一つ問題なのは、発語する位相をその情況、又はその場、その立場に委ね、主

体の位置をすらし、その内的矛盾に固執することなく、二元的な思考で解消する方向であり、それは政治的活動の領域に多く見られる。二元的に居値らない場合は、自己をア・ブリオリにある政治的理念×立場性に依拠した倫理へ、自己同一化する傾向でしかない。その自己同一化の決意表明の限界とそれに至るプロセスの短絡さを私達は見てきた。私達はそれらの存り方の欠陥を自分自身の言葉を獲得するという意識の欠如に見た。それは、△私△は△私△でしかなく、どれだけ本当の△私△に同一化出来るかという問い合わせを指摘した。この問い合わせ抜け落とした所から発想する発想方向への根底的疑問として提出したのである。

そして、そういう問ひを踏まえる事は絶対に必要であり正しかったと思う現在、それを他者に対して問う事の限界を痛切に感じている。果して言葉の水準で他者へ了解可能なものとして言い得るものなのか。

観念の上昇過程に拮抗するものは一体何なのかな、それは私達の存在にまつわる具体的な関係－その現実×具体性と観念との接点の検証ではないのか。私達サークル運動の問題でいえば、学園で日々日常繰り返し行なわれている△学問△という名の△知識伝授作業△を根底的に問うていくことが、サークルの任務であると確信している。

全ての講義に対し、又そこで取り結ぶ事を強制されている関係を検証し、△知の根拠△を主体に於て、そして放射状の他者に対し問い合わせをしていくこうとするのである。学園で行なわれている講義は、私達にとっては闘争空間である。

同 心・大・川・山子・行・國・久・内・信・
N.O.4 (74.7.)



松下

昇（表現者・詩人）

きょうことに来て何をどう語るかということは十分にまだ構想していないのですが、少なくともここに来ることになつたきづか

けのようなものは簡単に述べておきたいと思います。そのためにこのパンフレット（註1）の26ページ及び27ページにある起訴状のところをあけて下さい。ここに転載されている2枚の起訴状、これ以外にも、他に幾つかの事件に関する起訴状がありますが、とりわけこの2枚を今日この場所で使うために転載していただきたのは、いずれの起訴状も権力のいう落書きに対する起訴状であるという点と、その権力のいう落書きをわれわれから表現の根拠や表現の連續性の視点からどのようにとらえていくかという私の

数年来追求してきた課題と今回のEVE祭の方針がある意味では交差したといえるところから今ここにいるわけですが、もっと根本的にいいますと、大きいくつて2つの要因があるようになります。その一つは起訴状の背景にある条件として私自身が70年10月16日に懲戒免職処分をされたことになつていますが、その時点以降正確には71年の5月15日から神戸大学の構内に立ち入りを禁止されています。したがって私にとっては大学のキャンパスはいわば禁制の空間であつて、とりわけ自分の所属する神戸大学のキャ

ンパスに足を踏み入れることは必ず何かの反応を伴うわけです。その対比を抜きにして、どこかに講演に出かけていくというふうなことはとてもできないのですが、自分自身にとっての禁制の空間としての大学キャンパスとの距離感、それを確かめるという理由が一つあります。もう一つの要因としては、ここに掲げられている起訴状を含む数枚の起訴状について現在公判が行なわれています。第一回公判が70年の12月24日、つまりクリスマスイブに行なわれて、それ以来約3年間過するわけですねけれども、公判そのものはいまだに人定質問が全て終了したわけではないという段階で宙吊りになつてゐるわけです。その理由については、あとでより詳しく展開したいと思いますけれども、ともかく約3年間裁判が宙吊りにされていて勾引状が出されたりといふような事態もあるわけです。つまり現情況での法廷という空間を私は忌避しているという関係にあるわけです。以上の2つの要因を総合して述べますと、いわば禁制の空間としての大学空間との距離、それから忌避している空間としての法廷との距離、その2つをそれぞれ交差させる条件、これはもちろん孤独な作業でありますけれども、きょうこの場で、ある水準において公開の問題として提起したい。

そういう意図をこめて、きょうことにしてゐるのですが、いま述べたような問題を提起する媒介としてこの起訴状から出発していきたいと思います。2枚の起訴状を大体お読みになるとわかるかと思ひます。最初の資料(1)とあるほりは昭和45年11月7日に提起された起訴状です。公訴事実の主要部分といいますか、罪状に当たるのは、その最後の部分、「黒板にペンキで「く」の字形12個を書き連ねて同黒板の使用を不能にし、もって器物を損壊したものである。「この「く」の字形12個というとらえ方は、この起訴状に独特な方法ですけれども、会場付近でみたポスターにも書かれてありました。いわゆるかきカクコを左右6重に囲んだ形です。(へへへへへへ▽▽▽▽▽▽) したがって、その左側の部分はひらがなの「く」に似ているために検察官は「く」の字形が全体で12個あるというふうに読みとつて、こういう記述をしたのだと思います。しかし、「く」の字形に読みとるのは半分だけであつて、残りの半分はさか立ちをするか、世界を転倒するかしない限り、「く」の字形には見えないはずです。この際、器物損壊となつてゐるところに注目して下さい。というのは昭和47年8月9日付の註(2)の公訴事実、第一の部分を見ますと、「昭和46年9月22日に墨汁、マジックペンを使用して建造物である同室内側及び外側壁面に△六甲空間は世界を包囲する▽1971年9月22日などと、さらに器物である同室出入り口の木製とびらの両面、机などに、この向こう側に拡大する△松下研究室▽、△処分粉碎▽などとそれ大書して汚損し、もつて故なく他人の監守する建造物に侵入した上数人共同して他人の建造物及び器物を損壊し」とあるわけです。最初の起訴状との比較、これは幾つかの点ででき

乗していたので、それとの関連で卵が出現しかつ運動したわけです。これもいわば教官の肉體に描かれた落書きといふうにもいえると思います。この2枚の起訴状を全部もし見わたした場合、明らかにわかることは、それぞれの事件の現場が学内であるといふことです。さらにはそれらの事件を審理する空間が法廷に限られている。たとえばこの会場で審理するということは、まず行なわれない。事件の発生した空間、それらの意味が審理される空間が固定された、私から離遠い、私を排除するか、ないしは私が忌避する空間で、その意味が提起され裁かれていくといふに思えると思います。私に限らずさまざまな人が何らかの意味で落書きといわれるものをやってきたし、またやりつづあるでしょけれども、この起訴状についていとそこにはいわば権力がおそらく意識しない領域を含めての大闘争及びそれ以後の彼らの統括の過程があるように思います。たとえば最初のほりの「く」の字形12個のほうにしても昭和45年1月という日付を見ればほんの想像できるようになります。私に限らずさまざまな人が何らかの意味で、ひさしぶりに教室に入つてくる教師や学生の視線がまず集中する空間としての黒板の意味、そこに出現する何かの記号、文字。そういった背景を考慮しないと単に落書きそのものというとらえ方では決して十分な把握はできません。2枚目の起訴状にしても自分で、ひさしぶりに教室に入つてくる教師や学生の視線がまず集中する空間としての黒板の意味、そこに出現在する何かの記号、文字。自分自身が数年間そこを使い、その中でさまざま作品も書いてきた。そういう空間になぜいわゆる落書きが出現したのか。しかも学内に立ち入るのが禁止され、さらに自分の研究室に入るのが禁止され、そういった重層した排除の関係が落書きを生み出しているともいえるわけで、それから、卵と△世界▽の衝突とい

ますけれども、ここでは建造物損壊といつてころに注目してみます。法律といふのは奇妙なもので、黒板のように移動が可能なものは器物損壊、壁のようないくつかが不可能なものは建造物損壊といふに、落書きが書かれた空間性によって罪名が変わつてくることがあります。もう一つは、これは実際の場所を現場検証しないとわからないことですが、「同室(つまり研究室)の内側及び外側に」と書いてあって、どの表現が内側に、どの表現がどちら側に拡大しているのかといふことが全くわからない。さらにその場所といふのは嚴重にかぎがかけられていて、簡単にには出入りできない。その内外を往還することは起訴状の水準では不可能であつて、そういう場所の内側と外側にもし何かを書くとして、それがどういう行為の連続性から成立したのかといふことは、おそらく検察側にとって非常に困難な問題であろうと思うわけです。その点に関しては公判に関係がありますから、ここでは詳しく述べませんけれども、基本的な問題として、この起訴状の水準から見た場合に幾つかのこつけいな錯誤があるといふことです。続いて第二の起訴事実を見ますと、これも基本的な事実といふのは「期末試験の監督をしていた何名かの教官に対して生卵を一個ずつ投げつけて命中させるなどして云々」とあるわけで、この場合もなぜ卵が突然出現しているのか、その点一つだけをとつてみてもきわめて不正確な表現になつてゐるわけです。御存知の方があるかもしれませんけれども、昨年のこの段階ではいわゆる△▽焼きといふ名称でタコ焼き風の食品を仮装して学内で営

いく。そういった問題をどのようにとらえ逆用していくかということが一方では生まれてくるわけで、絶えず国家とだけ対決する

といふ姿勢ではとぼれ落ちる領域がたくさんあるということです。

また証言の問題といふのがどのような公判の過程でも次第に重要な意味を持つてくると思います。

公判闘争の初期の段階においては人定質問なり承認明なり、冒頭陳述という形で裁判所の法廷秩序と直接対決するという面が強いですからわりあい見えてこない

問題が、事実の審理をめぐる証言の過程に入りますと、それが検

察側の証人であれ被告側の証人であれ単にある事実を証言するに

とどまらず、その人のかかえている問題が意識するにせよしない

にせよ全部引き出されてくる。そういう問題としてもあります

し、また当時同じ闘争をしていた人でも取り調べの過程でやむ

を得ず署名・捺印の供述をした人については検察側が意図的に検

察側証人として登場させるということもありますし、また原理的にいっても複数の人間が証言する場合に生ずるズレ、落差という問題もあるわけです。それらすべての問題を制約している条件としては、彼らが結局は過去の事実についての論争として審理の過程に出現しやすいということです。したがって、その時間性といいますか、過去の事実についてという制約を負っている限り裁判闘争といふのは現象的にはなやかに見えるとしても権力に収束されていく領域のはなやかさにすぎないということがあるわけで、そのような事実をおおう過去の時間性というものをどのように現在化し未來化していくかといふことが一方では問われてくると思ひます。そのことは同時に裁かるもの相互の関係がかつては闘争という水準でのみあらわれていたとしても、その後の生活の過

程、問題をかかえる位相の変化としてもあるわけで、そのような

むしろ裁判闘争のために何かを準備するというのではなくて、むしろ名付けがたい何かの始まりの一つの媒介として裁判闘争を行なわれて、いわゆる講演があるわけですからとも、この講演と用していくということがやはり必要であろうと思ひます。また証言のこととで日々考えることがありますが、たとえば方々で大学祭が行なわれて、いわゆる講演があるわけですからとも、この講演とされた△講演△ではなかろうかといふことです。それぞれテープにとられ何かに記録されてしまうけれども、とりわけ法廷における場合は速記官がいて一言一句間違なく記録にとどめようとします。それが被告であれまた証人であれ、おそらく話すことにはなれない人が圧倒的に多いだろうと思ひます。中には文字を殆んどかかない人があり得ると思ひます。そのような人たちが何かの事件に直面したときに初めて法廷空間で何かを語り、それがそのまま記録されて裁判官によつてある意味付けをなされ判断を導き出す。そういう意味において強いられた無意識的な△講演△がさまざまの法廷で行なわれているという実感があります。したがつてここにおられる諸君がさまざまの講演を聞かれる機会があるとすれば、それをいま述べた法廷における強いられた△講演△としての証言との関連で把握されていく必要があるようになります。これに関連して宣誓といふ問題があります。法廷では、裁判所によってやり方は多少違うと思ひますけれども宣誓用紙といふものをわたされて良心に基づいて事実を語り偽りは申しませんという内容の紙きれに署名・捺印をしてそれを自分で朗読する。

その瞬間に裁判官を含めて全員が起立しなければならないといふ儀式があります。つまりそのような儀式を経た後に初めてその証言は事実であるといふ仮想形態をとるわけです。一方、さまざまな講演やないしは授業といふ例をとってもいいですけれども、それが行なわれる際に果して宣誓が行なわれるであろうかといふ問題としてもとらえ直すことができるわけで、一つにはその宣誓といふ儀式が形骸化しているといふことが直ちにわかりますけれども、單にそれとどちら、さまざまの授業とか講演とかいりものがいわば宣誓を強いられない許容された表現形態であるといふことを示しているようれ思います。その宣誓に附隨する幾つかの事件を語つてみたいと思いますが、ことしのある公判に出かけついで宣誓するから全員起立せよといふ指示が裁判長から不つた。私はそりやく場合に起立したことはないのでそのままであります。当日は大学側の管理者が証言をする予定になつておらず、例によつて宣誓するから全員起立せよといふ指示が裁判長から出ました。私の段階でも起立しない人々がいて、それが対照的な事件を語つてみたいと思います。その人の手足をとつて法廷の外にほうり出したり、宙吊りにする上り下り過程を経てやつと宣誓と証言が行なわれました。もう一つそれと対照的な事件を語りますと、これは11月17日に同じくここに来られる予定の菅谷規矩雄氏、彼は都立大学で昨年の6月15日に処分されたことになつていますが、東京都の人事委員会と

いうところに提訴を行ないました。菅谷処分者側の代理人たちが菅谷氏と思想的な対決を準備し、とりわけ授業拒否の不當性について争つた立場を示して、ことしの9月にその審理が行なわれたわけです。その当日証言を予定されていたのは東京都立大学の教員で菅谷氏の授業が思想的に誤りであることを証言する教授のみちであったのですが、このときにも証言に先立つて宣誓が行なわれようとした。傍聴席の何人かが起立しなかつたとき、その審理の委員長は起立をしないからこれで審理を打ち切るとのべ、处分確定の方向性で審理指揮を行なつたのです。その背後には非常にいろんな問題がうず巻いているわけで、証言を実際に展開すればさまざまの論戦の後処分者側の矛盾の暴露という事態があるために、証言なしで処分を確定したいといふことも、このときは証言以前の段階でしたが、傍聴席にいる人がパンを食べたといふことをいかがりにして審理を打ち切り処分を確定する、そういう前例があるために、ことしの菅谷氏の処分審理についても何らかの形で審理打ち切りといふ暗示が働いていたのだろうと思ひます。だから、いま語つてしましましたように、宣誓といふような一つの儀式を契機にして審理が継続するか打ち切られるかという根本的な影響を持つていくといふこともありますし、別の方からいいうならば、刑事裁判といふのは、たとえば起立しない人間がいても、それをほうり出して審理を続行する。ところが人事院ないし人事委員会といふような段階の審理では、処分が不当であるかどうかを決めるのは、いわば恩恵的な措置であつて、

処分された側が完全に指揮に従わない限りいつでも審理を中断するという構えを持っているわけです。その中間にあるのが、おそらく民事裁判だろうと思います。民事裁判においては刑事裁判ほど強硬な審理指揮はないけれども、そのゆるやかさの中に秘められた過酷さというものも逆にあるわけで、処分された人間がかりにそれが不當であると訴えたとしても最終的には処分を追認していく例が多くあります。私についていりながらば、いま述べました。

刑事裁判、民事裁判、人事院審理のそれぞれをかかえているわけです。そのほか、ことになつて行なわれた岡山大学や徳島大学の処分問題へ代理人ないし証人というふうな形で参加するとなると、その数はまた飛躍的にふえていくわけです。そのような刑事、民事、人事にはどういうわけか全部へ事▽がつきますけれども、それを統称してロハ事▽闘争といふに2年前ぐらいから名付けているわけで、法律の水準の刑事裁判、民事裁判、人事院審理などにとどまらず、私たちは、そのような水準をさらに越えてさまざまのへ事▽を全部統称してロハ事▽と呼んでいるわけです。されども、そのような審理の中に私たちの存在がさらされているのではないかと思います。したがって直接裁判所において裁かれないとしても、一瞬一瞬、私たちの存在自身が何かの審理にさらされている。そういう次元から裁判過程をとらえ返していく必要があると思います。そこで最初の問題にまたもどつてくるわけですけれども、いまここに私がいることの意味を逆にいうならば、大学の空間から排除されていること、また裁判所の法廷空間を忌避していること、その二つの条件がもう一度浮きあがつてくるわけで、今後どのようにして大学の空間に入り込んでいくか、それ下さい。)

(1978・11・18 同大学館会議室)

です。具体的なことは、これ以上いえませんけれども、もし何らかの形で関心のある人は、これは女性に限らず、この会のあとで申し出させていただければと思ってます。そのことも含めて、いままで語ったととついで参加の方々の意見をお聞きしたいということで、一応報告というか提起を終わります。(註B)この提起のその後の経過について関心のある方は松下あて、ご連絡下さい。)

〔資料1〕

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四五年二月七日

神戸地方検察官 検事 荒川洋二

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

職業 著述業 在宅

松下 明

昭和二年三月一日生

神戸地方裁判所 殿

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

〔資料2〕

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四七年三月九日

神戸地方検察官 検事 大井恭二

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

罪名および罰則

公訴事実

被告人は国立神戸大学教養学部に講師として勤務しドレーツ語を担当していたものであるが、同大学生森川佳津子と共に約昭和四五年一月八日午後四時過ぎころ、神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号所在の同大学教養部B棟一階一〇八号教室において、同教室備付けの同大学管理にかかるスチール製黒板一枚にベンキで「く」の字型一二個を書き連ねて同黒板の使用を不能にし、もって、器物を損壊したものである。

を突破していくか、またどのように法廷の空間に入り込み、それを突破していくか、そのような課題が私についていえば、とりわけ落書きに象徴される表現過程の問題としてあるということです。そのことは決して私個人についての行為、私個人についての表現過程の問題にとどまらず、何らかの意味で落書きを含む表現をしていたり、裁判にふれていたり、大学に通つたりするすべての人間問題だと思います。そのような人たちのかかえている問題を包括していく中でしか私は大学空間や法廷空間と対決する方法も見出せない。そのような問題の交差を求めるためにもこの場所に来ているわけで、私はなるべく一方的に語りたくないのを参考に、参考にしながらさらに展開したいと思っています。最後に一つだけ、提案といえばちょっと姿ですけれども、△仮装△の問題というのがあるわけです。それはどういうことかといいますと、かりに自分が法的な被告でないとして、だれかのかわりに法廷へ出かけて被告席にすわることができるかどうかという問題、それは単にその一回だけかわりに出かけてすわるというのではなくて、その裁判の過程全体の中で占める位置を担うことができるかどうかという問題、あるいは証入についても△△なら△△といふ人の証言が予定されているとします。ところが、その△△といふ人は証人に出られないか、出たくないと思つてはいるところです。一方その証人が出ないと別の審理を含めて大きい変化がありうるという場合に、その△△といふ人を仮装して自分は△△であると名のつて法廷に出かけていくことができるとかどうか、という問題が実は私にとって、いま非常に切実な課題になっています。とりわけこれは女性であることが望ましいの

職業 無職（元神戸大学教養部講師）

在宅 松下 昇

昇

職務に従事していた同教養部助教授吉安光徳、同柳川高明および同本田烈に対し、それぞれ至近距離より生タマゴ一個ずつをなげ付けて同人らに命中させることとして暴行を加え、もって、右吉安らの前記公務の執行を妨害したものである。

被告人は、国立神戸大学教養部元ドイツ語講師であるが、

第一 同大学学生橋本和義、有本好孝ら數名と共に謀のうえ共同して、昭和四六年九月二二日午後二時過どろ、同大学教養部長湯浅光朝の看守にかかり、かつ、神戸簡易裁判所が被告人松下昇に対し、立入禁止の仮処分を決定していた、神戸市灘区鷺甲一丁目二番一号所在の同大学教養部A棟四階の文科研究室四三〇号室へ、その北側窓を乗り越えて侵入したうえ、同日午後三時過どろまでの間にわたって、墨汁、マジックペンを使用して建造物である同室内側および外側の壁面に、「六甲空間は世界を包囲する一九七一・九・二二。」などと、さらに器物である同室出入口の木製扉の両面、机などに「この向こう側に拡大する△松下研究室▽」、「処分粉碎」などと、それぞれ大書して汚損し、もって、故なく他人の看守する建造物に侵入したりえ、數人共同して他人の延造物および器物を損壊し、

第二 同四七年二月一五日同大学教養部B棟一〇八号教室入口付近において、折から同教養部教授会の決定により、昭和四六年夏季期末試験の警備監督などの

罪名並びに罰則
第一の事実

建造物侵入 刑法第一三〇条前段
建造物損壊 刑法第二六〇条
暴力行為等处罚ニ関スル法律違反

同法第一条

第二の事実
公務執行妨害 刑法第九五条第一項

〔資料8〕

起訴状
左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四九年四月三〇日

岡山地方検察官 検事 上野 富司
岡山地方裁判所 殿

〔註1・2〕
資料1・2は、昨年11月1日発行の学術研究団EVEパンフレットに掲載したものを転載しました。尚、資料8は、本論文発行にあたり松下氏より送られてきたものです。

プロフィール

一九三六年生まれ。元神戸大教官、七〇年△処分△
さる。

神戸市在住。

△詩人△表現者△

「あんかるわ別号△深夜版△松下昇表現集」他。

本籍 東京都文京区本郷七丁目一
住居 兵庫県神戸市灘区赤松町一丁目一番地
職業 著述家
勾留中 松下 昇
昭和一一年三月二一日生

公訴事実

被告人は、昭和四九年四月一日午後二時から、岡山市南南方一丁目八番四二号岡山地方裁判所第二三号法廷において、裁判官渡辺宏担当で開廷された被告人坂本守信外一名に対する不退去被告事件の公判に傍聴人として入廷していったものであるが、同日午後二時三三分ごろ、被告人坂本守信に対し右裁判長の退庭命令が発せられ右被告人が付添いの刑務官によって退庭させられようとするや、矢庭に傍聴人席から弁護人席付近まで進み出て、同所から二回にわたり同被告事件の公判審理中の同裁判長めがけ、鳥卵各一個を投げつけて暴行をなし、もって同裁判長の職務の執行を妨害したものである。

罪名および罰則
公務執行妨害 刑法第九五条第一項

|| EVE 講演記録 || 74年99th 学術EVE連続講演会

— 饒舌が終る時君は遠くなる —

— 発語は他者性の契機を如何に持ちうるか —

右の様なテーマによつて催された講演記録である。

尚、松下氏の73年度の講演記録は学術団論集第4に掲載してあります。

75年度の講演記録も本論集に掲載した。

軌跡への進行 74年11月16日

松下昇氏

一九七三年度のEVEに参加した契機、そこで提起した問題（群）が、一九七四年度のEVEにいたる過程で、どのように持続し、変化しているか、をとらえてみたい。
そのために、まず、参加者に報告しておきたいのは、昨年のEVE実行委員会のパンフレット「本当の事を云おうか……」と、EVEにおける発言を掲載した「学術団論集」第4が、昭和四六年（昭和四四年研究室使用妨害排除事件（原告：國、被告：松下昇）の公判（神戸地裁第六民事部）に、それぞれ、被告側の証言として提出されていることである。その意味の全てを語ることは不可能であるとしても、この領域から、私が、この数年間に試みてきた諸テーマの構造をかいまみることが、私にとって必要な段階にある。

者が各人の責任において、以後あらゆる場で展開していく。

司会者からいわれましたように、昨年のEVEで語った内容がパンフレットになつてゐるので、できれば、それを参照しながら、聞いていただきたいと思います。昨年にもいいましたが、一回ごと、一年ごとに断続する問題提起ではなく、それが持続していく、きっかけをつくり出したいということが、私にとっては重要な意味を持つております。今年は、昨年提起した問題が、今までどのように持続し、新しい問題によつかつてゐるかということを重層的に語ってみたいと思います。いま皆さんがお持ちの一九七四・七・一付で発行された「学術団論集」第4の内容を語ったのは、昨年の十一月十三日ですけれども、その後、現在に至るまでの私の公判におけるこのパンフレットそのものの運動過程についても、同時に述べておいたほうがいいと思います。私は、このパンフレットを二部、私を被告とする裁判の被告側の証拠資料として提出しました。その事件は、昭和四十六年に起きた研究室使用妨害排除事件というものです。それは、私を、昭和四十五年に懲戒免職処分にしたから、それ以後便用してはいけない、ということを内容にして、国側が提起した裁判です。私の方は、これを、パリケード空間を排除する最後の手続きといふふうにとらえ返して適用しながら、現在なお問題提起を続けています。そういうモチーフが、パンフレット提出と併合され、昨年のEVEで語つたことが、EVEの参加者や、そのパンフレットの作成にかかわった全ての人を包括しつつ、不可分のかかわりを、すでに持ち始めているし、現在まで続いていることを報告しておきたいと思います。ついでにいいますと、裁判所でのパンフレット

同時に、本年度のEVEへの参加を、本年四月から京大教養部の時間割を占めてしまつておこなつてある自主ゼミの原則（注。学内で公的に配布された履習案内的一部分を引用するので、参照して下さい。）の応用として位置づけているということも強調しておこう。

（注）

ドイツ語を契機として、参加者が教材やテーマを持ち込むとともに、学外からの問題提起や発言も積極的にとりあげ、大学競争の過程で出てきたさまざまな問題（たとえば単位制など）を考えながら、次のような原則でおこなう。

（1）公開

（2）参加者の自由な討論ですべてを決定する。

（3）このことで討議され、元の議論となつた事例は、参加

を提出した場合、その文書の成立を認めるかどうかということが問題になりました。それは、相手側、国側の代理人である検察官が、

この文書を審理の対象とする証拠の価値があるかどうかを判断するのですが、その場合、題名が奇妙に役立つたわけで、表紙だけみて、これは学術論文らしいからいいでしょうという形で、フリーパスしているということを、ちょっとつけ加えておきます。（笑）私がこのパンフレットを提起した切実な意味の一つは、六マージの下の段に記されてあることに関連しますが、ここで、より基礎的な位相から問題をとらえかえしてみますと、四年前のクリスマスイブに私たちに対する刑事裁判が始まり、そのときに提起したのは仮装被告（団）という問題で、つまり闘争に参加した人たちのあるものが起訴され、あるものが起訴されない、そういう権力の恣意性をわれわれの側から突き破る試みとして、仮装被告というイメージを、どのように展開するかということでした。その追求は、現在までさまざまのかたちで続いています。その背後には、おそらく、過程を経て、仮装証言という問題に深化しているといふことが一つあるわけです。冒頭手続の段階から具体的な証言過程、その闘争の事実性の把握という問題になつてきた場合、その当時、一緒にやつていた人たちも生活や思想の面で、きわめて遠くまで行つてしまつて、その問題を把握し転倒するためにも、仮装証言といふことが一つの試みとして、でてきているわけです。その後には、おそらく、「発語は他者性の契機をいかにも得るか」という、このEVEの全体的なモチーフとも重なる問題があるよう思います。そういう問題を、法廷なりあるいは権力の抑圧というものを適用しながらもう一度、再検討していくそういう試みとしてもいまのべ

てきた問題があるということです。この問題にかかる、ある巨大事みが、昨年以来、運動を開始しており、今年も、あと数日後に、その具体的なプランが実行につながる可能性があります。その意味は、だんだん法廷の位相に限らず、その準備過程をふくめて、ばかりではないほどの深い重要性と応用範囲をもつてくるでしょう。(註1) 続いて、EVEへの私のかわりのもう一つの要機をのべると、私は、今年度のEVEへの参加を、本年四月から京大教養部の時間割りを占拠して行なっている自主ゼミの応用として位置づけていると、いうことも強調しておきます。これは、今までのべてきた問題点をEVEならEVE、あるいは裁判闘争との関連という位置づけでとらえるだけでなしに、大学の具体的な時間割りを、こちら側で最も広く応用しながら、大学闘争のすべての問題点を再検討していく立場としても設定したいからです。大学当局の配布した練習案内の一冊を読んでみると、「ドイツ語を契機として、参加者が教材やテーマを持ち込むとともに、学外からの問題提起や発言も積極的に取り上げ、大学闘争の過程で出てきたさまざまの問題、たとえば単位制などを考えながら、次のような原則で行なう。①公開、②参加者の自由な討論で、すべてを決定する、③このゼミで討論され、考査の対象となつたことからは参加者が、各人の責任において、以後、あらゆる場で展開していく」とこれについて幾つか補足説明をしますと、私自身は、神戸大学において、自主講座を開始し、バリケードの中で自主講座を続行し、バリケードが解除されたあとも教室や研究室でそれを続行してきました。その過程で、懲戒免職処分とか起訴とかいう問題に直面して現在に至つているわけです。自主講座の開始の契機からして、闘争の現場である神戸大学における教室なり研究室なりで開始し、続行するという過程があります。さらに、それらが裁判闘争になった場合の法廷への拡大という問題は、先ほどから述べたことにも投影されています。同時に、数年前の問題を経験としてもほとんど知らない人たちが、膨大に存在するわけですから、全ての大学闘争の共通のテーマについてその人たちと出会う道をどのようにして見つけるのか、という過程でいま作り出しているのが他者性への契機としてもある自主ゼミの構想で、たとえば、京大教養部においては学生が学外から非常勤の講師を呼ぶことができます。そういう制度を、何とか通用でいいだろうかということで、四月から、これは私の固有名詞を出すと大学当局者が、時間割り作成の段階で許可しない可能性がありますので、ここでは他の担当者の名前で仮装したわけです。そして、その仮装した人の名前で一応、時間割りを取つておいて、このパンフレットに掲げた原則を参考予定者で作成し、大学側の文書に掲載させたわけです。それによって、逆に、この原則通りにやることを大学側は拒否できなくなっているという問題があります。たとえば公開といつては、保険取り消しで収監された人に、自主ゼミの「試験」を受けさせようという計画も出されたのです。つまり、拘置所から大学の教室まで出かけていきたいから、一時執行停止を申請するといった形で追求し、実際に教育の名前、あるいは、教養部長の名前で拘置所や裁判所に文書を提出して、学外の参加者が「試験」を受けられるようにする。試験、というのは、いわゆる一般的の試験と正反対の非常に柔軟な試験です(註2)けれども、そういう試験も可能になつてゐるということです。今回は、残念ながら、最終的に実現するまでに至りませんでしたが。それから、たとえば単位制度との関連が中心的な問題になつてきており、討論して終わるというだけではなくしに、具体的な単位制度をどのように解体していくのかを追求しています。その際、ある媒介的な発想が紹介に組み込まれるのです。かんだんにのべてみます。学外者に公開、という場合、学外者は、いまの制度の中で単位はそれない。この距離を本質的にとらえなくて、いまの制度では単位を出すべきでないと考える人(学内外をとわず、また学生に限らず)は、単位と同位の關係性にある、と一応とらえうる非常勤講師手当入手する資格をもつのではない、ということです。乞食風にいえば、大学というところは、単位がお金でめぐんでらうところにすぎない、のかもしれないから。(註3) いまのところ、単位にせよ、お金にせよ、量的には我々たるものにみえますけれども、その關係性のとらえ方いかんによつては、大学闘争の最重要なテーマとして出現しうるでしょう。それに関連するいくつかのイメージを断片的にのべてみると、たとえば、大学闘争のバリケードは、單に、国家権力や反対派によって解除されたのではなくて、単位制度を一つの比喩とする、私たちを内部から拘束する関係性からも解除されたのだ、ということ。また、私についてい

究室なりで開始し、続行するという過程があります。さらに、それらが裁判闘争になった場合の法廷への拡大という問題は、先ほどから述べたことにも投影されています。同時に、数年前の問題を経験としてもほとんど知らない人たちが、膨大に存在するわけですから、全ての大学闘争の共通のテーマについてその人たちと出会う道をどのようにして見つけるのか、という過程でいま作り出しているのが他者性への契機としてもある自主ゼミの構想で、たとえば、京大教養部においては学生が学外から非常勤の講師を呼ぶことができます。そういう制度を、何とか通用でいいだろうかということで、四月から、これは私の固有名詞を出すと大学当局者が、時間割り作成の段階で許可しない可能性がありますので、ここでは他の担当者の名前で仮装したわけです。そして、その仮装した人の名前で一応、時間割りを取つておいて、このパンフレットに掲げた原則を参考予定者で作成し、大学側の文書に掲載させたわけです。それによって、逆に、この原則通りにやることを大学側は拒否できなくなっているという問題があります。たとえば公開といつては、保険取り消しで収監された人に、自主ゼミの「試験」を受けさせようという計画も出されたのです。つまり、拘置所から大学の教室まで出かけていきたいから、一時執行停止を申請するといった形で追求し、実際に教育の名前、あるいは、教養部長の名前で拘置所や裁判所に文書を提出して、学外の参加者が「試験」を受けられるようにする。試験、というのは、いわゆる一般的の試験と正反対の非常に柔軟な試験です(註2)けれども、そういう試験も可能になつてゐるということです。今回は、残念ながら、最終的に実現するまでに至りませんでしたが。それから、たとえば単位制度との関連が中心的な問題になつてきており、討論して終わるというだけではなくしに、具体的な単位制度をどのように解体していくのかを追求しています。その際、ある媒介的な発想が紹介に組み込まれるのです。かんだんにのべてみます。学外者に公開、という場合、学外者は、いまの制度の中で単位はそれない。この距離を本質的にとらえなくて、いまの制度では単位を出すべきでないと考える人(学内外をとわず、また学生に限らず)は、単位と同位の關係性にある、と一応とらえうる非常勤講師手当入手する資格をもつのではない、ということです。乞食風にいえば、大学というところは、単位がお金でめぐんでらうところにすぎない、のかもしれないから。(註3) いまのところ、単位にせよ、お金にせよ、量的には我々たるものにみえますけれども、その關係性のとらえ方いかんによつては、大学闘争の最重要なテーマとして出現しうるでしょう。それに関連するいくつかのイメージを断片的にのべてみると、たとえば、大学闘争のバリケードは、單に、国家権力や反対派によって解除されたのではなくて、単位制度を一つの比喩とする、私たちを内部から拘束する関係性からも解除されたのだ、ということ。また、私についてい

註1.

一九七四年十一月二十五日の「研究室」公判に出頭した(註4)森川佳津子さんは、ある方法で以前に入手・作成された「宣誓書」を提出し、退庭したのち再入廷してくる参加者たちの足どりに対応した(註5)のあとで、「証言」を開始した。その速記録の閲覧・コピーを希望する人は、いま、その速記録をふくむ全公判調査をもつて

まつした・のぼる・表現者・

註2.

以上、もう一度まとめてみますと、昨年来の問題点の経過の報告及び提起が、同時に、今年から展開している自主ゼミの応用としてもあるということをのべて、さまざまの質問とか問題提起がありましたら、それに対応して、また意見をのべたいと思います。

本日は、私たち、少くとも私にとってテーマそのものを確定し得ない情況にあり、その不確定性自体を対象化していく段階に来ているのではないか、そういった気持ちから、あえてテーマを設定しないで、やってきています。もちろん、こういう形でEVEにかかわるのは三年目なので、私なりの連續性はあるわけですが、同時に、EVEという場で語るもの、おそらく、今年が最後だらうという感

私は、ある危機と必然性において、一九七三年度より一九七四年度のEVEに参加し、それぞれの機会に、持続の根拠を提起してきたので、その意味からも、少くとも一九七五年度のEVEでも、何かをしなければならないと考えている。

特定のテーマは設定しないでおく。というのも、私にとってEVEは、拡大自主ゼミの場の一つであり、参加者の一人一人は、仮装した実行委員なのだから、私たちが、出会うときの個性をこそ開示していくことから出発したいのである。

むしろ、参加者から、私にむかって、テーマを提起してほしい。たとえば、かみしという表現者が、いま、ここに存在するとして、それは、どこからきて、どこへいくのか、という風に……。

宙吊り情況への断章

75年11月20日

松下昇田

じでここへ来ているわけです。テーマそのものの不確定性といいま
したが、別のいい方をすれば、具体的な固有のテーマを設定しない
で、任意のテーマを素材にして、語り出したとしても、何とかを
語り得るというふうにもいいかえられると思います。しかし、その
度合いだけ、決して言葉では、それ以上追求し得ない領域、に出会
うだらうという予感もあります。

人もあるかもしませんが、一九六九年二月二日という日付は、私にとっては、意味のある日で、その日に「情況への発言」を大字の掲示板にはり出したのですけれども、それを提起したことの意味が、その後六年を経て、いまも持続していると想えています。その六年の情況が、七十年代以降、いわば宙吊りの形にさらされている。それは、個人的な本質でだけ、そうだとうのではなくて、私たちが、この数年間、さまざまの形で試みてきた過程の全体が宙吊り情況にさしかかっているのではないかということです。そのことが、任意のテーマから出発し得るけれども、ある段階以上は闇の領域に入ってしまうという現時点の特徴を形づくっているように思います。先ほどのべた「情況への発言」の段階は、たとえばバリケードというものが、実際に目で見たり、自分の手でつくったりできるものとして、感覚的にとらえ得る存在としてあり、同時に、いつかは解

いる（森川桂津子）に問い合わせて下さい。また、その次回公判一九七五年三月十一日には、証人は可視的には出廷しなかつたが、八証言▽の本格的展開を示す「証言書」が八証人▽の筆跡によつて提出された。前記の二つの日付けによつて提起されている八証言▽、「証言書」に対して、原告側が何一つ反対尋問をなしえていない以上、原告は訴を撤回したのと同然であるが……にもかかわらず、一九七五年九月三十日に強行されようとした判決は、私たちの立場により十一月二十日現在宙吊り状態にある。

除されるかもしれないけれども、永続的な意味を込めて構築しようと思うことのできた、ある意味では幸運な段階でもあったと思います。それが七十年代のこの過渡的な段階においては、私たちの試みのすべてがほほ、その最終的な形を子測し得るほどに遅いつめられてもいるし、どの試みも、どこかで屈折したという前例を持つている、そういう、困難な、情況に差しかかっていると思います。その場合、自分がこだわり続けていた根拠を、もう一度とらえ返して、自分の屈折の度合、あるいは困難さの領域というものを再確認し、それを可能な限り、共有の場で提起していく。そういう必要性もあると思うので、とりあえず私にとって、六十九年から七十年代にかけてのテーマが、どのように提起されたかを簡単に再確認しますと、八情况への発言の翌年、つまり七十年の一月八日に、へなにものかへのあいさつと、いうビルを配布したことがあります。その中で私は（たち）の共有の課題として、三つのテーマを、A、B、Cというふうない方で提起しています。Aとして「表現の不可能性」、Bとして「情熱空間論」、Cとして、「仮装組織論」という風に。

七十年の冒頭の段階で、これらは、とっさに書き記したような感じですがその後、時を経るにつれて、少なくとも私にとっての持続的なテーマになってきているし、今後も、おそらく自分の生命のリズムとほぼ同じぐらいの期間、格闘する対象であろうと思っています。

七十年代に入ったときの宙吊りの感覚を、私は大江健三郎の小説「洪水はわが魂に及び」の最後の部分にくりかえされることばである「とてあろう。しかしそのくち宙吊りの今まで、そして無だ」という切迫した認識の中にもかいみみてますけれども、その位相を

として、たとえばバリケードもあつただろうし、現在も持続している裁判闘争とか自主ゼミとか、さまざまの試みもあるでしょう。しかし、だからといって、私という人間についていまのべたようなことをしている人間という風な規定の仕方からは、何も見えないだろうと思っています。むしろ、そういった闘争とか、裁判過程とか、自主ゼミとかいうものは、それそれが何かの影であり、比喩であり、それらを比喩たらしめている構造それが自体がおそらく私たちにとって切迫しており、そのテーマにとりくむ努力を放棄すれば、今までの試みが無に帰するという段階にあるのです。

このEVEにおいても、昨年、あるいは一昨年提起したテーマはあくまでも私自身のテーマの最も語りやすい、あるいは活字にやすい領域であって、そこからはみ出で、問題は深い闇の中にまだ沈んで、そこで激しく葛藤し続けているという方が正確だうと思します。そういうことを踏まえて、昨年、一昨年のテーマそのものを、より返つてみると、たとえば一昨年のEVEでは、仮装の問題というのを取り上げました。その裏側として裁判所に召喚されている被告ないし証人に仮装して、出頭したり、証言したりすることは可能かというい方をしましたけれども、その後二年間たつて、その試みはこのEVEを媒介として出会った人たちの共斗によって展開されつつあります。

仮装のテーマというのは、本来存在の根拠を交換することは可能かという問い合わせもあり、畢竟裁判所や闘争の問題に限らず、ある人間ないし関係性と他の人間ないし関係性の存在の根拠を交換することが、どこまで可能かという問い合わせをほんらいいます。そのテーマが出てきたこと 자체も、七十年代の困難な状況した情況に規定されて

私に引き寄せて、とらえ直せば、どうなるか。私の場合は、宙吊りという感覚はずっとあります。そして「そして無だ」というようには連続しなかったし、現在もしていません。そして価値判断ということではなくて、どういう構造の違いがあるのかを考えてみました。私の場合は宙吊りの感覚は、もちろんあるのだけれども、むしろ宙吊り情況をつくり出していく、あるいは、意図的に不確定な状態を運用していくことを数年間試みてきた、また試みざるを得なかつたと

いうことがあるよう思います。

宙吊りというイメージを、うんと広げて考えた場合、非存在というふうなイメージをどこかで交差しているでしょう。たとえば法廷から召喚された場合にも出頭しないという状態が何度も持続すれば、勾引されたり勾留されたりという結果があります。また、裁判でなくとも、持続的にある人に出会いはない、出会えないという状態が持続すれば、やはり、それも非存在というテーマに交差していくと思います。それから、未開封というテーマにも何度も出会っています。普通は、手紙がくるとそれをすぐ開封して読むというのが多いわけですけども、意図的に開封しないで未開封状態にしておく、あるいは、どこかへ運動させるということとも可能性なのです。どこかになくなってしまった、ないし押収された表現群の偽造も、やはり宙吊りというテーマと、どこかでかかわっています。そのほか、私が表現してきた「六甲」とか、「公園」とついていえば、ことばだけの位相での完成はあり得ないわけで、つまり未完成の過程を対象化する作業が私（たち）にとっての表現の根拠になつていているわけですから、いわば宙吊り情況への表現であるともいえます。

六十年代から七十年代へかけての、このような表現の一つの比較

いるわけで、六十年代から七十年代にかけて、一旦、きわめて熱烈に追求された闘争なりテーマが、わずか数年間で解体している姿が至る所に現出しています。それを止揚していく試みでもあるのです。また昨年のEVEで提起したものに自主ゼミというのがあり、これも、いくつものとらえ方があるわけです。たとえば、制度の中の時間割りを一つだけ、こちら側で自由にテーマを追求する場として設定するといついい方でもでき、それで間違いではないのですけれども、やはり、全体の構造のごく一部、しかも伝えやすいところを伝えたにすぎないのです。本質的なことは、大学闘争の世界（史）性を現実の制约の中でもう一度とらえ返すとどうなるかということだと思います。いまは予感的にしかいませんが、大学闘争といい方は、今後全く異なるべき表現方法で把握されない限り、その意味が見失なわれるでしょう。いいかえると、六十年代から七十年代にかけての大学闘争なるものは、決して大学という空間の中で起こった闘争でもなければ、大学という機構に対する異議申し立てだけでもない。単に大学の空間、なし、その機構をめぐる闘争であるというふうに考へてしまうと、そういう空間なり、機構なりは、この社会全体の中の小さい部分的な場にすぎないから無視できると考えたり、あるいはそれ以後のテーマの設定を、より広い領域に拡大すれば済むというような平面化した横すべりが起きます。

ここで、現実過程のとらえ方について提起しますが、AならAという事件があつたという場合、Aというものは、確実に必ず現実にあつたものだという先入観でとらえられるでしょう。そして、Aなる事件をめぐってその評議がなされます。さらに、Aというものは、もう決定的な事実であり、評議の仕方、Aなるものが正しかったり、

正しかつたりするだけであるという先入観もあると思うのです。しかし、ある事件とされるものの現実過程と、それに交差する幻想過程の比重が、ほぼ拮抗し、あるいは後者が前者をのみこみつめる世界（史）的な段階、それがいわば大学闘争なるものをうみだした情況の本質ではないか。そういうふうにとらえない限り、パリケード空間以後の問題のうち、たとえば「一公判の開示する深さは、本当にとらえられないはずです。

これと関連しますが、表現の問題について、ジャンルの解体といいう方を転倒して言えば、大学闘争以後の情況というのは、ある固有のジャンルによっては、決してとらえれないようには存在しているはずです。たとえばあるどんなささやかな大学闘争についても、それを小説に書くとか映画に撮るとかドラマにすることは不可能であり、それは直感的に納得されていると思いますが、問題なのは、それ自体の不可能性というより大学闘争をさせている世界（史）的な構造をとらえようとする方法、それぞれの解体が進行していることです。このとらえ方から、私たちの直面している七十年代の本質にかなり照明を浴びせらるるような気がします。

そういう視点から自主ゼミというようなものを考えてみた場合、本来、何かの実現としてあるというより、その実現不可能性、制約の対象の過程をどのように具体化していくかという問題設定としてもあるわけです。つまり、大学闘争過程の自分にとって、圧倒されるようなテーマ群を、一つには世代的な条件の違いによって、自分の感覚としては交差しないことをいられている人たちと共有する媒介をどこで設定するかという試みとして現在は位置しています。自主ゼミなし自主講座といわれている運動にもおよそ二つの

「まつした・のほる・表現者」

好評頒布中!!	
学術団出版局既発行物	
■ 「学術団論集 第5」	特集・敗北の完結から転化の論理へ
■ マルクス的コミニズムの最初の発想とその論理形態について	田中 吉六
■ ゲルツェンのロシア社会主義論	長嶋 光男
■ 一九〇五年革命	原 譲之
■ ソヴェト権力と内戦	藤本和貴夫
■ 「トローフキズム」の歴史的意義と限界	湯浅 起男
■ クロンシュタットの「叛乱」の歴史的意味	野田 茂徳

(63)

段階があると思います。一つは六十九年にパリケード空間の内部で開始された自主講座なり自主ゼミ、これは、ある意味では幸運な出发をしているわけで、持続している限りそれがどのような強圧をうけようとも、それを逆用してさらに展開することも不可能ではない。現に、私自身もパリケード空間でやっていた自主講座のために処分され、起訴され、そして現在も、法廷を一つの自主講座の場として展開しているということはあるわけですが、一方、それから数年経て、いわばゼロと化した、あるいはマイナスに落ち込んだ情勢から出発する自主講座なり自主ゼミが復活あります。手がかりになるものは、廢墟な廃跡ともいべき大学の機構にからめとられ、宙吊りのテーマ群をみないことをいられている人たち、しかし、ここから出発する他ありません。それ以外の場に出かけていくことは、必然が命じるときは別として、そこしかないという風に断定することは先に述べた大学闘争の把握の仕方を媒介しない限り、無効です。

昨年のEVEでのべた自主ゼミの原則の一つである公開はある意味では非常に怖ろしいことであって、だれでも来ていよいということだけではなしに、だれでも平等の発言権なり、あるいは決定権なりを持つてしむう。パリケードを内在的に解除した原因の一つの単位制度を例にすると外部からの参加者は、あらかじめ単位は取れないが、そういった構造をどのようにとらえるのかということが問われる。その場合、去年もいましたように、お金の問題を媒介にして、単位と同等のテーマの割出が必要になります。

一方、いまやっている自主ゼミは、決して全ての参加者がまとまつた方針を追求しているのではなく、参加者はだれでも、自主ゼミ

「伝統と現代」オノロウ(1975年)

私 信



松 下 昇

64

十月末までに、ご依頼の原稿をかかない理由を書いて送る、と約束をしましたので、思い切って何かを走りがきしてみます。

私が、自らの意図で構想し、発表していくうちに浮んでくる表現から、最も遠い位相にあるものは何であろうか、と考えてみる習慣が、この数年、私をしばしば立往生させますが、それは、大学闘争における懲戒処分説明書や、何枚もの起訴状が私を拘束している度合に対応しているはずです。

これらは、私が意図しようとしないと、私に関して表現され、しかも、現実的な影響をもつために、私自身の表現とは完全に対立するのですが、同時に、私から最も遠い私によって提起された表現、ということもできるし、そのようなとらえ方を媒介しない限り、それらの表現と真にたたかうこともできないよう思います。

懲戒処分説明書や起訴状に関連して、私が何かを文書にして提出する場合、そこには私の名前を記入しておかざるを得ないことが多いし、法廷で語るようなときは、速記され、調書となつて、裁判官による判断を導いていきます。(ついでにいうと、法廷での発言、とくに証言を、私は、講演との関連でとらえています。逆にいうと、さまざまな事件の被告や証人たちは、たとえ無意識のうちにも、

しいられた講演を、大学祭などとは異質の空間でいまもおこなつてゐるのでしょう。)

文字にされたものが活字になっていく過程の独立した領域の意味については、私は、それを原則的に認めますし、むしろ、その領域を通じてしか、表現の過程が異質の時々空間へ連続していかないことがあらうると考へてはいるのですが、この考えを振りうごかす別の経験をのべてみます。まず、△六甲▽、△包围▽というある表現をおこなつたのち、具体的な原稿用紙に何かをかくことのなくなつていた私が、一九六九年二月二日、はじめて、もぞう紙に、マジック・インキで△情況への発言▽をかけて掲示した瞬間には、これが、ピラや、新聞記事や、大学の広報などに引用されるることは予想していました。また、同じ年の八月八日に、バリケードが解除されるとき、私は研究室に存在し続けて、扉に、掲示を△バリケード的表現▽としてはり出したのですが、機動隊員や教職員によつて何度も破り去られたのち、すぐには破り去られない表現として、扉や壁や広場の上に直接表現するという方法をえらんだのです。この表現方法も、ラクガキとして、处分や起訴の理由になつてきます。

そして、これは私にとって重要なことなのですが、前にものべた例を含めて、私がおこなつてきた表現は、たんに、闘争における意志表示という意味だけをもつてはあります。これは、むしろ、作品や、恋文に近い領域をも包括していたのです。

この数年間、私のかいてきたものを、大学闘争の記録という視点から、まとめて出版しようという企画や、あるテーマについて原稿を書いてほしいという依頼が、いくつもありましたが、それを拒否した、というより、ためらった理由は、先に断片的にのべてきたことを、編集、出版にかかる過程でどのようにとらえるかについて極めて絶望的な情況があつたからです。従つて、何かを表現したいという衝動ないし必然性があるにもかかわらず、あえて、法廷などでしらされた時にのみ表現し(その法廷にも、持続的に不出頭したことにより、何回か勾引状が出されましたが)、あとは日々の生活を支える仕事に黙つて從事してきました。もう一つ、いくらか、いうのがつらいことですが、一九七〇年の冒頭にかいた△なものへのあいさつ▽の直後に生まれた私の子供が、胎内にいる時の母体

に強い精神的・情況的影響をうけたことを大きい理由として、出生後も発育がおくれ、現在に至るまで、一つの言葉も口にしません。たのしそうに遊びはしますが、その姿を見るにつけても、かたると、かくことの重さ、怖しさが、身にしみるのです。

以上のべたことは、あくまで、私にとっての固有な経過であり、私は、この状態を最上のものとは思いませんし、他の人におつけたり、評価の基準にしようとも考えていません。できれば、私の陥っている、この難問から、次の段階へ歩み出す道をみつけたいと願つてもいます。そのためには、ここにかききれなかつた膨大な問題群との格闘が私に不可欠であることはいうまでもありません。この一、二年間、私に、原稿を依頼する編集者はいなくなっていましたが、偶然か必然か、こんども依頼をうけたので、すぐにお断りするのも心苦しく、私信という形式をとつて、ここまでかいてきました。

いま、かなりの勇気をふるいおこして一つの提案をしますが、この文章自体を、あなたの判断によつて、原稿として掲載していただく、ということも可能ではないか、と考えています。それによつて、何かのかたちで、この文章の掲載にかかる全ての人たちの表現の根拠を、いささかなりとも問い合わせ直す契機となれば、私にとって、これ以上の幸せはありません。

一九七四年十月三十一日

「伝統と現代」編集部 林利幸様

松下昇

最も奇妙な場所



小林秀雄「Xへの手紙」をめぐって

●現代思想の難問——自己・私とは何か

佐々木幹郎

△私△といふ問題に対して△私△が思惟するということ——思想とは何か、ということに等しいこのような人間存在にまつわる根源的な問題は、それが根源的であるだけにより一層、つねに人を曖昧な観念の淵にさそいこむ。曖昧な観念は魅力的である。問い 자체が形象化された純粹精神のおもむくところでしか成り立たない場合であっても、その思惟の様式が幾重にも枝別れして、おのの細密画のような構図を見せてくれるとき、たとえそれが現実の影としてしか見えないことが理解できいても、しばしば人を立ち止まらせるに充分な魅力を發揮する。たとえば——

△あるときひとりの感心な男が、人々が水におぼれるのはただかれらが重力の思想にとりつかれているからだと想像した。もしもかれらが、この観念を迷信的な観念だと宗

教的な観念だと宣言でもして頭におかなくなれば、かれらはどんな本難にも平気でいられるであろう、と。一生涯かれはこの幻想とたたかった。重力の幻想の有害な結果についてはどの統計もあらためて数おおくの証明をかれにあげたのだった。』

(マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』序文)

古在由重訳)

特機の命が下されている。高教組はしぶしぶ一人の就労斗争に手を貸すこと認めたようだが、茅崎氏への支援については口ごもる。

新たな「出発」へ向けて八年の歳月総体を洗い直す作業の必要なものもある。今後予想されるさまざまなものと「大阪の会」に連なる我々の課題

用されたまゝ未だ地上に降り立つことを許されぬ一個の生命を闇へと葬り去る道行きのための弁明であつてはならないと思う。すべての運動がある意味において「位置エネルギー」のなる葉であるとするならば、当面、我々一人々々に課せられた問いは八年余の「伝習館」の中に産み落とされたそれぞれの想いをいかなる位相で捉え返すか、自らの日々の葉においてどのような居心地の悪い位置をとりつゞけるか、ということに他ならない。

私にとって「伝習館」とは何か？

今、一審判決という歴史的事実を前にして、又、改めてこの問い合わせ我々の上にふりかざされていることを思う。

「会」の今後のあり方についての検討を兼ねて「会」員ひとりひとりの「私にとっての『伝習館』」が激しく展開されることを希望してやまない。

一九七八・八・十四

(夢眠)

「伝習館」をともる大阪の会

人云報 No. 53

78

9

最初松下さんから大要次の様な話がありました。

私に関して相手が何も知らないことを前提として私のやつてきたことを語ろうとする時、何をどう話したらいいのか迷うのですが、ここでは最近のある経験から述べます。ある程度大学闘争に关心を持った人々、活動を通じてある種の共同性を持つ人々の集まりでは語りやすいけれども、この数年定職を持たない人間として数々のアルバイトを仮装形態でやってきた者にとっては、仙者には殆ど何も語れないという一種の困難さがずっとあります。

そのズレを運動させようと先日、「裁判の費用を立て替えています」という政府広報を新聞で見て、ある公判

の日に、神戸地裁の弁護士会を初めて訪問しました。受付の人は私の方を知らないので普通に名前、職業を聞き、定職がないといふと失業者の扱いで神戸市役所の法律相談へ回されました。次の日、朝から待って午後やっと市役所の職員と面接をし、処分取消しと人

事院審理再開請求の訴訟をやりたいが広報にあるように費用を貸してくれるかどうか聞くと、相手は労働問題と受けとめて処分理由の書類を見せる要求し、二度して「こういうことをやってたらとても無理です」と言いました。その人は弁護士に会うまでの選別の係でした。

法律相談の窓口には、病院の待合室のように、裁判官とは逆の意味で法的に病み疲れた人がたくさん待っていました。たいていは、交通事故、離婚などのように日常性に関する事件で、その人達と一緒に私は日常と離れた法律とか裁判とかに触れるのが、遠い世界の様な感じがするためにはらかの助言を求めてやつてくるのでしょうか。そういう所に入りこんだので、専門家を呼んでくるとはいっても、戸市の処分担当の人事委員会のメンバーを呼んできました。彼も顔色を変えて、「こんな問題は扱わないから帰れ」と言わんばかりの態度をとりました。しかし、法律的な相談をしに来たのだから弁護士に会わせてほしい、といって、やつと夕方近く弁護士に会うことになりました。しかし弁護士もやはり無理だろう、というつまづきを教えてくれ、十数日後に、いくつかの手続きをへて弁護士会へ部の審査委員会に出席できることになりました。それは六月十六日になります。この様な一連の経験を通じて、何も知らない入ないし固定観念をもつ人に自分の処分、あるいは裁判を語ることがどれ程

第25回例会

「松下昇氏を囲んで」報告

(64)

我々の会の第二十五回例会は、六月十日の午後大阪教育大で開かれました。大阪でのこのようないい集会への参加はじめてという松下昇さんは神戸大学の処分説明書などいくつかの資料をもってきて下さい、事務局員を中心に約十五名で、余り形式ばらない三時間程の会を持ちました。こういう会の形容としてはいささか不謹慎(?)かもしませんが、松下さんの人柄、あるいは生き方に接して久しさり、事務局員を中心とした感想でした。以下、かなり詳しい客観的な報告と、出席者の二人の感想を記します。ただ紙面の都合で縮めたために報告の文章が堅くなっています。松下さんのゆったりした語り口を伝えられないのが本当に残念です。

六月十日の集会参加者をふくむ「自主セミー」に公開されることを知っているので、困惑したまま、八月二十八日現在いかなる反応も示していない。（松下）

十月十二日

雑誌ラディックス四号（七一年六月発行）は処分理由や処分過程の不当性を処分直後に語った私の言葉を再録していますが、表現媒体の問題をのぞけば、今、読み返して基本的に全く変更の必要を感じません。そして、その提起がまだ、処分を必要とするものたちに受け入れられないのも同じです。それを要約しながら処分理由十二項目を批判していきます。（別添資料参照）

(1) 「「旧大学秩序維持に役立つ一切の労働（授業、試験）を放棄する」と宣言し六八年後期夜間課程の担当授業の成績表を提出せず、同期星間課程の期末試験の実施を拒否した。また六九年前期の担当授業を行わなかった」について――

六九年二月に出した（情況への発言）を引用することで客觀性をよそおっていますが、全文引用して全面的に批判するならともかく、一部を勝手に切りとつて現在の法規に触れるという、表現に対するそういう残酷さが大学や国家の発想の根底にあります。

□「六八年後期星間課程の担当授業科目の成績判定で、受講者全員にゼロ点をつけた」について――

これは表現そのものの配布が載かれている意味で重要です。近代社会を呼びかけ、実行しました。また、当時の神戸大では単位認定権の敗北への批判という背景があり、一年近く授業や試験、レポートの採点が実際にできないという情況で、教師が主観的に点をつけることが教長会できまっていたのです。長するに成績表の枠をうめて進学させてしまえという斗争圧迫です。だから全員百点とか五十点とか、つまり全員零点をつけた人がかなりあり、これがゼロでも原理

□「六九年九月一日の授業妨害」について――

神戸大では、実験の場合講師以上と助手と二名が担当するのですが、助手の人が今迄の形式の実験をしないという声明を出しており、その実験室の自主講座に参加しつつあります。

(6) 「生物学実験の訪客」について――

神戸大では、実験の場合は講師以上と助手と二名が担当するのですが、助手の人が今迄の形式の実験をしないという声明を出しており、その実験室の自主講座に参加しつつあります。

(7) 「六九年十月八日に教養部学舎の正門等にバリケードを築いて授業を中止させた」について――

これも表現行為そのものを罰するという点で四と同じで、受験生は自発的に試験を放棄し、試験そのものは行われなかつたのです。

(8) 「六九年十一月三日処分を審議する教授会の公開を要求して会場

的になまわない答だという発想は自明でした。更に当時、全共闘の学生の中には獄中にいて試験も受けられない者もいたので、点をつけるとすれば、差しかり得なかつたのです。

三「教養部教授会に欠席した」について

教授会欠席が処分理由になるのであれば、殆ど既ての大学教官が処分されます。当時の神戸大では教授会は授業を休講にし、機動隊を導入して開いていました。物理的にその会議室に入るかどうかよりも、その様な開き方に対応する仕方こそが問題なので、その意味ではいつも私は出席していましたと思います。処分者は権力をもつものには有利な判断しかしていません。

四「教職員に対し入試事務の拒否を煽動するビラを作成し、配布した」について――

これは表現そのものの配布が載かれている意味で重要です。近代社会を導入して開いていました。物理的にその会議室に入るかどうかよりも、その様な開き方に対応する仕方こそが問題なので、その意味で

はいつも私は出席していましたと思います。処分者は権力をもつものには有利な判断しかしていません。

五「封鎖解除に際して退去命令に反して残留した」について――

これは自警団人がいないのです。裁判でも明らかになっているのは、ただ部屋の電気が一晩中ついていたというだけで、我々はへ光のバリケード」と呼んでいます。退去命令を無視したケースは他にいくつもありますが、処分理由になつていません。

六「教室を長期間占拠して、授業のための使用を妨害した」について――

バリケードが開始された段階から、最大限にその教室を利用し、長い意味での研究活動を続けたのは誰か。その間大学当局はどうしていたのか。その間を捨象したところでいわゆる「正常化」過程での妨害のみを処分理由にしています。また、ここには出でないけれど

内は全面入り禁止になり、授業も中止して機動隊だけに頼りつつ処分を強行しようとして、私を含めて四一名が逮捕されました。これ以

て――

前半は、私の処分を初めて審議する教授会紛糾闘争の時で、起訴の理由にもなっています。不法侵入、威力業務妨害で。後半は、処分を最終的に強行しようとした時で、この時は教授会の前日から構内は全面入り禁止になり、授業も中止して機動隊だけに頼りつつ処分を強行しようとして、私を含めて四一名が逮捕されました。これ以

て――

教員の数十名にわたる供述が行われ、白付けをさかのぼって、前年度以降のいくつもの闘争が持続している所には落書きとよばれるものがあります。仮に落書きをして学舎を損傷した」について――

どの様な大学でも闘争が持続している所には落書きとよばれるものがたえずあふれるように生き生きと表現されているのに、これが個人的な処分の理由になつているのは極めて例外的です。そればかりか、民事訴訟の水準で三百数十万円の賠償請求もしてきました。そ

の金額は例えば黒板のどこかに何かが書いてあると黒板全体を新しくするという計算をしているのです。そして告訴という形で刑事訴訟を重層させています。今年の六月五日神戸地裁で、この事件について検察側の証人訊問があつたのですが、私の反対訊問で実際見てもいらないのに供述を強制されたことが明らかになつています。検察官は六重のカフコを「く」の字形十二個といふ、へへ論に

下限で公開しています。

以上で、処分理由を簡単に批判しましたが、私がやつてきた行為は決してこの十二項目に対応していないし、処分者がこのように詰めこむする行為はやっていないので、誰のことなのかという不思議さがあります。仮に落書きがあるとすれば、全体を取り出す、あるいは中心部を切り出すということをしないで、皮を薄く切り取つて二次

れは、私自身のやったことの総体を明らかにすれば、又处分者の

行為との関連で總てをさし出せば、彼らの存在の根柢そのものが崩壊してしまうからです。彼等はなりふりかまわず処分するのだと

いう本音を出せないのでこういうやり方をしいられるのです。

現在まで八年間定職なしで生きてきましたが、自分のやつたことの本質や方針に変更を認めません。そのような位置に置かれたなら何

度でもそのようにやるだろうとずっと思っています。この世界の真、の姿が処分なり裁判なりの形で持続していることを逆用しつつ、大學闘争が明らかにした意味を現在から未来へ伝えたいのです。

今処分理由の批判をしましたが、処分過程もデータでました。常

識的に考えて一つの事実を評価する為には当事者を呼んで反論の機会を与えるのですが、私の処分に関しては一度も十分な機会がなく、反論しようと教授会に出席した所を現行犯逮捕させて処分を強行し、告訴し、刑事事件と重層させて学内から追い出そうとした

のです。私の行為は過去形でなく、その一例を上げると現在も神戸大学の松下研究室は誰も使うことができないまま、内部にあった

資料や私の子供達のおもちゃなど一切を当局が隠し、留学している教官の部屋へ次々と巡礼させていることが明らかになっています。

つまり、國民の税金で誰かが留学するのと逆比例する形で闘争にかかる資料がその研究室の間の領域を巡礼している。そういうことを含めていろいろな問題を明らかにし、反撃の突破口にしていきたくと思っていました。現在でも神戸大への立ち入りが禁止されていて、以前入った時には告訴されて刑事事件になっています。裁判で立証する必要があり写真を取ろうとしても公然とは行けない、というこ

とについて学内と裁判所で問題点を拡大しています。そして直接には斗争を体験しなかった学生諸君も、次第におどろくべき闘争の意

は、現在十数名減んだところとか。確定した件も実は裁判長の詰め裁判へ法廷等の秩序維持に関する法律というのがあって、法廷内のできごとにについては調査裁判を開いてその裁判長の主張で刑をいいわたせることで二七日間監禁されていて、その後さらに起訴するのは二つのことで二度罰せられることはないという憲法の規定にさえ違反しているのです。松下さんは、刑務所の中のことをいろいろ知つて面白かった、と笑っておられましたけれど。

その談話は京大の自主ゼミのことに移りました。松下さんに上れば、

京大教養部では、学生の推薦する人を（非常勤）講師としてゼミナールを開く、という制度を獲得していたが、これを文字通り実現すれば障害で話せない人でも講師になれることがある。実際私の子供もそうで、最初学生諸君の要求は松下昇、末宇、二人を講師としている。ということだ。ドイツ語教室の段階で拒絶反応が生じ、教授会で圧倒的に否決されて認められなかった。しかし自主講座は実質的に七四年から四年間続き、週一回以上大学の時間割を占拠した。履修料一千円を管理していたこともあって、そこで我々が何をやろうと当局は認めざるを得なくなつた。又、参加者が確認してきたへ相互評議へ（学外者を含む）は単位制度のみならず、あらゆる關係性に応用しうる本質を開示はじめた。それで当局はその拡大を非公式に恐れた。この6月の段階で自主管理中の部屋が、大学当局によつて逆封鎖された。制度自体も廃止の方向だ。

自主講座の参加者は實に多様で、幼児や公務員などの他に、哲を走っているタクシーの運転手もいた。この人は前にバリケードの中をのぞいて楽しかったので、ということだった。単位が欲しい、と

未だ気付きました。

△王さんの人と

以上、私に関する事実性の一部にふれましたが神戸大に限らず広い位相で問題を考えると、大学闘争は人間の生き方を包括する世界史的な矛盾から発している以上、どこがで共通点を集約しているし、それを更に未来形で共有していく必要性を感じています。

資料の中に「反処分トーケイン」（五・二七）のピラがあります。余裕がなくて集会に出席はしなかつたのですが、これを見ても闘争は各地で続いている。ここに記されていない闘争がいくつもある

て大学関係でも例えば都立大、徳島大、岡山大、京大の憲政免職、新潟大の戒告などがあります。

私自身の処分についての人事院審理も七年に開始されましたがあまり吊りのまま審理は再開されていません。そういう困難な七十年代が続いているのですが、不思議なことに绝望はしたことがなくて、大丈夫なのだという気がしてます。

その他語ることは無限にあります、一応この位にして質問なり絶えず何か楽しき様なものを感じ続けているので、それがある限り大丈夫なのだという気がしてます。

意見なりを聞いて更に話をします。

この後出席者の自己紹介をして、大学闘争以後の松下さんの話をうかがいました。

松下さんが現在かかわっている裁判は、民事が二つ。損害賠償と研究室使用禁止でいずれも松下さんが被告。刑事事件の方は併合したり分離したりでややこしいけれど、公訴事実は八つほど。そのうち岡山地裁で卵を投げた件は最高裁が懲役一年、執行猶予三年を確定させたがっているが、再審請求中で、その他の件は検察側の立証段階だそうです。何と神戸大の教職員六十人の証人申請をしていて意見なりを聞いて更に話をします。

この後出席者の自己紹介をして、大学闘争以後の松下さんの話をうかがいました。

松下さんが現在かかわっている裁判は、民事が二つ。損害賠償と研究室使用禁止でいずれも松下さんが被告。刑事事件の方は併合したり分離したりでややこしいけれど、公訴事実は八つほど。そのうち岡山地裁で卵を投げた件は最高裁が懲役一年、執行猶予三年を確定させたがっているが、再審請求中で、その他の件は検察側の立証段階だそうです。何と神戸大の教職員六十人の証人申請をしていて意見なりを聞いて更に話をします。

この後出席者の自己紹介をして、大学闘争以後の松下さんの話をうかがいました。

授業の自主管理は教材の自主管理に拡がった。ドイツ語が何故必要か、いろいろな課目が何故必要か、という問い合わせから出発して、大学と無縁で全くドイツ語ならドイツ語を知らない人がそれに出会う困難さを参加者が持ちよつて教科書に作つてみようとした。初期の段階では三一書房が全面的に賛成していたにもかかわらず、内容の一部が過激だということで削除してしまった。削除された部分をパンフレットとしたのが「正本ドイツ語の本」だ。（入手希望者は連絡して下さい。）三一版の「ドイツ語の本」を教科書に使つて「正本」を持って行ってへゝ焼き風に充りつけ、問題点を提起してきた。京都市大学が自主ゼミを認めなくとも、その本を使つて全国各地に自主ゼミは拡大してしまった。

しかし、「ドイツ語の本」を進歩的な意図で使つていても、試験の役割を、左翼によるマルクス主義の導入を含めて抑圧的に捉え、従つて「ドイツイデオロギーが読めるからドイツ語をやる」という問題の立て方にへ言語／そのものに到達しない存在の位相から反対されます。

ドイツ語にしろ、大学にしろ、言葉にしろ、すべてを戻つてきた闘争が大学闘争で制度と衝突し、闘争が圧殺される中でどうしても

そこからすぐには全ての人が脱出できない制度の弊があり、それとどう対決するかという長い苦闘の中で、きっかけとしてドイツ語について何かを始めているとしても、それはどんな科目、どんな場所におきかえてもいい。現に自主ゼミは様々な被処罚者を含んでいて、その専門をいうなら全教科を教っており、それらを総体的に突破する試みが既にしている。

科目や本はきっかけにすぎなくて、それを持ちこんだ場所でおこる様々なテーマが広い意味での本であり、自主ゼミである。又、その経過をパソコンで本にするのが先駆的といいとは思わない。それは現代までの人の間の技術や文明をどこかで肯定していないとできない。自分としてはそのこと自体を疑ってとりくんできた。

原理的に言つてしまえば、本来、被抑圧者に必要なものは全部解体して占拠してしまえばいいので、それは反専門というのだが、六十年代専門の水準を包括し、のりこえる根拠としていうのだが、六十年代末には教授会による承認の必要な自主ゼミなどでなく、空間を占拠した自主講座を、排除されるまでやつてきたのだ。その苦痛の質をあきわめずに、制度としての自主ゼミを切りはなしして論じてはならないと思う。

従つて、松下さんは自分の能力なり経歴なりが自主講座や自主ゼミを作るのに役立つた、ということを否定されます。「専門」の重翠さを一概に否定はされませんが、たとえば教授会決定が構成員の個人の専門をこえた所で力をもつ様に、職業を通じて持たれる意珠と、それを越えた所で持たれる意味を構造的に見ていかないと足をすくわれる、といわれます。

話はそれから松下さんの生き方に進みました。伝習館をとつてみると、

おなじみの「私ならば長年かせためた原稿やメモ類（とくに七六年四月九日に死亡した未宇に關するもの）を、そのままでは誰にも内容がわからぬにしても、バラバテになると再構成が困難なので第一に移したい」という。権力の方は違法行為の証拠や人の名前が欲しい。そのためには一切合財全部に目を通さなければならぬ。このズレ方の構造は一つのカギがある。対権力闘争を支えるのは政治思想だけではない。権力が予想しないなかでそれが、私たちを眞に支えていた。

六九年入学者について書くと、彼等は入学試験の時にパリケードがあつて、やっと入学すると授業がない。そのうちに機動隊が入ってきて、張するにその前や後に入学してきた人達とは違った時間性を見てしまった。それは貴重だと思う。彼等をはじめとする全共闘派は自分の内部の時間性がどこかで壊れているが、その壊れたの対象化と応用が今後問われていくだろう。私の知る何人も人は授業料未納を理由に除籍処分を受けて講義を全く聞かずして大学を去つた。彼等のうち被告になっているのはごく一部だが、我かれているの

でも、運動に分裂があり、最初第三者にも感じられた楽しさが失われていった過程がある様に見えるけれど、松下さんのいう処分、起訴後の楽しさの中味は何なのだろうか、という質問に松下さんは、

分裂はマイナスではなく、対象化すべき潜在的なプラスである。私自身、誰よりも深く分裂をくぐってきた人間として、そういう處分、起訴後の生活については、思想的なものだけでは生活できないのではないか、という不安は誰にでもある。私自身処分の前には困ったことになつたな、という気持もチラチラとしながら、絶対生き抜ける、という氣もあった。案するより生むが易しだ。何かを判断し、それがどう考えても正しい、という場合その正しさが、全く無関係に見える他者や生涯にわたる生活の重みとどこで拮抗するのか、それを把握し、そこを支えるだけのものを創り出していかないと大學生闘争以降の状況は生き抜けない。

刑事事件の被害になつて後悔したことはない。私は刑務所でも普通に見物できることころを見てやろうと思った。そして人間の生理や権力の生理に新しい発見をした。裁判でも検察側証人の方が不愉快な打ちひしがれた表情だ。こちらは、國家が保証する時間、空間、費用で自主講座を拡大しているのだから、面白いなあ、と率直に思う。言ったことも国家が記録してくれる。落書きしても、一瞬の表現を何年も何晩にも追求してくれるのだからありがたい訳だ。しかし、最終的なねらいは裁判過程を媒介に、権力と存在のあらゆる矛盾を開示し、打倒の準備をすゝめることにある。

権力は弾圧しているようでも本質的なものは抹殺できない、といふ確信がある。たとえば、今日この瞬間に住居を捲き散らかすとする

と、その人が隠そうとするものと相手が探したいものにはズレがある。たとえば十六日に予定されている神戸弁護士会での訴訟費用扶助に關する話し合いどこの例会の差（松下さんの話の受けとられ方の落差）のおそらくそれを語り、親類の子供が大学へ行つても決してドイツ語を知らない、という情況をいいながら松下さんは、どんな人の内部にも、画曰さ。つまり松下さんのやろうとしたことと共通しないし、あるいは別の闘争をしたかも知れない。その意味で彼女は彼女の自己史の結体に注目し、共闘してゆきたい。

この記録はテープをもとに部分的に要約しましたが、責任は勿論執筆者にあります。できれば、テープを全部きくか、直接、松下さんと話をして下さい。

（永峰）

松下さんのこと

— 第25回例会に出席して —

松下さんの顔を見たのは何年ぶりだろう。たしか神戸で松下さんに少しつれていた時以来だと思う。最後の日に少しつれていた時、審理会場はガランとしていて小使さんが一人掛けをしており、被処分者の方の控室では代理人達が、ボカンとあつけていた氣分と、当然と思う氣分とが混りあった様な顔をしてたむろし、ボソボソと議論——というよりおしゃべりをしていた。その朝松下さんは代理人を全員解任して六甲に散歩にいった、といふことだった。といった風に、松下さんはいつもエピソードで思い出される様なところが、私にとってはある。

久しぶりの松下さんは、記憶の中の松下さんと全く同じだった。やせも太りもしていない。頭は少し薄くなつたかも知れない。相変わらず小さい声でゆっくりと、何でもないことの様に話されることはたとえば、人事院審理をちゃんとやれ、ということを裁判で争うために訴訟救助を申し立てて、神戸地裁から市役所へいって一日ネバつたあげく、神戸弁護士会の審査会に出て口頭で要求を述べることになつた、といったことなのだ。自分がやつた当然なことが問題からねかえされてくる時の消耗、といったことが見られなくて、楽しそうなのである。処分理由に注釈をつけながら説明しておられる時もそうだ、原則的なところであきらめたり妥協したりしない。ただ、小学校入学と同時に原因不明でなくなられた、障害をもつたお子さんについてだけは、どういう風につぐないをし、させたらいいのかわからない、といつておられた。

松下さんは本質的に詩人なのだと思う。ヘルダーリンに傾倒している、と昔うかがつたことがある。詩人というのは世界をまるごと

第25回例会に参加して

今、私は

松下さんの見ているものは何なのだろう。松下さんを支えているものは何なのだろう。答えようもなく、面白かった。松下さんとの語り合いの間中、ずっとそう考えていた。

十年間、定職をもたずくやつてきた現在、ふり返つてみれば、今、又同じ状況があれば、同じことをしたであろうと思う」という言葉をいともこじやかに語られるあの表情をあの場に居あわせない第三者に伝えることはとても難しい。敢えて言えばそれは、初めて茅崎さんに出会つた頃、茅崎さんに感じた想いに似ていると言つていいだろうか。

絶望をしたことはなく、たえず楽しさのようなを感じていた」と語られる松下さんは本当に楽しもうで、その松下さんと共に居る例会の参加者達も又、久しぶりに、実に楽しかった」と語る。このような雰囲気が明らかに、いつの日かまでの「伝習館」にはあつたななどと今更のように思つてみたりする。

私の面白さはすべての人の中に深く眠っている筈のもの。だと云われる松下さんの言葉は、決していわゆる「政治・斗争などから出て来よう答もないものに違いない。イデオロギーなどに説得されぬ「存在」。自体の厳しさ、深さから発する「面白さ」。こそが人の心をのびやかに解き放つ。

こののびやかな解放感だけが、血縁からも処分され、血縁の便児までも、権力によって奪われた、松下さんの「対権力斗争」を持続させているエネルギーのようにも思われる。内部分裂もホンネが出ていいなあ。と語りうる捉われのないのびやかさこそが生命なのかも知れない。

自分の現場との関わりを対象化しえず、に敢つたあまたの支援者達を些かなりとも乗り越えうる視点をそこに構えたような思いがしている。

(五・五)

（五・六）

（五・七）

（五・八）

（五・九）

（五・一〇）

頼む。谷川雁が昔いた様に、すべてを所有するために何も所有しない。その、松下さんが断平として所有しないものの中には、当然自主講座や、おそらくそれを基盤に編輯され、三一書房から出版された「ドイツ語の本」のこと、その出版に際して翻られた、成立史的、又は思想的に重要な章を兼めて印刷された「正本ドイツ語の本」、それを持って全国の「ドイツ語の本」を使っている大学をもって売ってきた話、などをしながら松下さんは、講師は誰でも良かったのだ、とおっしゃる。他の教室では認められなかつた「松下昇による自主講座」がドイツ語教室で認められたのは、松下さんの能力があったのだし、自分の出る自主講座はドイツ語でなくても良かったのだ、とおっしゃる。松下昇によると、折原浩氏が駒場の東大教養学部で開いている自主講座の雰囲気は、のぞいた限りではきわめてアカデミックである。

当然ながら、詩人は賛賞できるので誰でもなれるわけではない。特に、松下さんの様に仮名でアルバイトをしていても警官が聞きこみにきてくびになる、という様な生活を続けながら、しかも月々少くとも3万円の裁判費用をまず捻出しなければならない、という情況では。しかしときらかに、自分はなれないにしても、我々は詩人を必要としている。専門にこだわりながらも「遊」もうとすれば専門批判の観点が必要であるし、それは専門の中からはついに出てこない。

たとえ別個に進んでいるにしても、共に攀とうとしていることの実感を、自分は本当に攀とうとしているのか?という反省と共に手に入れることでできた第25回例会は私にとって重要だったと私は思っています。

（黒江 光）

大阪私学教組

七八・六・二三付

高橋中・高校坂本裁判勝利等集号より

昭和四〇年九月一日(始業式)組合配布の「生徒諸君へ」というビラ(アフチ上げ刑事件の真相を訴える内容)に、まどわされた山校長らの態度を批判するという内容的にもすぐれた判決です。分会では、二十日団体交渉を行いましたが、松山校長は「敗訴であることを聞いたが、判決文をよんでもいいので」と態度を明らかにしていません。分会は判決を遵守するよう申し入れています。

（五・一）

（五・二）

（五・三）

（五・四）

（五・五）

（五・六）

（五・七）

（五・八）

（五・九）

（五・一〇）

内容や刊行過程についての質問・提起、印刷が
よみにくい箇所や欠落ページの指摘などは左記
へご連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町一ー一 松下氣付
批評集刊行委員会
(TEL-078-821-4984)